

様式 1

事務事業調整一覽表

(平成 1 6 年 1 月 2 2 日 現在)

庄内南部地区合併協議会

目 次

専門小委員会名	部 会 名	分 科 会 名	ページ	備 考
第一小委員会	総 務	庶務・人事・選挙管理	1	
		企画	8	
		財政	14	
		電算システム	16	
		議会・監査	17	
		会計	21	
	商 工 観 光		23 26	
第二小委員会	住民生活	住民	31	
		生活	36	
		税務・国保	40	
		環境	55	
		消防防災	57	
	健康福祉	健康	63	
		福祉	73	
		高齢者福祉	82	
		社会児童	89	
	教 育	管理・学校教育	94	
		社会教育	102	
スポーツ		110		
第三小委員会	農林水産	農政	114	
		林業	128	
		水産	133	
		農業委員会	136	
	建 設	都市計画・都市整備・建築	141	
		土木	150	
		上下水道	159	

部会名	総務	分科会名	庶務・人事・選挙管理
-----	----	------	------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
011 001	市徽章	徽章をどうするか。	新市名決定後検討する。	経過措置	1年以内
011 002	市役所位置	本庁舎、支所の位置をどうするか。	鶴岡市役所を本庁舎、役場庁舎を支所とする。	合併まで	
011 003	市民歌	新市民歌及び現市町村民歌をどうするか。	新市において検討する。	経過措置	3年以内
011 004	市の木、市の花	新市の木・花等及び現市町村の木・花等をどうするか。	新市において検討する。	経過措置	3年以内
011 005	都市宣言	既存宣言の統合等の調整の必要がある。	新市において1年以内に検討する。	経過措置	1年以内
011 006	三役日程管理	市長・助役の日程管理方法をどうするか。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 007	随行用務	市長・助役の随行、運転手配置をどうするか。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 008	陳情要望対応	陳情要望に対する体制をどうするか	三役対応と支所対応とに区分する。	合併まで	
011 009	各種文案の作成(式典あいさつ文等)	作成本数の増加にどう対応するか。	担当課、支所等担当区分を明確化する。	合併まで	
011 010	各種電報打電	打電対象者の調整、打電担当体制を整理する。	支所対応等、打電担当体制を明確化する。	合併まで	
011 011	その他秘書用務	特になし。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 012	市長会用務	特になし。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 013	市町村会用務	特になし。	町村会から脱退し、市町村会に加入する。	合併まで	
011 014	長招集会議	会議の種別位置付け、回数、日程概要の決定をどうするか。	合併までに調整する。	合併まで	
011 015	定例記者会見	記者会見窓口を一本化する必要がある。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 016	広告掲載	掲載基準を統一する必要がある。	基準の統一をすることで、1年以内に検討する。	経過措置	1年以内

部会名	総務	分科会名	庶務・人事・選挙管理
-----	----	------	------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
011 017	例規等の審査、指導	例規の審査・指導の担当部署及び改正の方式に違いがある。	担当部署を一元化し、公文規程を統一する。	合併まで	
011 018	法令審査会	例規審査の方法・対象範囲及び審査会委員構成をどうするか。	合併までに決定する。	合併まで	
011 019	条例等の公布、公表	特になし。	本庁舎掲示場に掲示する。	合併まで	
011 020	追録加除整理(例規集)	加除回数をどうするか。 紙の例規集を保持するか。	年4回議会閉会後に更新する。 原則庁内LAN利用。総務担当に紙で備える。	合併まで	
011 021	例規データベース	支援ソフト、庁内LANをどうするか。	例規整備と合わせて合併まで決定する。	合併まで	
011 022	議案取りまとめ・配布	事務体制をどうするか。	組織体制の検討のなかで、合併まで決定する。	合併まで	
011 023	訴訟・法律相談	顧問弁護士の選任及び係争中の事件への対応をどうするか。	合併まで決定する。	合併まで	
011 024	文書保存、書庫管理(保存)	文書保管場所・保存年限、文書管理システム等をどうするか。	合併まで決定する。	合併まで	
011 024	文書保存、書庫管理(廃棄)	廃棄文書の取扱いをどうするか。 合併前文書の取扱いをどうするか。	新市において検討する。 各支所の保管場所を暫定的に利用する。	経過措置	3年以内
011 025	収受、配布、発送(収受)	各施設への文書配送方法をどうするか。	連絡車による文書連絡を行う。	合併まで	
011 025	収受、配布、発送(LGWAN)	LGWAN(総合行政ネットワーク)への対応をどうするか。	庁内LANの整備、電子文書管理システム構築を図り、3年以内にLWAN対応とする。	経過措置	3年以内
011 026	公印管理	公印の種類、個数、保管場所等をどうするか。	合併までに決定する。	合併まで	
011 027	公印審査、印影承認	公印審査、印影承認をどうするか。	公印審査は本所・支所で行い、印影承認は本庁で行う。	合併まで	
011 028	文書印刷業務	印刷業務の方法をどうするか。	当面現行方式を継続し、合併後3年以内で効率的な方式を検討する。	経過措置	3年以内
011 029	情報公開窓口、運用指導	新市の制度制定時期、請求者要件等をどうするか。	合併時に即時対応し、制度の内容は鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	

部会名	総務	分科会名	庶務・人事・選挙管理
-----	----	------	------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
011 030	情報公開目録作成	検索方法の統一化が必要。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 031	長の資産公開	特になし。	新市発足後の初議会で条例を提案する。	経過措置	1年以内
011 032	個人情報保護制度	新市の制度制定時期、請求者要件等をどうするか。	合併時に即時対応し、制度の内容は鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 033	法条例の基準作成の相談指導(行政手続制度)	審査基準、標準処理期間、処分基準に違いがある。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 034	庁舎管理	庁舎管理体制をどうするか。	当面現行のままとし、合併後3年以内で効率的な方法を検討する。	経過措置	3年以内
011 035	庁舎美術品管理	美術所有品の全体把握、一元管理が必要。	当面現行のままとし、合併後3年以内で全体把握、適正配置を行う。	経過措置	3年以内
011 036	総合案内、警務員	総合案内、警務員の配置をどうするか。	合併当初は案内業務は本所、支所ごとに配置し、3年以内で検討する。警務員は配置する。	経過措置	3年以内
011 037	使用許可、拾得物処理等	施設の目的外使用料算定基準を統一する必要がある。	3年以内で調整する。	経過措置	3年以内
011 038	庁内電話管理(電話交換)	代表電話、内線電話等をどうするか。	合併まで調整する。	合併まで	
011 039	庁舎自衛消防隊	未設置の庁舎に組織をつくる必要がある。	合併までに組織体制を整える。	合併まで	
011 040	避難訓練	各支所ごとに実施する必要がある。	1年以内に各支所ごとに実施する。	経過措置	1年以内
011 041	運転整備管理	庁用車の配置基準の統一が必要。	3年以内で調整する。	経過措置	3年以内
011 042	運転業務	運転手付庁用車の対象、文書連絡車をどうするか。	1年以内に調整する。	経過措置	1年以内
011 043	自動車借上げ	使用基準の統一が必要。	1年以内に調整する。	経過措置	1年以内
011 044	名誉市民顕彰	推戴基準を統一する必要がある。	鶴岡市の例を基本に1年以内に調整する。引き続き顕彰する。	経過措置	1年以内

部会名	総務	分科会名	庶務・人事・選挙管理
-----	----	------	------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
011 045	市政功労表彰	表彰対象・要件基準を統一する必要がある。	鶴岡市の例を基本に1年以内に調整する。引き続き顕彰する。	経過措置	1年以内
011 046	市制施行記念事業	新市の市制施行記念事業をどうするか。	1年以内に調整する。	経過措置	1年以内
011 047	各種表彰制度	表彰対象・基準を調整する必要がある。	1年以内に調整する。	経過措置	1年以内
011 048	その他表彰	推薦依頼時の対応をどうするか。	当面従来どおりとし、旧市町村単位での推薦体制を確保する。	当面従来どおり	
011 049	叙位叙勲褒章(地方自治)	潜在候補者を一括管理する必要がある。	本所において一括管理する。	合併まで	
011 050	行幸啓等対応	特になし。	各々のケースにより対応する。	当面従来どおり	
011 051	市史編さん事業	編さん刊行計画を調整する必要がある。	3年以内に新市としての計画を策定する。	経過措置	3年以内
011 052	姉妹都市等交流	交流のあり方、事業等を調整する必要がある。	合併まで方針を調整し、新市において盟約を再締結する。	合併まで	
011 053	平和都市推進記念事業	平和都市宣言をどうするか。	1年以内に検討する。	経過措置	1年以内
011 054	共催後援の承認(他課に属さないもの)	承認基準の統一が必要。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで	
011 055	届出の受理、告示(境界変更)	特になし。	特になし。	合併まで	
011 056	固定資産評価審査委員会事務	事務担当部署をどうするか。	本所の総務担当部署で担当することで、合併まで調整する。	合併まで	
011 057	名刺交換会業務	開催主体組織等の調整が必要。	新市で一本化し、市主催で開催することで、1年以内に調整する。	経過措置	1年以内
011 058	庶務各種負担金	各種負担金をどうするか。	合併まで調整する。	合併まで	
011 059	課内庶務一般	総務庶務担当の事務所掌をどうするか。	合併まで調整する。	合併まで	
011 060	職員表彰等に関する事務	表彰要件、方法等に違いがある。	統一することで、合併まで調整する。	合併まで	

部会名	総務	分科会名	庶務・人事・選挙管理
-----	----	------	------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
011 061	分限・懲戒に関する事務	処分基準、手続き、効果等に違いがある。	統一することで、合併まで調整する。	合併まで	
011 062	各種休暇・義務免に関する事務	休暇の種類、職専免基準等に違いがある。	統一することで、合併まで調整する。	合併まで	
011 063	育児休業に関する事務	様式を調整する必要がある。	統一することで、合併まで調整する。	合併まで	
011 064	職員団体に関する事務	労使交渉の慣行、労使間確認事項等を調整する必要がある。	新市において労使間で協議する。	経過措置	1年以内
011 065	組織機構・人員配置に関する事務	組織機構、人員配置の決定方法をどうするか。			
011 066	時間外時間数の聴取・査定に関する事務	聴取時期・内容、査定方法等を調整する必要がある。	1年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	1年以内
011 067	臨時職員等任用に関する事務	賃金、身分の取扱い等を調整する必要がある。	統一することで、合併まで調整する。	合併まで	
011 068	賃金の聴取・査定に関する事務	聴取時期・内容、査定方法等を調整する必要がある。	1年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	1年以内
011 069	定型的調査等に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 070	職員採用試験に関する事務	職員採用試験をどうするか。	1年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	1年以内
011 071	異動・退職に関する事務	退職勧奨の取り扱いについて差異が見られる。	統一することで、合併まで調整する。	合併まで	
011 072	条例・規則・内規等の制定・改廃に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 073	議会対応事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 074	職員研修事業	研修制度、研修内容をどうするか。	1年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	1年以内
011 075	人材育成基本方針の策定に関する事務	特になし。	1年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	1年以内
011 076	職員台帳に関する事務	合併以前の記録の取扱いをどうするか。	1年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	1年以内

部会名	総務	分科会名	庶務・人事・選挙管理
-----	----	------	------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
011 077	職員名簿作成に関する事務	記載事項、配布先をどうするか。	1年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	1年以内
011 078	人事管理システムに関する事務(人事・給与)	システム統合、管理項目等をどうするか。	合併まで統一する。	合併まで	
011 079	昇給管理に関する事務	昇格昇給制度、技能職給料表等に違いがある。	合併まで調整していく。	合併まで	
011 080	人件費予算の管理事務	管理体制をどうするか。	組織機構の検討のなかで、合併まで決定する。	合併まで	
011 081	給料の支給に関する事務	支給基準、計算方法、支給方法等に違いがある。	合併まで調整していく。	合併まで	
011 082	手当の支給に関する事務	支給基準、計算方法、支給方法等に違いがある。	合併まで調整していく。	合併まで	
011 083	予算要求書作成(人件費を除く)に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 084	報酬・謝金の所得税控除等に関する事務	事務担当部署、システム処理一元化をどうするか。	組織機構の検討のなかで、合併まで決定する。	合併まで	
011 085	旅費支給に関する事務	支給基準、支給方法等に違いがある。	合併まで統一する。	合併まで	
011 086	職員被服貸与に関する事務	貸与のあり方をどうするか。	3年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	3年以内
011 087	職員厚生事業	厚生事業の内容・実施方法及び職員駐車場の使用をどうするか。	3年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	3年以内
011 088	職員共済会に関する事務	4市町村に共済会があり、3町にない。	現在の共済会は合併まで廃止する。	合併まで	
011 089	団体生命保険・納税組合に関する事務	保険会社との契約、異動処理方法等を調整する必要がある。	合併まで調整する。	合併まで	
011 090	都市職員共済会・市長会に関する事務	事務処理方法の統一及び市長会団体定期保険加入についての調整が必要。	合併まで調整する。	合併まで	
011 091	退隠料及び遺族扶助料支給事務	恩給組合対象市町村の負担金をどうするか。	関係法令が示されるのに合わせて合併まで調整する。	合併まで	
011 092	共済組合長期給付の申請に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	

部会名	総務	分科会名	庶務・人事・選挙管理
-----	----	------	------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
011 093	共済組合の資格得喪に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 094	共済組合短期・福祉事業・互助会に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 095	退職手当の支給申請に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 096	公務災害に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 097	議会の議員その他非常勤職員等の公務災害補償に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 098	職員安全衛生管理事業	健康診断の検診項目等及び安全衛生委員会の設置について調整する必要がある。	合併まで統一する。	合併まで	
011 099	職員研修会館管理運営事業	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 100	地方分権・事務委譲に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 101	行政改革推進事業	新市における行財政改革大綱、実施計画の策定をどうするか。	3年以内に新市の担当部署において検討する。	経過措置	3年以内
011 102	年金者連盟に関する事務	現在の各支部のあり方をどうするか。	当面従来どおりとしながら、新市において役員に協議してもらう。	当面従来どおり	
011 103	インターンシップ受入事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 104	課内庶務に関する事務	特になし。	特になし。	当面従来どおり	
011 105	特別職の報酬等に関する事務	報酬額に違いがある。	合併まで調整していく。	合併まで	
011 106	東田川郡町村組合用務	合併後の存続体制をどうするか。			

部会名	総務	分科会名	企画
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
012 001	広報紙発行(取材・編集)	編集方法に違いがある。また、市域の広域化による取材体制が課題である。	合併まで編集方法、取材体制を決定する。	合併まで	
012 001	広報紙発行(配布)	配布方法に違いがある。	当面従来通りの配布方法で行う。	当面従来どおり	
012 002	H P作成・運用	各市町村の既存ホームページの新市ホームページへのスムーズな移行などが課題である。	新市ホームページを1年以内に確立する。	経過措置	1年以内
012 003	市民便利帳発行	鶴岡市で発行している市民便利帳を、新市の市民向けに新市の公共施設案内や各種制度の案内として発行する。	合併後できるだけ速やかに発行する。	経過措置	1年以内
012 004	テレビ広報	テレビ局への委託によるテレビ広報とケーブルテレビによるテレビ広報がある。	本庁・当該支所で実施する。	当面従来どおり	
012 005	新聞紙上キャンペーン	鶴岡市だけの事業である。	合併後は新市として実施する。	合併まで	
012 006	広報委員会	鶴岡市、三川町を除く5町村に広報委員会がある。広報委員会の役割が検討課題である。	広報の制作方法の見直し、新たな広聴システムの導入に合わせ、廃止の方向で検討する。	経過措置	1年以内
012 007	市長と語る会	市域の拡大による開催方法などが調整課題である。	新市長の意向に沿って開催する。また、合併後新たな広聴システムの導入を検討する。	経過措置	1年以内
012 008	提言はがき・メール	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町が提言はがき、各市町村でメールにより、住民の要望・意見を受けている。	鶴岡市の例を基本に調整し、継続する。	当面従来どおり	
012 009	施設見学会	鶴岡市だけの事業である。	鶴岡市と同様の方法で継続する。	当面従来どおり	
012 010	写真コンテスト	鶴岡市だけの事業である。	合併後は新市として実施する。	合併まで	
012 011	行政情報収集活用	各市町村が独自で新聞などにより情報収集をしている。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり	
012 012	重要事業要望	要望事業の集約の仕方、要望活動のあり方などが課題である。	要望活動を本庁で一元化する。	合併まで	

部会名	総務	分科会名	企画
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
012 013	市勢要覧	仕様、活用方法、改定周期等が課題である。	本庁で一元化する。新市設立後、早期に作成する。	経過措置	3年以内
012 014	各種負担金支出	各市町村の地域個別的な負担金の取扱いが課題である。	共通する負担金は本庁で一元化。地域個別的な負担金は当該支所で取扱う。	合併まで	
012 015	広域行政組合関係事務	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで	
012 016	庄内開発協議会関係事務	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで	
012 017	総合計画進行管理	実施計画策定の眼目、あり方などが課題である。	本庁で一元化する。当面は建設計画の進行管理を行うこととなる。	合併まで	
012 018	(新市)総合計画策定	新市設立後、早期に策定する必要がある。	本庁で一元化する。新市設立後、早期に策定作業に入る。	経過措置	3年以内
012 019	総合計画審議会	総合計画策定における審議会のあり方や役割が課題である。	新市総合計画策定などに係る審議会を条例設置する。	合併まで	
012 020	男女共同参画計画	新市として早期に策定を要する。	新市総合計画を踏まえ策定する。	経過措置	5年以内
012 021	土地利用調整会議	設置する根拠や役割が課題である。	設置要綱を策定し、本庁で一元化する。	合併まで	
012 022	国土利用計画	新市として早期に策定を要する。	新市総合計画を踏まえ策定する。	経過措置	5年以内
012 023	土地売買届出等	事務体制や他の許可事務との連携が課題である。	受付窓口は本庁及び支所。進達は本庁。大規模開発は本庁で一元化する。	合併まで	
012 024	辺地計画	現行の指定(鶴岡市、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町)によるメリット継続のための計画策定の時期・体制が課題である。	必要に応じて計画策定を行う。本庁に一元化する。	合併まで	
012 025	地方拠点都市整備	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	事務の統括は本庁とし、当該支所と協議する。	当面従来どおり	
012 026	過疎計画	現行の指定(朝日村、温海町)によるか、新市全体として指定を受けるかの選択や計画策定の時期・体制が課題である。	新市として指定を受ける。協議会において早期に指定・計画について、県と協議を行う必要がある。本庁に一元化する。	合併まで	

部会名	総務	分科会名	企画
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
012 027	特別豪雪地帯に関する計画	現行の指定(羽黒町、櫛引町、朝日村)によるメリットの継続、事務体制が課題である。	当該支所で事務を行う。指定の継続・変更等の管理は本庁で行う。	当面従来どおり
012 028	奥地産業開発道路整備	現行の指定(朝日村)によるメリットの継続、事務体制が課題である。	当該支所で事務を行う。指定の継続・変更等の管理は本庁で行う。	当面従来どおり
012 029	総合保養地整備基本構想	現行の指定(朝日村)によるメリットの継続、事務体制が課題である。	当該支所で事務を行う。指定の継続・変更等の管理は本庁で行う。	当面従来どおり
012 030	沿岸域総合利用対策	鶴岡市、温海町の重複事務の一本化が課題である。	本庁又は当該支所で一元化する。	合併まで
012 031	庄内南部地下水協団体	庄内南部地区以外の構成団体である立川町、余目町の意味確認と事務体制が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで
012 032	地下水位等管理観測	観測井(鶴岡市、藤島町、櫛引町、余目町)の観測及び報告が課題である。	報告は本庁で一元化するが、観測は当該支所等で行う。	合併まで
012 033	克雪対策	克雪対策の推進や「雪室」の活用などが課題である。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 034	水力発電施設周辺交付金事業	朝日村、温海町の事業である。	当該支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 035	資源エネルギー情報提供・収集	各市町村が同じようにエネルギー庁などから情報収集をしている。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 036	日沿道建設促進活動	各市町村の重複事務の一本化が課題である。但し、温海町と山北町の同盟会については検討を要する。	本庁で一元化する。温海町と山北町の同盟会については、両町の協議を踏まえ対応する。	合併まで
012 037	山形道利用促進活動	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで
012 038	庄内空港利用促進活動	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで
012 039	空港緩衝緑地建設協力	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで
012 040	庄内空港国際定期路線開設推進	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで

部会名	総務	分科会名	企画
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
012 041	羽越新幹線建設促進活動	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで	
012 042	路線バス利活用懇話会等	鶴岡市、羽黒町、朝日村に懇話会等があるが、拡大する市域に対応した組織の設置が課題である。	本庁で一元化する。	経過措置	3年以内
012 043	バス路線維持費補助	市域の拡大による効率的な生活交通網の検討を要する。	本庁で一元化する。	合併まで	
012 044	単独バス運行	羽黒町、櫛引町、三川町、温海町で実施している。運行形態や運行条件の調整が課題である。	事務の統括は本庁とするが、当該支所で従来通り実施する。	当面従来どおり	
012 045	乗車券簡易販売業務委託	鶴岡市、藤島町、温海町で実施している。委託内容及び委託先の調整などが課題である。	本庁で一元化する。	合併まで	
012 046	東北公益文科大学支援	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで	
012 047	慶應先端生命科学研究所支援	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで	
012 048	高等教育機関連携推進	鶴岡市だけの事業である。	本庁で一元化する。	合併まで	
012 049	致道ライブラリー管理運営	鶴岡市だけの事業である。	新市で実施する。	当面従来どおり	
012 050	北部拠点・構造改革特区構想推進	鶴岡市だけの事業である。	新市で実施する。	当面従来どおり	
012 051	致道大学管理運営	鶴岡市だけの事業である。	新市で実施する。	当面従来どおり	
012 052	芸術文化総合展示場(仮称)整備	鶴岡市だけの事業である。	新市で実施する。	当面従来どおり	
012 053	庄内自然博物館調査研究	鶴岡市だけの事業である。	新市で実施する。	当面従来どおり	
012 054	市民まちづくり創造支援	温海町を除く市町村で実施している。支援内容についての調整が課題である。	本庁・支所で継続実施する。	当面従来どおり	

部会名	総務	分科会名	企画
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
012 055	地域総合整備資金	貸付要綱等の内容についての調整が課題である。但し、朝日村は村単独での貸付である。	本庁で一元化する。朝日村については別途検討する。	経過措置 3年以内
012 056	N P O等情報提供・収集	各市町村がN P O等の情報収集・提供をしている。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 057	個別施策・イベント	地域振興のための多様な施策、イベント実施の調整が課題である。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 058	地域情報化施設管理運営	各市町村のインターネット開放端末やケーブルテレビ、ネットコミセンの運用方法などが課題である。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 059	情報基盤格差の是正	携帯電話不感地域やテレビ難視聴地域などの解消が課題である。	合併までに情報基盤格差の是正を方向づける。	合併まで
012 060	地域情報化推進(情報化計画の策定)	新市として早期に策定を要する。	新市総合計画を踏まえ策定する。	経過措置 5年以内
012 060	地域情報化推進(I T講習等の開催)	同一主催者の類似講座についての調整が課題である。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 061	人材育成・まちづくり	三川町、温海町のまちづくり・人材育成事業の実施調整が課題である。	当該支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 062	ふるさと会	首都圏等のふるさと会に係る事務体制などが課題である。	当該支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 063	交流事業	県外の交流事業の実施内容・体制などが課題である。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 064	定住促進交流事業	温海町だけの事業である。	当該支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 065	地域開発	事業の実施について調整を要する。	新市において土地利用調整を図りながら実施する。	合併まで
012 067	課内庶務・経理	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 068	草の根の国際交流基盤づくり	実施主体や実施対象、実施事業内容などの調整が課題である。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり
012 069	環日本海交流(日中)	鶴岡市、藤島町、羽黒町に日中友好協会の組織がある。	本庁・支所で従来通り実施する。	当面従来どおり

部会名	総務	分科会名	企画
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
012 070	出羽庄内国際村管理運営	鶴岡市のみのも事業である。	新市で実施する。	当面従来どおり
012 071	姉妹都市等交流	鶴岡市・三川町・温海町が海外の都市と姉妹都市盟約等を結んでいる。	新市との盟約等の継続について相手側の意向確認も含め調整を要する。	当面従来どおり
012 073	国際室庶務・経理	鶴岡市のみのも事業である。	新市で実施する。	当面従来どおり
012 074	東京事務所管理運営	鶴岡市のみのも事業である。	新市で実施する。	当面従来どおり
012 075	東京事務所交流活動	鶴岡市、羽黒町で実施している。	新市で実施する。	当面従来どおり
012 076	指定統計調査(国勢調査等)	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで
012 076	指定統計調査(学校基本調査)	各市町村の重複事務の一本化が課題である。	本庁で一元化する。	合併まで
012 079	統計書の発行(統計書の種類)	各市町村が発行している統計書の種類、内容などに相違がある。	本庁で一元化する。	合併まで
012 079	統計書の発行(統計書保管)	各市町村が統計書を個別に保管、公表している。	本庁で一元化する。	経過措置 5年以内
012 079	登録調査員確保(登録調査員確保)	登録調査員確保は各市町村とも町内会、集落等の推薦が主であるが、鶴岡市は職員等の推薦、自薦等がある。	本庁で一元化する。	合併まで
012 079	登録調査員確保(登録調査員確保事業)	鶴岡市を除く各町村は、登録調査員確保事業を統計調査員協議会への委託により実施している。	本庁で一元化する。	合併まで
012 079	登録調査員確保(補助金)	藤島町、櫛引町、朝日村は統計調査員協議会に補助金を支出している。	合併時まで検討し、調整する。	合併まで
012 080	統計調査連合会運営(会費、事業内容)	各市町村の事業内容などが相違している。	本庁で一元化する。	合併まで
012 080	統計調査連合会運営(上部団体への加入)	各市町村で庄内地区統計調査員協議会連合会等の上部団体へ加入している。	本庁で一元化する。	合併まで
012 081	気象観測	櫛引町、温海町で実施している。	新市で実施する。	当面従来どおり

部会名	総務	分科会名	財政
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
013 000	財政一般事務	各市町村で財務規則、条例等に違いがある。	合併まで調整し、新市で事務を行なう。	合併まで	
013 001	予算編成事務	各市町村で予算編成事務に違いがある。	合併まで調整し、新市で事務を行なう。	合併まで	
013 001	予算編成事務(財務会計システム)	各市町村で電算システムに違いがある。	合併までシステムを統一する。	合併まで	
013 002	普通交付税事務(地方債管理システム)	各市町村で電算システムに違いがある。	合併後、3年以内にシステムを統一する。	経過措置	3年以内
013 004	決算統計事務(財務会計システム)	各市町村で電算システムに違いがある。	合併までシステムを統一する。	合併まで	
013 005	決算報告事務(財務会計システム)	各市町村で電算システムに違いがある。	合併までシステムを統一する。	合併まで	
013 006	資金計画事務	各市町村で当座貸越契約の有無に違いがある。	合併時に当座貸越契約を見直し、再契約する。	合併まで	
013 008	地方債管理事務	各市町村毎にデータが管理されており、管理部署に違いがある。	合併後、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
013 008	地方債管理事務(地方債管理システム)	各市町村で電算システムに違いがある。	合併後、3年以内にシステムを統一する。	経過措置	3年以内
013 009	地方債借入事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事務を行なう。	合併まで	
013 010	基金管理事務	各市町村の基金を統合し、運用方針を決定する必要がある。	合併まで判断、決定する。	合併まで	
013 011	財政公表事務	各市町村の公表時期に違いがある。	合併まで調整し、新市で事務を行なう。	合併まで	
013 013	財政計画策定事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事務を行なう。	合併まで	
013 014	指定金融機関等の指定等	各市町村の指定金融機関に違いがある。	合併まで調整する。	合併まで	
013 016	土地資源開発事業	6市町村に開発公社、土地開発公社があり、統廃合を検討する必要がある。			
013 017	市有財産購入事業	各市町村で公有財産の取得・管理及び処分に関する基準に違いがある。	現行のとおり、新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	総務	分科会名	財政
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
013 019	市有財産管理事業	各市町村で建物共済及び損害保険等の内容に違いがある。	合併後、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
013 020	市有財産貸付事業	各市町村で土地・建物の貸付料算定基準、無償貸付の取扱い基準に違いがある。	合併後、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
013 021	市有地調査事務事業	各市町村で公有財産管理台帳の内容に違いがある。	合併後、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
013 024	市有自動車管理事業	各市町村で庁用車管理規定に違いがある。	合併後、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
013 025	建設業者等入札参加登録・格付	各市町村で入札参加資格、登録、格付に違いがある。	合併まで調整する。	合併まで	
013 026	入札・契約システム	各市町村で入札、契約に関する制度、規定、約款等に違いがある。	合併まで調整する。	合併まで	
013 027	購買事務	各市町村で購入、検収、業務部署、業者選定基準に違いがある。	合併まで調整する。	合併まで	
013 028	在庫物品事業	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事務を行なう。	当面従来どおり	
013 031	物品納入業者登録	各市町村で登録の定期更新年に違いがある。	合併まで調整する。	合併まで	
013 032	物品入札指名審査会	各市町村で指名審査会基準、組織構成員に違いがある。	合併まで調整する。	合併まで	
013 033	物品指名停止	各市町村で指名停止基準、組織構成員に違いがある。	合併まで調整する。	合併まで	

部会名	総務	分科会名	電算システム
-----	----	------	--------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
014 001	メインフレーム・コンピュータ等の運営管理	メインフレーム・コンピュータ等の導入方式や運用体制については、全ての団体が庁舎内にコンピュータ等の機器を設置し、職員で運用を行なう自己導入方式であるが、電算の専門部署の有無や電算業務の委託先や委託内容に違いがある。	下記の電算システムの取扱いに支障がないように調整する。	合併まで	
014 002	個別業務システムの運用管理	電算化されている業務に違いがあり、また、同じ電算化されている業務であってもその処理内容や機能が異なっている。住民異動の例で言えば、合併前には「転出」であった関係市町村間の住民異動が、合併後は「転居」となるなど、住民データの統合や電算システムの統合を行なわないと解決できない問題がある。	電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、計画的・段階的に電算システムを統合する。 電算システムの統合は、社会的影響を考慮し、安全・確実に行える方法により調整する。 電算システムの統合に係る経費は、最小限になるように調整する。	合併まで	

部会名	総務	分科会名	議会・監査
-----	----	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
015 001	議員定数及び任期	各市町村の考え方に相違がある。		
015 002	常任委員会の設置	市と町村で設置数や所管事項等に相違がある。	新たな議員定数を基本に調整する。	合併まで
015 003	議会運営委員会の運営	各市町村で構成や運営内容等に相違がある。	委員構成は新たな議員定数を基本に調整する。運営については、当面鶴岡市の制度を適用する。	合併まで
015 004	特別委員会の設置	予算・決算特別委員会は各市町村がほぼ共通だが、その他について地域性がある。	合併までに地域性等を考慮しながら調整する。	合併まで
015 005	議会全員協議会の開催	各市町村共通である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 006	会派及び政党構成	鶴岡市、藤島町、羽黒町が会派制を採用している。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 007	総括質問(総括質疑)	鶴岡市、羽黒町、温海町が総括質問を実施している。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 008	一般質問	各市町村で通告や持ち時間等運用内容に相違がある。	新たな議員定数により、持ち時間等の調整を行う。	合併まで
015 009	請願・陳情の取扱い	各市町村共通である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 010	意見書の取り扱い	各市町村共通である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 011	会議録	各市町村共通である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 012	議会だより	各市町村で内容、編集委員会の持ち方、編集方法等に相違がある。	内容について、新たな編集委員会で決定する。	合併まで
015 013	議会の傍聴	議会傍聴は各市町村共通だが、藤島町、榑引町、温海町で議会中継を実施している。	議会中継について、システム等の検討を行うなど、合併までに実施する方向で調整する。	合併まで
015 014	議員報酬等	市と町村で報酬額に相違がある。	新たな議員定数などから勘案し調整する。	合併まで
015 015	費用弁償	各市町村で費用弁償の額等に相違がある。	新市で一元化する。	合併まで

部会名	総務	分科会名	議会・監査
-----	----	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
015 016	政務調査費	各市町で交付額等に相違がある。朝日村は交付していない。	新たな議員定数などから勘案し調整する。	合併まで
015 017	他市町村への行政視察	各市町村共通である。	財政面等を踏まえ検討する。	合併まで
015 018	中央省庁重要事業要望	鶴岡市、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町で実施している。	新たな体制の中で実施の有無を含め検討する。	合併まで
015 019	事務局体制	各市町村で体制に相違がある。	新たな議員定数などから勘案し調整する。	合併まで
015 020	議長等の日程調整	各市町村共通の業務である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 021	付属機関・審議会等への委員選出	各市町村共通だが、地域によって異なる組織等がある。	新たな議会体制で検討する。	合併まで
015 022	各種懇談会	各市町村共通だが、地域性により異なる会合等がある。	新たな議会体制で検討する。	合併まで
015 023	議員共済	各市町村共通の業務である。	市議会議員共済会の定款・規則等を適用する。	合併まで
015 024	慶弔関係	各市町村で給付内容等に相違がある。	原則として鶴岡市の例によるが、町村の独自性も考慮して調整する。	合併まで
015 025	文書管理	新たな「議員必携」の作成と各市町村の文書の保存等が課題である。	新市の文書管理規程によるが、当面は鶴岡市の例による。	合併まで
015 026	議会運営経費経理業務	各市町村共通の業務である。	新市の財務規則と議会議務局規程等によるが、当面は鶴岡市の例による。	合併まで
015 027	備品・議員控室管理費等	各市町村共通の業務である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 028	他市町村からの行政視察受け入れ	各市町村共通の業務である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 029	本会議、各委員会の資料作成・会議録作成	各市町村共通の業務である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 030	会議録検索システム業務	鶴岡市、温海町で実施している。	鶴岡市、温海町のシステムを検討し、効率的な手法を選択する。	合併まで
015 031	議会図書室維持管理業務	各市町村共通の業務である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで

部会名	総務	分科会名	議会・監査
-----	----	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
015 032	議会ホームページ管理業務	鶴岡市、羽黒町、朝日村、温海町で実施している。	新たな体制で決定する。	合併まで
015 033	各種資料、統計、情報収集調査	各市町村共通の業務である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 034	市政概要発行業務	各市町村共通の業務である。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
015 035	監査委員の設置状況	各市町村の委員数は2名だが、報酬額に相違がある。	合併まで調整する。	合併まで
015 036	合議制	各市町村共通である。	新市で実施する。	当面従来どおり
015 037	事務局体制	各市町村で体制に相違がある。		
015 038	定期監査事務	各市町村共通の事務である。	新市で実施する。	当面従来どおり
015 039	例月出納検査事務	各市町村共通の事務である。	新市で実施する。	合併まで
015 040	決算審査、決算審査意見書の作製	各市町村共通である。	新市で実施する。	合併まで
015 041	監査結果の報告、公表	各市町村共通である。	新市で実施する。	当面従来どおり
015 042	随時監査	各市町村共通である。	新市で実施する。	当面従来どおり
015 043	行政監査	各市町村共通である。	新市で実施する。	当面従来どおり
015 044	財政援助団体監査	各市町村共通である。	新市で実施する。	当面従来どおり
015 045	住民監査請求に基づく監査	各市町村共通である。	新市で実施する。	当面従来どおり
015 046	請求、要求監査の調査	各市町村共通である。	新市で実施する。	当面従来どおり
015 047	予算執行事務	各市町村共通の事務である。	新市の財務規則等による。	合併まで

部会名	総務	分科会名	議会・監査
-----	----	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
015 048	職員の身分に関する事務	各市町村共通の事務である。	新市の職員の任用に関する規則等による。	当面従来どおり
015 049	物品出納保管、公印の管理	各市町村共通である。	新市の財務規則等による。	合併まで
015 050	文書の管理事務	各市町村共通の事務である。	新市の文書管理規程による。	合併まで
015 051	ホームページ	各市町村共通である。	新市のホームページへの掲載検討。	合併まで
015 052	各種団体事務	各市町村共通の事務である。	新市で実施する。	当面従来どおり

部会名	総務	分科会名	会計
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
016 001	支出負担行為確認、会計審査事務	各市町村で審査基準、支払日、支払方法、様式等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 002	現金出納表、歳入歳出現計表作成	各市町村で収入・支出合計方法、様式等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 003	例月出納検査	各市町村で調書様式、添付書類、出納閉鎖事務方法に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 004	決算の調製	各市町村で日程、体制、収入役引継書等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 005	基金の現金管理、有価証券出納及び保管	各市町村で運用先、基金台帳、証書管理台帳の様式等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 006	市有財産の記録管理	各市町村で台帳の様式等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 007	つり銭資金管理	鶴岡市、藤島町、羽黒町の事務で保管換え手順等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 008	各会計の出納に関する事項	各市町村で支払方法別の出納処理方法に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 009	支払資金通知書発行、小切手振出し	各市町村で指定金融機関との事務取扱方法、様式等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 010	収入日計表の作成に関する事項	各市町村で納付書様式、収入報告様式等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 011	債権者登録に関する事項	各市町村で登録データ、申請書様式等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 012	正当証書の整理保管に関する事項	各市町村で諸様式、整理保管方法等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 013	指定金融機関の検査に関する事項	各市町村で検査方法、報告様式等に違いがある。	新市で1年以内に一元化し事務を行う	経過措置	1年以内
016 014	指定金融機関協議会に関する事項	鶴岡市と藤島町のみの事務で、内容はほぼ同一である。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 015	源泉所得税に関する事項	各市町村で、集計方法、出力方法等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 016	収入役の保管現金に関する事項	鶴岡市と温海町を除く5町村の事務で、保管・交付方法に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	

部会名	総務	分科会名	会計
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
016 017	資金計画に関する事項	鶴岡市と羽黒町のみの事務で、内容はほぼ同一である。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 018	給与から控除する掛金に関する事項	各市町村で集計、出力方法、様式等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 019	備品台帳の整理と保管に関する事項	鶴岡市以外の6町村で会計担当課で主管。所管部課に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 020	収入役の補助組織図及び職員数	各市町村で体制に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 021	金融機関の指定の方法(平成14年12月末現在)(1)指定金融機関	各市町村で指定方法(店舗指定・法人指定)、収納区域等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 022	(2)指定代理金融機関	各市町村で指定方法(店舗指定・法人指定)、収納区域等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 023	(3)収納代理金融機関	各市町村で指定方法(店舗指定・法人指定)、収納区域等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 024	(4)収納代理郵便官署	各市町村で指定方法、指定収納方法等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 025	指定金融機関について	各市町村で、指定金融機関、職員派遣の方法、取扱い事務等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 026	公金の収納事務	各市町村で、公金口座への振替日、取扱手数料等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 027	基金の管理状況(平成14年12月末現在)	各市町村に財政調整基金ほかの基金がある。	新市に引き継ぐ。	合併まで	
016 028	歳計現金等の資金運用について(企業会計除く)	各市町村で運用方法等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	
016 029	一時借入金について	各市町村で借入れ方法等に違いがある。	新市で1年以内に一元化し事務を行う	経過措置	1年以内
016 030	ペイオフ対応 現時点における取組み状況	各市町村で検討委員会の設置の有無等、取組に違いがある。	新市で1年以内に一元化し事務を行う	経過措置	1年以内
016 031	公金支出に係る定期払いの方法と回数	各市町村で事務処理手順、支払日等に違いがある。	新市で一元化し事務を行う	合併まで	

部会名	商工	分科会名	
-----	----	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
050 001	工業団地管理	4市町村に自治体所有又は開発公社等所有の未分譲地が存在する。	合併まで自治体所有の未分譲地について、開発公社等に一元化する。	合併まで	
050 002	工業団地造成事業	三川町と朝日村に開発計画がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
050 003	工業団地水道増設施設購入事業	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
050 004	企業立地促進事業	各市町村同一の事業であり、特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事業を行なう。	当面従来どおり	
050 005	農村地域工業等導入審議会	3市町村に審議会等が設置されている。	合併時に新たな審議会を設置する。	合併まで	
050 006	独自の企業立地助成制度	各市町村の助成制度に違いがある。	合併後の立地について統一基準を設定し、合併時全市に適用する。	合併まで	
050 007	電源地域産業再配置促進費補助	法令に基づく事業補助であり、特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事業を行なう。	当面従来どおり	
050 008	高度化補助金	鶴岡市と藤島町の事業であるが、研修事業補助の対象者が違う。	3年以内に統一し、全市に適用する。	経過措置	3年以内
050 009	工業一般振興事業	関係団体の会費・負担金であり、調整する課題はない。	新市で一元化し、事業を行なう。	当面従来どおり	
050 010	企業懇談会	5市町村で懇談会等を実施しており、特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事業を行なう。	当面従来どおり	
050 011	卓越技能者表彰事業	鶴岡市だけの事業である。	合併時、全市に適用し実施する。	合併まで	
050 012	運営補助金	鶴岡市だけの補助金である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
050 013	事業補助金	鶴岡市と温海町の独自の事業補助並びに7市町村の共同事業負担金であり、特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事業を行なう。	当面従来どおり	
050 014	異業種交流・情報提供事業	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
050 015	取引拡大・販路拡大事業	3市町村での事業であり、実施機関、事業内容に違いがある。	合併まで羽黒町パイオニアセンターを廃止し、新市で一元化し事業を行う。	合併まで	

部会名	商工	分科会名	
-----	----	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
050 016	新規創業支援強化事業	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 017	産学官連携促進事業	鶴岡市だけの事業並びに鶴岡高専テクノセンター支援事業であり、特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事業を行なう。	当面従来どおり
050 018	岩石採取	各市町村同一の事務であり、特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事務を行なう。	当面従来どおり
050 019	商店街等活性化事業	鶴岡市と温海町の事業であり、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 020	TMO支援事業	鶴岡市と温海町の事業であり、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 021	商業一般振興事業	各市町村の法定関連業務並びに鶴岡市の単独事業である。	合併時、市単独事業の商業地通行量調査は廃止し、中規模小売店舗立地指導は全市に適用する。	合併まで
050 022	金融対策事業	各市町村の事業内容に違いがある。	鶴岡市の例を基本に統一し、全市に適用する。	合併まで
050 023	商工関係団体育成事業	各市町村の商工関係団体への補助・負担金であり、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 024	商工会補助	各市町村の補助内容に違いがある。	運営補助は統一基準を設定し、事業補助はメニュー化する方向で、5年以内に調整する。	経過措置 5年以内
050 025	経済動向、商工だより、商工のあらし発行	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 027	勤労者融資事業	各市町村の保証料補給の割合、期間に違いがある。	合併後の融資については鶴岡市の例を基本に統一し、合併時全市に適用する。	合併まで
050 028	勤労者住宅建設資金利子補給	鶴岡市だけの事業である。	合併時、全市に適用する。	合併まで
050 029	退職金共済制度加入促進事業	鶴岡市だけの事業である。	合併時、全市に適用する。	合併まで
050 030	各種労働団体等助成	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	商工	分科会名	
-----	----	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
050 031	中小企業共済会運営事業	3市町村で実施しているが、内容等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 032	雇用対策事業	各市町村の雇用対策の内容に違いがある。	合併時、雇用助成を廃止し、人材育成を主体とした雇用対策を推進する。	合併まで
050 033	地域雇用動向調査(人材開発調査)	鶴岡市だけの事業である。	合併までに事業終了する。	合併まで
050 034	新規学卒者就職支援	鶴岡市と温海町の制度であり、事業内容に違いがある。	合併時、新規学卒者雇用助成制度を廃止し、人材育成を主体とした雇用対策を推進する。	合併まで
050 035	鶴岡産業能力開発学院運営事業	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 036	各種人材育成機関への助成	各市町村の職業訓練校等への負担金であり、特に調整する課題はない。	新市で一元化し、事務を行なう。	当面従来どおり
050 037	工業関係施設管理	鶴岡市の施設である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 038	商業関係施設管理	鶴岡市、藤島町の施設である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 039	労働関係施設管理	鶴岡市の施設である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
050 040	雇用促進住宅譲渡	鶴岡市の施設である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	観光	分科会名	
-----	----	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
060 001	観光資源	各市町村に資源があるもので、特に調整する課題はない。	新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 002	観光振興事業	各市町村で観光振興事業をそれぞれ行っている。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり	
060 041	温海川遊漁区補償	温海町のみのものである。	合併までの廃止を検討する。	合併まで	
060 042	観光施設整備基金積立金	温海町のみのものである。	合併までの廃止を検討する。	合併まで	
060 043	観光施設整備事業補助金	温海町のみのものである。	合併までの廃止を検討する。	合併まで	
060 044	旅館整備奨励金	温海町のみのものである。	合併後3年以内に廃止を検討する。	経過措置	3年以内
060 045	観光キャンペーン事業	官民合同で実施する誘客事業で、各観光協会との事業調整が必要である。	合併後3年以内に事業の一元化を目指す。	経過措置	3年以内
060 046	きらきらうえつPR事業	羽黒町、三川町を除く5市町村の事業で、負担金額に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。負担金は見直し。	当面従来どおり	
060 047	首都圏親子体験旅行事業	鶴岡市のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり	
060 048	北海道スカイ&ビアフェスタちとせ事業	鶴岡市のみのものである。	合併までの廃止を検討する。	合併まで	
060 049	江戸川区民まつり事業	鶴岡市、羽黒町、温海町の事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 050	日本海パークライン観光キャラバン	温海町のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 051	国際ノルディックウォーク事業	鶴岡市のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり	
060 052	羽黒農業体験塾	羽黒町のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり	
060 053	バンジージャンプ事業	朝日村のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり	
060 054	ラフト・カヌー振興	朝日村のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり	

部会名	観光	分科会名	
-----	----	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
060 055	アウトドア指導員研修補助	朝日村のみの事業である。	合併後補助事業制度へ組み入れる。	当面従来どおり
060 056	ヨット体験	温海町のみの事業である。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 057	観光宣伝・パンフレット等作成事業	各市町村ごとに取り組んでいる。	合併後3年以内に統一パンフレットを作成し一元管理する。	経過措置 3年以内
060 058	観光インターネット整備事業・ホームページ維持管理	各市町村ごとに取り組んでいる。	合併後3年以内に一元管理し、メンテナンスは地域ごとに行う。	経過措置 3年以内
060 059	道路観光案内標識整備事業	各市町村ごとに整備しており、広域観光に向けた調整が必要である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 060	藤沢周平作品案内板整備事業	鶴岡市のみの事業である。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 061	駅前シンボルモニュメント管理事業・歓迎塔管理事業	鶴岡市、藤島町のみの事業で、歓迎塔については、撤去あるいはデザインの統一が必要である。	歓迎塔については、合併後3年以内に撤去あるいは修繕使用を調整する。	経過措置 3年以内
060 062	イルミネーション設置・管理事業	鶴岡市、藤島町のみの事業で、内容に違いがあるが特に調整する課題はない。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 063	観光用ポジフィルム制作事業	鶴岡市、羽黒町、朝日村の事業で、内容はほぼ同一である。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
060 064	観光インフォメーション事業	温海町のみの事業である。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 065	鶴岡市観光ガイド協議会等	藤島町を除く各市町村の事業で、ガイド料、報酬・活動内容等に違いがある。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぎ、組織のあり方を検討。	当面従来どおり
060 067	赤川の白鳥を育む会	朝日村のみの事業である。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぎ、組織のあり方補助金を検討。	当面従来どおり
060 068	羽黒町観光基本計画・朝日村観光基本計画	藤島町・羽黒町のみの事業で、新市としての計画の検討が必要である。	新市としての計画策定の必要性を検討する。	当面従来どおり
060 069	観光統計事業	各市町村ごとに取り組んでおり、入込み数把握方法に違いがある。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
060 070	各地区観光協会等	各市町村ごとに取り組んでおり、補助金を含む業務のあり方に違いがある。	当面現行どおりとし、新市において補助金等を含め調整する。	経過措置 5年以内

部会名	観光	分科会名	
-----	----	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
060 071	鶴岡市観光連盟	鶴岡市を含めた官民合同の事業であるが、町村観光協会との事業調整が必要である。	合併後3年以内に会員となっている町村観光協会との事業調整を行う。	経過措置	3年以内
060 072	地域単位観光協会育成事業	鶴岡市と朝日村のみの事業で、補助対象、補助金額に違いがある。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助事業の1本化を図る。	当面従来どおり	
060 073	東北都市観光協議会	鶴岡市のみ加盟している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 074	山形県温泉協会	各市町村が加入しており、会費納付額に違いがある。	新市で一本化して加入する。	合併まで	
060 075	鶴岡商工会議所・大山商工会等	各市町村ごとにそれぞれの市町村の団体と協調し事業を行っている。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 076	山形県観光協会	各市町村が加入しており、会費納付額に違いがある。	新市で一本化して加入する。	合併まで	
060 077	日本美術文化交流協会	朝日村のみ加入している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 078	旅館協同組合	鶴岡市、温海町のみの事業で、対象団体に違いがあるが特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 079	温泉源泉有限会社	鶴岡市、温海町のみの事業で、対象団体、出資金に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 080	まつり振興会議等	鶴岡市、朝日村のみの事業で、対象・内容、補助金額に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり	
060 081	ホッとだね庄内事務局	鶴岡市が事務局を担当している事業である。	合併までの廃止を検討する。	合併まで	
060 082	鶴岡市体験型観光推進協議会	鶴岡市のみ事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり	
060 083	高館山自然休養林保護管理協議会	鶴岡市のみ加盟している。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 084	出羽三山地区観光開発促進期成同盟会	藤島町、三川町を除く5市町村が加入しており、負担金額に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。負担金は調整。	合併まで	
060 085	月山ビジターセンター運営協議会	鶴岡市、羽黒町のみが加入しており、負担金額に違いがある。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。負担金は調整。	合併まで	
060 086	羽越本線沿線観光振興連絡協議会	各市町村が加入しており、負担金額に違いがある。	新市で一本化して加入する。	合併まで	

部会名	観光	分科会名	
-----	----	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
060 087	海水浴場運営協議会	鶴岡市のみ加入している。海水浴場の公認基準が鶴岡・温海で違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぎ、事業の統一を図る。	合併まで	
060 088	庄内観光コンベンション協会	各市町村が加入しており、負担金額に違いがある。	新市で一本化して加入する。	合併まで	
060 089	各種観光関係団体への負担金支出	各市町村で対象団体、負担金額に違いがある。	新市でそれぞれの団体に一本化して加入する。	合併まで	
060 090	瀬波温泉・温海温泉・笹川流れ観光開発協議会	温海町のみ加入している。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
060 091	第三セクター	各市町村にあって、出資額等が違い、類似施設との調整が必要である。			
060 092	観光施設	鶴岡市他各町村に施設があり、運営形態等に違いがある。			
060 093	温泉施設	鶴岡市、温海町を除く5町村に施設があり、運営形態等に違いがある。			
060 096	キャンプ場	羽黒町、朝日村に施設があり、運営形態等に違いがある。			
060 097	スキー場	羽黒町、↑引町、朝日村に施設があり、運営形態等に違いがある。			
060 111	海水浴場運営	鶴岡市、温海町だけの事業で、認定基準・補助金に違いがある。	合併後3年以内に統一化する。	経過措置	3年以内
060 115	「新奥の細道」事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町の事業で、管理等経費の内容に違いがある。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。管理経費は調整。	当面従来どおり	
060 116	出羽三山歴史回廊・踏査整備事業	羽黒町だけの事業である。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。管理経費は調整。	当面従来どおり	
060 117	登山道維持管理事業	羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の事業で、管理等経費の内容に違いがある。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。管理経費は調整。	当面従来どおり	
060 121	公衆便所整備事業	鶴岡市、羽黒町、朝日村の事業で委託業務内容に違いがある。	合併後3年以内に同一基準の整備・維持管理委託を実施する。	経過措置	3年以内
060 122	街かど博物館整備事業	鶴岡市だけの事業である。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	観光	分科会名	
-----	----	------	--

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
060 123	あづまや管理	藤島町のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 124	月山公衆便所整備事業	羽黒町のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 125	月山公園線混雑緩和事業	羽黒町のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 126	道の駅整備事業	三川町のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 127	公園管理業務	朝日村のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 129	白山島散策路整備事業	鶴岡市のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 130	自然公園保全整備促進協議会羽黒支部・朝日支部交付金	羽黒町・朝日村のみのもので、負担金等に違いがある。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。	当面従来どおり
060 131	県立自然公園清掃事業	温海町のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 132	鶴岡市観光案内所運営事業・村内観光案内所(9ヶ所)	鶴岡市、朝日村のみのもので、運営方法等に違いがある。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 134	観光物産展事業	各市町村でそれぞれ実施しているが、位置付けに違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 135	物産宣伝開発事業	各市町村でそれぞれ実施しているが、事業内容、助成制度等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぎ、助成制度を統一する。	当面従来どおり
060 136	山形県物産協会	各市町村で加入しており、会費納付額に違いがある。	新市で一本化して加入する。	合併まで
060 137	産直支援	朝日村のみのものである。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
060 138	鶴岡地区物産協同組合・温海町物産協会等	物産協同組合には各市町村で加入しており、加入団体、負担金、補助金に違いがある。	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。負担金、補助金は再検討。	当面従来どおり
060 140	コンベンションシティ推進事業	鶴岡市のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	住民生活	分科会名	住民
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
021 001	統計(住民基本台帳事務)	統計書の種類と調製、更新期間に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化し事務を行う。	合併まで
021 002	住民異動届	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 003	転出証明書	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 004	転入学通知	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 005	戸籍附票	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 006	住民票写しの交付	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 007	住民基本台帳の閲覧	住民基本台帳可視台帳の調製、更新期間に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化し事務を行う。	合併まで
021 008	住民実態調査	対象地区、調査方法及び調査周期に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化し事務を行う。	合併まで
021 009	社会的移動人口調査	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 010	新規登録(印鑑登録事務)	出張登録制度の有無	合併時に出張登録制度を全市に拡大する。	合併まで
021 011	登録廃止(印鑑登録事務)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 012	印鑑証明書交付	印鑑登録システムの有無	合併時にシステムを導入する。	合併まで
021 013	戸籍の届出	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 014	非本籍の届出	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 015	不受理申出	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 016	戸籍訂正	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	住民
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
021 017	戸籍の申出再製	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 018	除籍簿の保存	除籍簿の保存媒体に相違がある。	合併時にシステム統合を図るよう調整する。	合併まで
021 019	戸籍副本の作成	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 020	戸籍事件表	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 021	涉外戸籍	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 022	報告書	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 023	対象者名簿	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 024	既決犯罪事件通知	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 025	成年後見人制度	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 026	禁・準禁治産者	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 027	破産者	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 028	新規登録(外国人登録事務)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 029	変更登録(外国人登録事務)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 030	記載事項証明書(外国人登録事務)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 031	報告(外国人登録事務)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 032	統計(外国人登録事務)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	住民
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
021 033	受付・作成・交付(窓口事務)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 034	手数料・使用料	窓口手数料に一部相違がある。	鶴岡市の例を基本に合併まで調整する。	合併まで
021 035	支所・出張所	身近な窓口サービス体制は欠くことが出来ない。	合併時にオンライン処理により支所のサービス体制を確保する。	合併まで
021 036	延長窓口	実施方法に相違がある。	鶴岡市・藤島町の例を基本に、実施日を限定しない方向で調整する。	合併まで
021 037	その他の受付窓口	休日・執務時間外の戸籍の届出受理体制に相違がある。	当面、現在の受付体制とする。合併により住所地以外でも対応できることから、従来よりサービスは向上する。	合併まで
021 038	統計(窓口事務)	日別統計、月別統計の集約時期に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化し事務を行う。	合併まで
021 039	埋火葬・改葬の許可	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 040	斎場使用許可	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 041	火葬場・霊柩車使用許可	温海町の新潟県山北町火葬場、霊柩車使用制度	合併後も温海町については従来どおりとする。	合併まで
021 042	諸証明の郵便請求	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 043	統計(郵便請求事務)	一部の町村で統計を取っていない。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 044	自動車の臨時運行	一部の町村では業務を行っていない。	従来取扱い市町は業務を継続するとともに合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 045	船員手帳事務	一部の町村では業務を行っていない。	従来取扱い市町は業務を継続するとともに合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 046	法第19条報告の受理(船員法事務)	一部の町村では業務を行っていない。	従来取扱い市町は業務を継続するとともに合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 047	法第37条雇入れ契約の公認(船員法事務)	一部の町村では業務を行っていない。	従来取扱い市町は業務を継続するとともに合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	住民
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
021 048	新規住居表示	鶴岡市のみ実施事業	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 049	住居表示審議会	鶴岡市のみ実施事業	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 050	住居表示区域の維持・管理	鶴岡市のみ実施事業	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 051	新規住居番号の付設	鶴岡市のみ実施事業	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 052	住居表示台帳の管理	鶴岡市のみ実施事業	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 053	住基ネットの運用	システムを統合する必要がある。	合併時にシステムを統合する。	合併まで
021 054	住民基本台帳システム	システムを統合する必要がある。	合併時にシステムを統合する。	合併まで
021 055	戸籍システム	システムを統合する必要がある。	合併時にシステムを統合する。	合併まで
021 056	附票システム	システムを統合する必要がある。	合併時にシステムを統合する。	合併まで
021 057	資格の異動等に関する事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 058	保険料免除申請事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 060	各種年金の裁定請求事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 061	年金受給者の死亡に関する事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 062	障害年金の現況届に関する事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 063	老齢福祉年金に関する事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
021 064	国との協力・連携事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	住民
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
021 065	事務交付金に関する事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
021 066	経理事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
021 067	被保険者死亡一時金(死亡弔慰金)に関する事務	藤島町・羽黒町・三川町で実施している。	合併時に廃止する。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	生活
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
022 001	地縁団体認可事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
022 002	町内会連合会事務局事務(町内会長連絡協議会事務局事務)(駐在員連絡協議会事務局事務)	町村の場合、全域の町内会・集落等により組織されているが、鶴岡市の場合市街地の町内会組織と郊外地の自治会組織となっている。	新市移行後に歴史的経過、地域特性を踏まえて、地域住民の意思も尊重しながら、3年以内にあるべき姿を検討する。	経過措置	3年以内
022 003	町内会事務局事務(区長会事務局事務)	町村の場合、全域の町内会・集落等により組織されているが、鶴岡市の場合市街地の町内会組織と郊外地の自治会組織となっている。	新市移行後に歴史的経過、地域特性を踏まえて、地域住民の意思も尊重しながら、3年以内にあるべき姿を検討する。	経過措置	3年以内
022 004	町内会運営補助金交付事務(自治振興交付金)	交付内容に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 005	行政事務委託料交付事務(町内会長報酬等支給事務)(駐在員設置事業)	委託料(報酬額)に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 006	町内会連合会運営補助金交付事務(駐在員連絡協議会補助金交付事業)	交付内容に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 007	町内会連合会研修補助金交付事務(区長・駐在員研修)	交付内容に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 008	町内会長報酬等支給事務(行政事務委託料交付事務)(駐在員設置事業)	報酬額(委託料)に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 009	退任町内会長褒賞事務	褒賞内容に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 010	定例(月例)町内会長会開催事務	開催時期に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 011	駐在員設置事業(行政事務委託料交付事務)(町内会長報酬等支給事務)	報酬額(委託料)に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 012	駐在員連絡協議会補助金交付事業(町内会連合会運営補助金交付事務)	交付内容に相違がある。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 013	駐在員連絡協議会事務局(町内会連合会事務局事務)(町内会長連絡協議会事務局事務)	町村の場合、全域の町内会・集落等により組織されているが、鶴岡市の場合市街地の町内会組織と郊外地の自治会組織となっている。	新市移行後に歴史的経過、地域特性を踏まえて、地域住民の意思も尊重しながら、3年以内にあるべき姿を検討する。	経過措置	3年以内

部会名	住民生活	分科会名	生活
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
022 014	コミュニティセンター管理委託事業	コミュニティ活動の拠点施設としてコミュニティセンターを設置し、自治振興会等地元公共的団体に管理運営を委託している。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 015	コミュニティセンター管理運営事業	コミュニティ活動の拠点施設としてコミュニティセンターを設置し、自治振興会等地元公共的団体に管理運営を委託している。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 016	郊外地域行政連絡業務委託事業	鶴岡市のみ実施事業。郊外地の自治振興会等に各種証明書交付の取次ぎ業務を委託している。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 017	郊外地域行政連絡員設置事業	鶴岡市のみ実施事業。郊外地の自治振興会等に行政連絡員を設置している。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 018	コミュニティセンター管理運営事業費補助金交付事業	鶴岡市のみ実施事業。管理運営補助金を交付している。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 019	田川・湯田川コミュニティセンター駐車場借上事業	鶴岡市のみ実施事業。施設整備経費を負担している。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 020	コミュニティセンター施設整備事業	鶴岡市のみ実施事業。施設整備経費を負担している。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 021	新たな地域コミュニティづくりモデル事業	鶴岡市のみ実施事業。(モデル地区補助金500千円)	当面従来どおりとし、新市移行後事業推進方策等について再検討する。	経過措置	3年以内
022 022	自治振興会等退職役員褒賞事業	鶴岡市のみ実施事業。	新市移行後3年以内に、自治組織のあるべき姿を検討し段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 023	長寿者社会作りソフト事業費交付金交付事業	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
022 024	一般コミュニティ助成事業	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
022 025	活力ある地域づくり推進事業事務	三川町のみ実施事業。	当面従来どおりとし、新市移行後事業推進方策等について再検討する。	当面従来どおり	
022 026	後継者育成相談員事業(結婚相談事業)	藤島町・温海町実施事業。	当面従来通りとし、現行とおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	住民生活	分科会名	生活
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
022 027	人権相談事業(人権擁護委員協議会助成金)	開設方法、人権擁護委員数に相違がある。	開設方法については、当面従来通り新市に引き継ぎ3年以内に段階的に調整する。委員数については人口規模に準じた定数となるが、地域ごとの均衡ある委員配置について法務局と調整する。	経過措置	3年以内
022 027	人権相談事業(負担金)	負担金に相違がある。	合併時に法務局の意向を尊重しつつ、新市の人口規模に応じた負担金とする。	合併まで	
022 028	総合相談窓口設置事業	実施主体、開設方法、相談員体制に相違がある。	当面従来通り新市に引き継ぎ3年以内に相談体制の機能強化の検討を行い段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 029	行政相談(開設日)	開設方法に相違がある。	当面従来通り新市に引き継ぎ、3年以内に段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 029	行政相談(相談人)	相談員体制に相違がある。	当面従来通り新市に引き継ぎ、3年以内に段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 030	消費生活センター設置事業	鶴岡市にのみ設置されている。	当面従来通り新市に引き継ぎ、3年以内に段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 031	消費者団体育成補助事業(補助金交付事務)	活動団体の有無及び交付額に差異がある。	当面従来通り新市に引き継ぎ、5年以内に段階的に調整する。	経過措置	5年以内
022 032	西部用水路をきれいにする会事務局事務(補助金交付事務)	鶴岡市のみ実施事業。	現行の通り新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
022 033	市民憲章推進協議会事務局事務(補助金交付事務)	鶴岡市のみ実施事業。	新市移行後3年以内に、新市の新市民憲章の制定と併せ、そのあり方について検討する。	経過措置	3年以内
022 034	市民の森の会事務局事務(補助金交付事務)	担当部門、交付内容に差異がある。	当面従来通り新市に引き継ぎ、3年以内に他の類似制度との統一化について段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 035	花いっぱい運動補助金交付事務	担当部門、交付内容に差異がある。	当面従来通り新市に引き継ぎ、3年以内に他の類似制度との統一化について段階的に調整する。	経過措置	3年以内
022 036	小さな親切の会負担金交付事務	鶴岡市のみ実施事業。	現行の通り新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	住民生活	分科会名	生活
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
022 037	斎場管理運営事業	施設毎に使用料に相違がある。	合併時に現在の鶴岡市の斎場使用料に統一する。山北町火葬場の利用については、合併後も引き続き業務委託する。	合併まで
022 038	斎場改修事業	新潟県山北町斎場改修事業	現行の通り新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
022 039	斎場等使用料補助金交付事務	斎場施設を持たない町村において、補助金の交付内容に差がある。	合併まで酒田市、余目町の斎場利用の場合、新市の斎場使用料との差額を補助する。	合併まで
022 040	墓地、納骨堂及び火葬場経営許可	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
022 041	墓園管理事業	鶴岡市、藤島町で設置している。使用料、管理料、手数料に差異がある。	当面従来通り新市に引き継ぎ、適正な料金のあり方等について、新市において検討する。	当面従来どおり
022 042	出稼ぎ労働者手帳交付事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 1001-1	個人住民税の均等割の税率	均等割税額に相違がある。(平成16年度税制で一本化の見通し)	標準税率とする。ただし、合併年度及びこれに続く5か年度は不均一課税とする。	経過措置	5年以内
023 1001-1	個人住民税の納期	納期に相違がある。	合併時に法定納期(現行の鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町)による。	合併まで	
023 1002-1	申告相談(当初申告者)	相談体制、申告書送付基準に相違がある。	合併後3年以内に新市の体制を踏まえて検討する。	経過措置	3年以内
023 1002-2	申告相談(未申告者対応)	2次申告相談体制に相違がある。	2次申告相談の実施も含め、合併後3年以内に新市の体制を踏まえて検討する。	経過措置	3年以内
023 1003-1	市県民税普通徴収(申告書入力方法)	入力方法に相違がある。	合併時に鶴岡市の方式を基本としながら、申告支援システムの活用も含め検討調整する。	合併まで	
023 1003-1	市県民税普通徴収(申告支援システム)	温海町はシステム未導入。他市町村は導入済み。	既導入市町村については、合併時から活用の方で調整する。	合併まで	
023 1003-3	市県民税普通徴収(納税通知書の発送)	発送方法に相違がある。	合併時から様式を統一し郵送により送付する。	合併まで	
023 1003-4	市県民税普通徴収(申告書の発送)	発送方法に相違がある。	平成17年度から、法に定める様式の申告書を郵送により送付する。	経過措置	3年以内
023 1003-5	市県民税普通徴収(公示送達)	公示手順は大差なし。	合併時に鶴岡市の方式を基本に統一し事務を行う。	合併まで	
023 1003-6	市県民税普通徴収(現年度分税額変更)	導入システムの違いにより、処理方法、特別徴収者の変更対応時期に相違がある。	処理方法については合併時に鶴岡市の例を基本に一元化するとともに、税額変更対応についても一元化する。	合併まで	
023 1003-7	市県民税普通徴収(月例処理)	導入システムの違いにより、処理方法に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1003-8	市県民税普通徴収(過年度分税額変更)	処理方法には大差はない。	合併時に様式の統一は図るが、当面旧市町村単位による分割処理とする。	経過措置	5年以内
023 1003-9	市県民税普通徴収(調定)	収納管理上データを集約する必要がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 1003-10	市県民税普通徴収(住登外課税)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 1003-11	市県民税普通徴収(家屋敷課税)	合併期日により家屋敷課税、個人住民税均等割課税の重複。	合併翌年度(H17)については、家屋敷課税を免除する。	合併まで	
023 1003-12	市県民税普通徴収(普通徴収、特別徴収の併徴)	導入システムにより、不可能町村がある。	合併後3年以内に鶴岡市の例を基本に一元化する。	経過措置	3年以内
023 1003-13	市県民税普通徴収(農業資料収集)	個人情報の収集であり実施方法に問題がある。	合併後3年以内に廃止する。	経過措置	3年以内
023 1003-14	市県民税普通徴収(法定資料の活用)	活用方法に差異がある。	合併後3年以内に鶴岡市の例を基本に一元化する。	経過措置	3年以内
023 1003-15	免除及び減免規定(個人住民税)	免除、減免規定に相違がある。	合併時に鶴岡市の規定及び基準を例に調整する。	合併まで	
023 1003-16	市県民税普通徴収(異議申立処理)	鶴岡市以外条例、規則が未制定である。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1004-1	市県民税特徴事務(給与支払報告書の管理)	データを支援システムで活用する町村がある。	処理手順は合併後3年以内に鶴岡市の例を基本に一元化する。支援システムの活用については検討調整する。	経過措置	3年以内
023 1004-2	市県民税特徴事務(事業所の管理)	同一事業所に複数のコードが設定されている。	合併時に鶴岡市のコードを基本に新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 1004-3	市県民税特徴事務(特別徴収者の異動処理)	処理方法には大差はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1004-4	市県民税特徴事務(租税条約による課税免除者)	該当者無しの町村がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1005-1	各種調査報告(課税状況調)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 1005-2	各種調査報告(賦課額報告)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 1005-3	各種調査報告(農業基礎調査)	調査の有無、内容に相違がある。	合併後3年以内に廃止の方向で調整する。	経過措置	3年以内
023 1005-4	各種調査報告(営業調査等)	調査の有無、内容に相違がある。	合併時に廃止の方向で検討する。	合併まで	
023 1005-5	各種調査報告(学生名簿調査)	未実施の町村がある。	実施の必要性に応じ当面従来通りとする。	当面従来どおり	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 1005-6	各種調査報告(外人登録調査)	未実施の町村がある。	実施の必要性に応じ当面従来通りとする。	当面従来どおり	
023 1005-7	各種調査報告(生活保護対象者調査)	全市町村で実施している。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1005-8	各種調査報告(障害者確認調査)	全市町村で実施している。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1005-9	各種調査報告(寡婦夫調査)	未実施の町村がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1005-10	各種調査報告(扶養調査)	調査の有無、内容に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1006-1	三税協力関係(確定申告書の收受)	事業内容に差異なし。	合併時に協力体制を維持する方向で、新市の体制も踏まえ調整する。	合併まで	
023 1006-2	三税協力関係(所得税の確定申告相談)	相談体制に相違がある。	サービスの低下にならないよう合併後3年以内に新体制を踏まえ検討する。	経過措置	3年以内
023 1006-3	三税協力関係(相続税資料調査)	事業内容に差異なし。	当面従来通りとし、現行とおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
023 1006-4	三税協力関係(田川地区税協組織)	組織の存続の必要性はあるか。	合併時に解散の方向で調整する。	合併まで	
023 1007-1	電算関係(デバッグ処理)	鶴岡市以外は業者委託である。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1007-2	電算関係(税制改正対応)	鶴岡市以外は基本的に業者委託である。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1007-3	電算関係(帳票設計等)	鶴岡市以外は基本的に業者委託である。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 1007-4	電算関係(MT関係)	特別徴収者の給与支払報告書情報のMT提供の有無。	平成18年度から新市全てでの対応を検討する。	経過措置	3年以内
023 1007-5	電算関係(住民マスタ管理)	住民コードを統一必要がある。	合併時に鶴岡市のコードを基本に統一する。	合併まで	
023 1007-6	電算関係(入出力管理)	申告支援システム活用に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。併せて申告支援システム活用を検討調整する。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 1007-7	電算関係(オンライン修正)	町村では殆どオンライン修正が未導入である。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化しオンライン修正を行う。	合併まで	
023 1007-8	電算関係(課税対象者把握)	把握方法に相違がある。	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年以内に鶴岡市の例を基本に一元化する。	経過措置	3年以内
023 1008-1	管理企画(マニュアル整備)	マニュアル整備の有無。	当面従来通りとし必要に応じ一元化する。	当面従来どおり	
023 1008-2	管理企画(係内研修)	未実施が大部分である。	当面従来通りとし必要に応じ一元化する。	当面従来どおり	
023 1008-3	管理企画(課税台帳整備)	朝日村は紙ベースの台帳を保有していない。	合併時に過年度分は旧組織単位で保管、現年度以降については管理スペース等を勘案し調整する。	合併まで	
023 2001	固定資産税の納期	納期に相違がある。	合併時に5月、7月、12月及び2月に統一する。	合併まで	
023 2002	都市計画税の税率	税率に相違がある。	現行の鶴岡市の税率を基本に調整する。ただし、合併年度及びこれに続き新市における課税区域が設定されるまでの年度(5年度内)は不均一課税とする。	経過措置	5年以内
023 2002	都市計画税の納期	納期に相違がある。	合併時に5月、7月、12月及び2月に統一する。	合併まで	
023 2002	都市計画税の課税区域	都市計画区域と都市計画税課税市町村の相違。	課税区域は現行のとおりとする。ただし、合併後に新市における都市計画区域及び新都市計画の事業計画を踏まえ設定する。	当面従来どおり	
023 2003	固定資産調査・評価事務(土地の調査等)	調査方式の標準化。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2003	固定資産調査・評価事務(償却資産の調査、検査の依頼)	実地調査実施の検討。	当面従来通りとし新市において検討する。	当面従来どおり	
023 2003	固定資産調査・評価事務(家屋の調査、評価等)	評価体制、調査、評価方法の標準化	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2003	固定資産調査・評価事務(家屋評価システム)	評価システムの活用について。	当面従来通りとし鶴岡市の評価システムを活用する方向で調整する。	当面従来どおり	
023 2003	固定資産調査・評価事務(積雪、寒冷地級地区区分の適用)	新級地区区分の適用時期。	級地区区分による補正率は平成21年評価替からの適用となる。	経過措置	5年超

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 2003	固定資産調査・評価事務(土地の評価事務等)	評価方法の標準化とそれに伴う激変緩和措置。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2004	固定資産評価審査申出対応事務	事業内容に著しい差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2005	固定資産の賦課及び調定事務(データ出力、上司の決裁)	事業内容に著しい差異なし。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2005	固定資産の賦課及び調定事務(調定表の作成、上司の決裁)	データ出力のプログラムを変更する必要がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2006	免除及び減免規定(固定資産税)	免除、減免規定に相違がある。	合併時に鶴岡市の規定及び基準を基本に統一する。	合併まで	
023 2007	固定資産税、都市計画税用途非課税認定事務	独自方法による該当物件の確認。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2008	行政不服審査申出対応事務	手順等作業フローを統一する必要がある。	合併時に作業フローを作成し一元化する。	合併まで	
023 2009	固定資産税、都市計画税諸届出等処理事務	様式の統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2010	固定資産税、都市計画税諸証明事務	証明窓口、様式の統一。	様式については、合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2011	国有財産等所在市町村交(納)付金事務	事業内容に著しい差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2012	公有地評価事務	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に作業マニュアルを作成し一元化する。	合併まで	
023 2014	固定資産税、都市計画税異動処理事務	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2015	固定資産税、都市計画税台帳作成(修正)事務	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に作業マニュアルを作成し一元化する。	経過措置	5年以内
023 2016	土地台帳(補充台帳)及び名寄せ台帳整備事務	事業内容に著しい差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2017	土地課税台帳(補充台帳)及び名寄帳保存事務	電子化におけるデータ保存年限の決定。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 2018	土地課税台帳(補充台帳)及び名寄帳閲覧事務(各台帳等の閲覧申請の受付台帳の開示、写し等の交付)	手数料、閲覧、証明方法の統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2019	家屋課税台帳(補充台帳)及び見取図、名寄帳整備事務～家屋課税台帳記入について	入出力システム、様式の統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2019	家屋課税台帳(補充台帳)及び見取図、名寄帳整備事務～異動分電算入力、変更分課税台帳に転記	入出力システム、様式の統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2020	家屋課税台帳(補充台帳)及び見取図、名寄帳整備事務～電算出力、台帳等バインダー整理	入出力システム、様式の統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2021	家屋課税台帳(補充台帳)及び見取図、名寄帳閲覧事務	手数料、閲覧、証明方法の統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2022	償却資産課税台帳整備事務	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2023	償却資産課税台帳保存事務	保存量の把握	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2024	償却資産課税台帳閲覧事務	手数料に差異がある。	合併時に統一する。	合併まで	
023 2025	農工法固定資産課税免除事務	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に作業マニュアルを作成し一元化する。	経過措置	5年以内
023 2025	過疎地域固定資産課税免除事務	新条例の制定	合併時から新市で一元化し事務を行う。	経過措置	5年以内
023 2026	住登外コードに関する事務(相続税法58条)	作業マニュアルの調整、様式の統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2026	住登外コードに関する事務(登記異動処理に伴うコード設定)	住登外コードの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2027	概要調書報告事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2028	総評価見込み報告事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 2029	交付税事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	経過措置	5年超
023 2030	電算日程	システムの統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2031	電算各帳票の検討	システムの統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2032	公函管理事務	保管体制、手数料の統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
023 2033	固定資産税土地特殊評価事務(都市計画、農地転用、土地区画整理、換地、軌道用地、鉱泉地、ゴルフ場)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2033	固定資産税土地特殊評価事務(砂防指定地評価)	減額措置に相違がある。	平成18年度から実施に向けて調整する。	合併まで	
023 2034	土地、地図システム事業	事業内容に著しい差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	経過措置	5年超
023 2035	市、県の分担評価	事業内容に著しい差異なし。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2036	固定資産税不均一課税の税率(国際観光ホテル整備法等関係)	税率に相違がある。	現行の鶴岡市の税率に統一する。ただし、合併年度及び合併前に適用中のものは旧条例により不均一課税とする。	経過措置	3年以内
023 2037	納税通知書発送事務	出力システム、様式の統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2038	特別土地保有税税制(課税標準、税率、免税点)	事業内容に著しい差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2039	特別土地保有税の対象物件調査事務(登記異動通知書、名寄帳から抽出作業)	新条例の制定	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 2040	特別土地保有税の課税事務(対象土地マスターを作成)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
023 2041	特別土地保有税減免処理事務	減免規定、基準、割合に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 2042	特別土地保有税の賦課に関する異議申立処理事務(異議申立書受付～決定通知)	作業マニュアルの調整、様式の統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
023 2043	特別土地保有税の啓発事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
023 2044	特別土地保有税免除審議会事務	事業内容に差異なし。	合併時点には制度廃止となっている。	合併まで
023 2045	納税義務者数(免点未満、免点以上)、土地の筆数、家屋の棟数、償却資産品目数	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 3001	税制(法人市民税)	減免対象に一部相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3002	設置・廃止・異動等届(法人市民税)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3003	申告・賦課・調定(法人市民税)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3004-1	減免(法人市民税)	減免対象等に一部相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。減免申請提出期限は、納期限前7日までとする。	合併まで
023 3004-2	減免(法人市民税)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3005	更正・決定(法人市民税)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3006	異議申立て(法人市民税)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3007	住登外法人管理(法人市民税)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3008-1	軽自動車税税制(免除)	課税免除対象に一部相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3008-2	軽自動車税の納期	納期に相違がある。	合併時に5月(鶴岡市の例)に統一する。	合併まで
023 3009-1	軽自動車税税制(登録・廃車窓口)	窓口体制について。	合併時から住民サービスに配慮した体制とする。入力是一元処理されるようオンライン化する。	合併まで
023 3009-2	軽自動車税税制(標識)	標識切替	合併時から順次切替える。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
023 3009-3	軽自動車税税制(標識再交付)	弁償金の有無、額に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3010	軽自動車税税制(賦課・調定)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 3011	軽自動車税税制(納税通知書発送)	発送日に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3012	免除及び減免規定(軽自動車税)	免除、減免規定に相違がある。	合併時に鶴岡市の規定及び基準を基本に統一する。	合併まで
023 3013	軽自動車税税制(異議申立)	事業内容に差異なし。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3014	市町村たばこ税税制	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 3015	市町村たばこ税税制(申告・賦課・調定)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 3016	市町村たばこ税税制(異議申立て)	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 3017-1	入湯税の税率	税率に相違がある。	合併時に鶴岡市及び温海町の税率に統一する。	合併まで
023 3017-2	入湯税税制(納期)	申告書提出期限(納期限)に一部相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3017-3	入湯税の課税免除	免除規定に相違がある。	合併時に鶴岡市の規定に、第5号として「(5)特に市長が必要と認める者」を加え統一する。ただし、「寿海荘」の入湯については従前の温海町の規定による。	合併まで
023 3018	入湯税税制(設置・異動届)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3019	入湯税税制(申告・賦課・調定)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3020	入湯税税制(異議申立て)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3021	鉱産税税制	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
023 3022	鉱産税税制(申告・賦課・調定)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3023	鉱産税(異議申立て)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3024	国民健康保険税税制(税率・納期)	税率及び納期に相違がある。	税率は、合併後5年以内不均一賦課を適用する。納期については電算システム及び収納業務への影響等を踏まえ調整する。	経過措置 5年以内
023 3025-1	国民健康保険税税制(賦課決定・調定)	賦課決定日に相違がある。	納期の調整に併せて統一する。	合併まで
023 3025-2	国民健康保険税税制(変更可能期間の賦課決定・調定)	作業マニュアルの調整、作成。	納期の調整に併せて統一する。	合併まで
023 3026	国民健康保険税税制(納税通知書発送体制及び発送日)	発送体制の調整。	納期の調整に併せて統一する。	合併まで
023 3027	国民健康保険税税制(減免)	減免対象者、受付期限に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 3028	国民健康保険税税制(異議申立て)	作業マニュアルの調整、作成。	納期の調整に併せて統一する。	合併まで
023 3029-1	税証明書発行(手数料)	手数料に相違がある。	合併時に鶴岡市の手数料を基本に統一する。	合併まで
023 3029-2	税証明書発行(発行窓口)	窓口体制の調整。	住民サービスの観点から出先を設置する。迅速な処理のためオンライン化する。	合併まで
023 3029-3	税証明書発行(夜間窓口)	窓口体制の調整。	住民分科会の協議結果をみて対応する。	合併まで
023 3030	税条例改正整備(税条例改正)	新条例の制定。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 3031	国・県報告資料、税務概要発行、歳入予算資料等作成(税務報告資料作成)	作業マニュアルの調整、作成。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
023 4001	徴収管理業務(国保税滞納者対策)	資格証明書・短期証の取扱に相違がある。	合併時に統一する。	合併まで
023 4001	徴収管理業務(督促手数料)	督促手数料に相違がある。	合併時に70円に統一する。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 4001	徴収管理業務(取扱税目等)	税外取扱いに相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 4001	徴収管理業務(夜間窓口業務)	開設方式に相違がある。	当面従来通りとし、住民窓口の対応に合わせる。	当面従来どおり	
023 4001	徴収管理業務(納税相談員)	嘱託職員体制。	当面従来通りとし、必要に応じ雇用を継続する。	当面従来どおり	
023 4001	徴収管理業務(滞納処理)	滞納状況の一元管理。	合併後3年以内に、滞納整理支援システムの導入を検討する。	経過措置	3年以内
023 4001	徴収管理業務、納税証明発行業務(完納システム)	システムの統一。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 4002	口座振替業務(取扱金融機関)	取扱金融機関の統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 4002	口座振替業務(振替手数料)	口座振替手数料に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 4002	口座振替業務(振替税目の取扱)	取扱方式に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 4003	納税貯蓄組合事務	納税貯蓄組合の有無。	合併時まで廃止の方向。	合併まで	
023 4004	租税教育推進事業	鶴岡市のみ実施事業。	合併時まで事業の継続について検討する。	合併まで	
023 4005	納税意識啓発事業	実施方法に差異がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5001	予算関係事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5002	事業計画事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5003	条例・規則等関係事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5004	レセプト開示対応事務	費用負担に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5005	各種申請事務	電算システムソフトの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 5006	各種報告書作成事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5007	各種調査表作成事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5008	各種資料作成事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5009	事業状況報告書作成事務	電算システムソフトの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5010	運営協議会事務	委員の選任に関し、各代表委員定数等に相違がある。	合併時に調整する。	合併まで	
023 5011	疾病分類統計事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5012	医療費分析関係事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5013	広報・趣旨普及事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5014	国保ネットイン山形関係事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5015	健康増進等推進事業	国保保健事業の内容に相違がある。	合併後新市において調整する。	経過措置	5年以内
023 5016	検診事業	助成額、対象者、対象基準日に相違がある。	合併後5年以内に不均一賦課と併せ調整する。	経過措置	5年以内
023 5017	医療費適正化事業	訪問指導対象者に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5018	資格取得・喪失・異動事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5019	高齢受給者証の交付事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5020	食事減額証取得・喪失・異動事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5021	保険証更新事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 5022	高齢受給者証の更新事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5023	居所不明者対策事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5024	過誤依頼書作成事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5025	出産育児一時金・葬祭費支給事務	支給額、出産育児一時金貸付制度に相違がある。	支給額は合併後5年以内に不均一賦課と併せ調整する。貸付制度は合併時までに統一する。	経過措置	5年以内
023 5026	療養費支給事務	窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5027	高額療養費支給事務	電算システムソフトの統一、窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5028	食事療養費支給事務	窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5029	高額療養費貸付事務	貸付方法に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
023 5030	第三者行為・給付制限事務	業務委託の有無、窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5031	適用適正化対策事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5032	医療費通知事務	業務委託の有無。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5033	レセプト点検事務	点検形態(独自対応・業者委託)に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5034	直営診療施設	診療施設の有無。	当面従来通りとし、現行のまま新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
023 5101	資格取得・喪失・異動事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5102	受給者証更新事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
023 5103	減額・限度額認定証発行、更新事務	電算システムの統一、窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5104	資格過誤依頼書作成事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5105	高額医療費支給事務	電算システムソフトの統一、窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5106	食事療養費支給事務	窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5107	療養費支給事務	窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5108	医療費通知事務	業務委託の有無。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5109	給付制限、損害賠償請求事務	業務委託の有無、窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5111	適正受診指導に関すること	訪問指導対象者に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5112	各種申請事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5113	各種報告書作成事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5114	保険者別医療費通知作成事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5115	各種資料作成事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5116	条例、規則関係事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5117	予算関係事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5201	資格取得・喪失・異動事務	電算システムの統一、窓口対応の検討。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
023 5202	医療証更新事務	電算システムの統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
023 5204	単独事業の状況(福祉医療)	重度心身障害者医療対象者、乳幼児医療対象者の所得要件に相違がある。	合併後新市において調整する。	経過措置	5年以内
023 5205	資格過誤依頼書作成事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5206	レセプト再審査依頼事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5207	交付金申請事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5208	条例、規則関係事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
023 5209	予算関係事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	住民生活	分科会名	環境
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
024 001	生活環境保全対策事業	根拠条例、事業内容に相違がある。	合併時に条例、規則、要綱及び事業内容等を調整する。	合併まで	
024 002	環境教育推進事業	根拠条例、事業内容に相違がある。	合併時に条例、規則、要綱及び事業内容等を調整する。	合併まで	
024 003	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	根拠条例、設置主体及び補助要綱に相違がある。	地域の実情やこれまでの取り組みを考慮しながら、当面従来どおりとする。	当面従来どおり	
024 004	浄化槽設置届受理等事務	浄化槽台帳の統一。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
024 005	環境分析事業	事業内容に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
024 006	公害防止対策事業	指導要綱の統合、相談窓口体制。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
024 007	環境基本条例制定事業	環境基本条例の制定。	合併時に鶴岡市の例を基本に制定する。	合併まで	
024 008	環境基本計画策定事業	環境基本計画の策定。	合併後3年以内に鶴岡市の例を基本に策定する。	経過措置	3年以内
024 009	環境保全実施計画策定事業	実施計画内容、推進体制の検討。	合併時に新市において一元化する。	合併まで	
024 010	環境審議会	条例・規則・要綱等の調整	合併時に新市において一元化する。	合併まで	
024 011	一般廃棄物処理計画事務	処理計画の見直し、統合。	合併後1年以内に新市において策定する。	経過措置	1年以内
024 012	廃棄物処理事業・浄化槽清掃事業等許可事務	条例規則等の調整、台帳の統合。	合併時に新市において一元化する。	合併まで	
024 013	ごみ収集事業	分別、収集体制及び収集ステーション整備等補助制度に相違がある。	合併後3年以内に委託形態も含め効率的な収集方法に調整するとともに、補助制度は廃止する。	経過措置	3年以内
024 014	清掃指導事業	推進体制に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に事業内容及び衛生組織の調整を図る。	合併まで	
024 015	し尿収集指導事務	収集手数料、区域の調整。	合併後3年以内に新市において一元化する。	経過措置	3年以内

部会名	住民生活	分科会名	環境
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
024 016	粗大ごみ収集処理事業	条例、回収方法、料金の調整。	合併時に新市において一元化する。	合併まで	
024 017	指定ごみ袋作成販売事業	販売価格、指定内容(色、大きさ)に相違がある。	合併時に新たな基準を定め統一する。	合併まで	
024 018	資源回収事業(報奨金・回収方法)	報奨金、回収方法に相違がある。	合併時に鶴岡市、朝日村の例を基本に、報奨金・回収方法を統一する。	合併まで	
024 018	資源回収事業(拠点回収)	未実施の団体がある。	合併後3年以内に全市において実施する。	経過措置	3年以内
024 019	ごみ減量・リサイクル推進事業	実施方法、補助制度に相違がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。環境にやさしい店認定制度は鶴岡市の制度に統一する。	合併まで	
024 020	環境美化推進事業	条例・規則・要綱等の調整	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
024 021	不法投棄対策事業	条例、協力連携体制の調整。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
024 022	公衆便所維持管理事業	管理台帳の統合、維持管理委託内容の調整。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
024 023	廃棄物減量等推進審議会	条例・規則、委員構成等の調整	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
024 024	衛生処理組合関係事務	解散手続き			

部会名	住民生活	分科会名	消防防災
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
025 001	組合議会運営事業(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 002	監査委員事務(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 003	職員人事・給与等(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 004	救急救命士養成(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 005	応急手当普及啓発(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 006	火災予防普及(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 007	応急処置用資機材整備(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 008	消防施設設備整備(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 009	起債事務(鶴岡地区消防事務組合)	解散手続き			
025 010	鶴岡地区消防事務組合分担金	解散手続き			
025 011	消防団組織体制維持管理	新市における組織体制	合併時に旧市町村消防団の体制を維持しながら連合消防団体制とする。	合併まで	
025 012	消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務	団員報酬、手当等に相違がある。	合併後5年以内に段階的に調整する。	経過措置	5年以内
025 013	公務災害及び火災・福祉共済等申請事務	掛金の負担割合に相違がある。	合併時より福祉共済のみ公費2分の1負担とする。	合併まで	
025 014	各種消防訓練	訓練内容に相違がある。	地域特性を踏まえ、当面従来とおりとする。	当面従来どおり	
025 015	研修	研修内容に相違がある。	合併後3年以内に一元化する。	経過措置	3年以内
025 016	消防学校入校	入校計画に相違がある。	合併後3年以内に一元化する。	経過措置	3年以内

部会名	住民生活	分科会名	消防防災
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
025 017	消防団員被服等貸与	被服等貸与物品に相違がある。	合併後5年以内に統一する。	経過措置	5年以内
025 018	消防活動備品購入	防御資機材・訓練資機材の整備に相違がある。	合併後一定の期間を経て統一する。	経過措置	5年超
025 019	各種表彰関係事務	事業内容に差異なし。	現行のまま、合併時に新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
025 020	消防団分団交付金等	交付金、交付範囲に相違がある。	合併後5年以内に統一する。	経過措置	5年以内
025 021	消防ボランティア関係事務	羽黒町・櫛引町・朝日村に組織されている。	合併後5年以内に廃止も視野に入れ検討調整する。	経過措置	5年以内
125 021	消防応援協定	温海町(新潟県山北町消防相互応援協定)	合併後も新市において再締結する。	経過措置	1年以内
025 022	ラッパ隊、消防音楽隊	特色ある活動として継続したい。	現行のまま、合併時に新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
025 023	梯子乗り纏振り保存会育成	特色ある活動として継続したい。	現行のまま、合併時に新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
025 024	山形県消防協会会費	公費負担割合に相違がある。	合併時より全額公費負担とする。	合併まで	
025 025	山形県消防協会庄内支部負担金	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
025 026	防火水槽等、消防水利維持管理消防ポンプ庫、警鐘台等消防施設維持管理	維持管理内容方法に相違がある。	合併後一定の期間を経て統一する。	経過措置	5年超
025 028	消防水利施設整備事業、防災資機材地域備蓄施設(消防ポンプ庫)建設整備事業、ホース乾燥塔新設事業	所管部署、地元負担等に相違がある。	合併後一定の期間を経て統一する。	経過措置	5年超
025 031	消防施設整備事業(消防ポンプ自動車等)	整備計画に相違がある。	合併後一定の期間を経て統一する。	経過措置	5年超
025 032	月山水道企業団消防施設利用負担金	藤島町、三川町で負担している。	合併時に水道施設管理者と調整する。	合併まで	
025 033	水防資機材整備、水防倉庫維持管理、水防訓練等実施	整備計画、訓練内容等に相違がある。	合併後一定の期間を経て統一する。	経過措置	5年超

部会名	住民生活	分科会名	消防防災
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
025 036	水門管理助成	藤島町において水門管理組合と契約している。	当面従来通り新市に引き継ぎ、状況を見て調整する。	当面従来どおり
025 037	災害救助事業	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
025 038	山岳遭難救助対策事業・県山岳遭難対策委員会負担金	山岳救助隊の設置が必要である。	既存団体を現行のまま新市に引き継ぐ。	経過措置 1年以内
025 039	防災会議運営・水防協議会運営	水防協議会の存続について。	水防に関する協議を防災会議に包含し、合併時より新市の防災会議に一元化する。	合併まで
025 040	地域防災計画の作成	地域防災計画の統合、災害マニュアルの策定。	合併後1年以内に統合しマニュアルを策定する。	経過措置 1年以内
025 041	土砂災害危険区域実態調査	台帳の統一整備、移転補償制度の継続。	合併後3年以内に台帳を統一するとともに、移転補償制度を廃止する。	経過措置 3年以内
025 042	災害情報設備運用	県防災行政無線、県情報ネットワーク、地震情報ネットワーク、温海町雨量計、地すべり観測所の管理体制の調整。	県防災行政無線、県ネットワークについては、合併後1年以内に県と協議し親局を定め運用する。その他は現行のまま、新市に引き継ぐ。	経過措置 1年以内
025 043	防火用水管理委託金	藤島町が長沼地区に委託している。	当面従来通り新市に引き継ぎ、状況を見て調整する。	当面従来どおり
025 044	総合防災訓練	実施方法、助成制度に相違がある。	当分の間従来通り実施し、主会場を持ち回りとする。補助金については現行の通りとし、新市において検討し段階的に調整する。	当面従来どおり
025 045	防災行政無線の再構築・防災行政無線保守管理・地域防災行政無線保守管理	防災行政無線の統一が義務付けられている。固定系及び移動系の保守管理に相違がある。	当面統合器によりシステムの統一を図るが、合併後5年以内に段階的にシステムの再構築を図る。委託管理は当分の間、現行とおりとしシステムの再構築に併せ段階的に調整を図る。	経過措置 5年以内
025 046	山形県防災(無線)情報システム保守管理	事業内容に差異なし。	合併後1年以内に親局を定め運用する。	経過措置 1年以内
025 048	自主防災組織指導者等育成事業	自主防災組織のリーダー養成に相違がある。	当分の間現行通りとし、新市において育成事業を段階的に拡大する。	当面従来どおり

部会名	住民生活	分科会名	消防防災
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
025 049	自主防災組織育成補助事業	交付内容に差異がある。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	
025 050	自主防災組織育成補助事業(コミュニティ助成事業)	広域的に整合性のある事業選定の必要性がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
025 051	標旗交付事業	鶴岡市だけの事業。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	
025 052	避難路等整備事業	継続的に整備する必要がある。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	
025 053	避難標識設置事業	継続的に設置する必要がある。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	
025 054	煙火消費許可事務	鶴岡市だけの事業。	合併後1年以内に一元化し事務を行う。	経過措置	1年以内
025 055	婦人防火クラブ育成事業	三川町、温海町で実施している。補助金に差異がある。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	
025 057	自然災害防止対策事業	温海町だけの事業。実施基準、事業量の調整。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	
025 058	山形県防災ヘリコプター運行負担金	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
025 059	電気用品販売業者立入検査、液化石油ガス設備届出書受理事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
025 061	交通安全対策事業、交通安全対策会議	事業内容に差異なし。	当分の間現行の通りとし、新市において5年以内に段階的に調整を図る。	経過措置	5年以内
025 064	交通安全町民大会	事業内容に差異なし。	旧市町村持ち回り開催等、新市において5年以内に検討し、段階的に調整を図る。	経過措置	5年以内
025 065	鶴岡市交通安全都市推進協議会補助金交付事務	推進団体の運営方法に相違がある。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	
025 067	庄内地方交通安全対策協議会負担金交付事務	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
025 068	スクールゾーン対策事業補助金	鶴岡市だけの事業	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	
025 069	交通安全モデル事業補助金	鶴岡市だけの事業	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり	

部会名	住民生活	分科会名	消防防災
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
025 070	交通安全指導者育成事業、交通指導員設置事業	指導員の待遇、専門指導員の職員体制に相違がある。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり
025 072	交通安全施設整備事業	整備基準、事業量の調整が必要である。	当分の間現行の通りとし、新市において3年以内に段階的に調整を図る。	経過措置 3年以内
025 073	交通安全母の会指導事務・交通安全母の会補助金	連合会組織の一本化が必要である。	当分の間現行の通りとし、新市において3年以内に段階的に調整を図る。	経過措置 3年以内
025 074	交通指導員等被服整備	貸与被服の統一が必要である。	当分の間現行の通りとし、新市において3年以内に段階的に調整を図る。	経過措置 3年以内
025 075	チャイルドシート購入補助事業	補助対象、金額に相違がある。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり
025 076	交通安全施設要望検討会	事業継続について検討が必要である。	当分の間現行の通りとし、新市において5年以内に段階的に調整を図る。	経過措置 5年以内
025 077	各種表彰関係事務	事業内容に差異なし。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり
025 078	交通指導車維持管理、防犯車維持管理	事業内容に差異なし。	当分の間現行の通りとし、新市において段階的に調整を図る。	当面従来どおり
025 079	広域交通安全事業	温海町、新潟県山北町合同開催事業。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
025 080	交通災害共済	鶴岡市は市単独により実施、町村は一部事務組合を組織し実施しているほか、加入金、見舞金、取りまとめ方法に相違がある。		
025 081	防犯協会補助金	旧市町村毎の組織となっている。	当分の間現行の通りとし、新市において随時調整し3年以内に新市枠での団体を組織する。	経過措置 3年以内
025 083	鶴岡地区防犯協会連合会負担金	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
025 084	山形県防犯協会連合会負担金	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで
025 085	庄内地区鉄道防犯連絡協議会負担金	事業内容に差異なし。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	住民生活	分科会名	消防防災
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
025 064	暴力のない明るい鶴岡市をつくる市民の会補助金	事業の持ち方、補助金に差異がある。	当分の間現行の通りとし、新市において3年以内に段階的に調整を図る。	経過措置	3年以内
025 088	街灯(防犯灯)新設補助事業	補助対象、地元負担に相違がある。	当分の間現行の通りとし、新市において3年以内に段階的に調整を図る。	経過措置	3年以内
025 089	街灯(防犯灯)新設事業	新設、更新の採択基準に相違がある。	当分の間現行の通りとし、新市において3年以内に段階的に調整を図る。	経過措置	3年以内
025 090	街灯(防犯灯)補助金交付事務	補助対象、地元負担に相違がある。	当分の間現行の通りとし、新市において3年以内に段階的に調整を図る。	経過措置	3年以内
025 101	自衛官募集事務	担当部門に相違がある。	合併時から新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
025 102	自衛官父兄会補助等	事務局体制、補助金額に相違がある。	当分の間現行の通りとし、新市において3年以内に段階的に調整を図る。	経過措置	3年以内

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
031 001	母子保健計画	計画策定が未だのところもある。事業計画期間に違いがある。	18年度に一本化で策定する。	経過措置	3年以内
031 002	妊婦健康診査	対象者、内容に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
031 003	すこやかな子どもを生ま育てるネットワーク	鶴岡市、三川町、温海町で実施。運営内容に違いがある。	鶴岡市の例を基本に合併時に一本化する方向で調整する。	合併まで	
031 004	外国人母子支援事業	鶴岡市、朝日村で実施。内容に違いがある。	合併時に新市全域の該当者に対して実施する。	合併まで	
031 005	第1子家庭訪問	対象者、実施内容に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	3年以内
031 005-1	育児相談	鶴岡市、温海町で実施。実施内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 006	フォロー児訪問	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 008-1	保育園訪問指導事業	鶴岡市のみ実施。	3年以内に鶴岡市の例を基本に全市を対象とする方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 009	6～7か月育児学級	藤島町、櫛引町、三川町、朝日村で健診時に実施。	鶴岡市の健診時の例を基本とし、3年以内に町村ごとの実施は廃止する。	経過措置	3年以内
031 010	1歳児よちよち教室	三川町は単独実施。藤島町、朝日村で健診時に実施。	鶴岡市の健診時の例を基本とし、3年以内に町村ごとの実施は廃止する。	経過措置	3年以内
031 011	学校保健との連携事業	特に調整する課題はない。	当面従来どおり行う。	当面従来どおり	
031 011-1	子育て教室	藤島町のみ健診時に実施。	鶴岡市の健診時の例を基本とし、合併時に町の実施は廃止する。	合併まで	
031 012	ハイリスク妊婦訪問	ハイリスクの定義に違いがある。担当に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。担当は当面従来どおり行う。	合併まで	
031 013	パパママ教室	鶴岡市、藤島町で実施。	合併時から鶴岡市の例を基本に新市1ヶ所で実施する。	合併まで	
031 014	4か月児健康診査	対象児、実施方法、内容に違いがある。	合併時から鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。	合併まで	
031 015	7か月児健康診査	対象児、実施方法、内容に違いがある。	合併時から鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。	合併まで	

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
031 016	9～10か月児健康診査	対象児、実施方法、内容に違いがある。	合併時に廃止する。	合併まで
031 017	1歳児健康診査	対象児、実施方法、内容に違いがある。	合併時に廃止する。	合併まで
031 018	1歳6か月児健康診査	対象児、実施方法、内容に違いがある。	合併時から鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。	合併まで
031 019	3歳児健康診査	対象児、実施方法、内容に違いがある。	合併時から鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。	合併まで
031 019-1	1歳6か月児・3歳児精密健康診査	対象児、実施方法、内容に違いがある。	合併時から鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。	合併まで
031 020	乳幼児健診関係者懇談会	鶴岡市のみ実施。	新市において合併に一本化して実施する。	合併まで
031 021	幼児歯科検診(2歳児歯科検診)	実施市町村、対象児に違いがある。	新市において健診事業に組み入れて全市で実施する方向で調整する。	経過措置 3年以内
031 030	離乳食指導	対象児の年齢、実施方法、内容に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に実施する。	合併まで
031 031	育児サークル食生活指導	鶴岡市、藤島町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 032	食育指導	鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 033	療育連絡会	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、温海町で実施。	合併時に県が実施主体となる連絡会に統一する。	合併まで
031 034	療育研修会	鶴岡市、藤島町で実施。	3年以内に鶴岡市の例を基本に1ヶ所で実施することに調整する。	経過措置 3年以内
031 035	障害児親の会	鶴岡市、藤島町、三川町、温海町で実施。	3年以内に1ヶ所に集約して実施することに調整する。	経過措置 3年以内
031 036	窓口健康相談	開設時間、相談体制に違いがある。	合併までに新市全域で申請可能とし、内容を統一して実施することに調整する。	合併まで
031 037	ツベルクリン・BCG接種	事務の集約化、実施会場について検討する必要がある。	合併までに一部事務の集約化。会場については本所、各支所で実施する方向で調整する。	合併まで

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
031 038	言語発達相談	対象、実施方法、内容、専門スタッフに違いがある。	合併までに鶴岡市の例を基本に1ヶ所で実施することに調整する。	合併まで
031 039	ポリオ予防接種	事務の集約化、実施会場について検討する必要がある。	合併までに一部事務の集約化。会場については本所、各支所で実施する方向で調整する。	合併まで
031 040	三種混合予防接種	事務を集約化する必要がある。	合併までに一部事務について一元化する。	合併まで
031 041	麻しん・風しん・日本脳炎予防接種	委託医療機関、委託料、自己負担金、収入調定に違いがある。	合併までに一部事務について集約化するとともに、徴収方法については鶴岡市の例を基本とする方向で調整する。	合併まで
031 045	二種混合(2期)	事務を集約化する必要がある。	合併までに一部事務について集約化する方向で調整する。	合併まで
031 046	業務調整・健康被害対策等庶務	特に調整する課題はない。	合併時に事務を一元化する。	合併まで
031 047	予防接種対策委員会	報酬等に違いがある。	合併時に事務を一元化する。	合併まで
031 048	もんしんくん作成送達用務	対象、内容等に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
031 049	健診・出産・接種等月例リスト出力	健診方法、対象者に違いがある。	新市において速やかに統一する方向で調整する。	経過措置 3年以内
031 050	思春期教育支援事業	鶴岡市、三川町、朝日村で実施。	合併までに全域を対象とし、より効果がある内容を調整する。	合併まで
031 052	フォロー児検討会	鶴岡市、藤島町、三川町、朝日村、温海町で実施。スタッフ、対象、基準に違いがある。	合併時に基準等を統一することに調整する。	合併まで
031 053	子育てアンケートの検討会	鶴岡市のみで実施。	合併時に新市全域を対象に実施する。	合併まで
031 054	虐待処遇検討会	業務内容に違いがある。	合併までに内容等を統一して実施することに調整する。	合併まで
031 055	乳幼児発達相談等	特に調整する課題はない。	合併時に事務を集約化する。	合併まで

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
031 056	母子保健推進員設置事業	藤島町、櫛引町、三川町、温海町で実施。内容、報酬等に違いがある。	5年以内に保健衛生推進員活動との関係を調整する。	経過措置	5年以内
031 057	出生業務に関する業務	特に調整する課題はない。	合併時から鶴岡市の例を基本に統一して実施する。	合併まで	
031 058	母子栄養食品支給事業	鶴岡市、温海町で実施。支給要件に違いがある。	合併時から鶴岡市の例を基本に全域を対象として実施する。	合併まで	
031 060	食生活改善推進員養成講座(実施内容、期間、体制)	講座内容、実施期間、実施体制に違いがある。	会場はこれまでどおりとし、内容等を統一して合併時から実施する。	合併まで	
031 060	食生活改善推進員養成講座(受講料)	受講料に違いがある。	3年以内に統一する方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 061	食生活改善推進員再研修	藤島町以外で実施。開催方法等に違いがある。	3年以内に全域で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 062	食生活指導(地域指導を含む)	指導体制、内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 063	呼吸器検診	対象者、委託料、自己負担金に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する方向で調整する。	合併まで	
031 064	未受診者勧奨	対象者、委託料、自己負担金に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する方向で調整する。	合併まで	
031 065	高齢者、要介護者結核検診	朝日村のみで実施。	合併時に廃止する。	合併まで	
031 066	感染症予防対策	特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
031 067	集団基本健診(健診項目、申込方法、対象年齢)	健診項目、申込方法、対象年齢に違いがある。	3年以内に70歳以上も対象とすることで調整する。	経過措置	3年以内
031 067	集団基本健診(問診表の配付方法)	配付方法に違いがある。	3年以内に郵送による方法で調整する。	経過措置	3年以内
031 067	集団基本健診(自己負担金)	自己負担金に違いがある。	3年以内に国の徴収基準により調整する。	経過措置	3年以内
031 067	集団基本健診(免除制度)	免除制度に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	3年以内
031 067	集団基本健診(収納処理)	自己負担金の収納処理に違いがある。	3年以内に処理方法について調整する。	経過措置	3年以内

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
031 068	個別基本健診	鶴岡市、櫛引町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 069	消化器検診	減免対象者、自己負担金に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	3年以内
031 070	肺がん検診	自己負担金に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
031 071	婦人科検診	子宮がん検診、乳がん検診の自己負担金に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	3年以内
031 072	人間ドック(対象者)	対象者に違いがある。	5年以内に対象年齢を統一することに調整する。	経過措置	5年以内
031 072	人間ドック(委託料)	委託料に違いがある。	5年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	5年以内
031 072	人間ドック(自己負担金)	自己負担金に違いがある。	5年以内に国保事業とあわせて調整する。	経過措置	5年以内
031 073	50歳総合健診	鶴岡市のみ実施。	3年以内に全域で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 074	肝炎ウイルス検査	実施方法、負担金に違いがある、(18年度で終了の時限措置)	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 075	肝経過観察健診	朝日村のみで実施。	3年以内に廃止の方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 076	レディース健診	鶴岡市、三川町で実施。対象者、自己負担金に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に全域で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 077	メンズ健診	鶴岡市のみ実施。	3年以内に全域で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 078	骨粗鬆症検診	鶴岡市、藤島町、三川町で実施。対象者、自己負担金に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に全域で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 079	保健衛生推進員の育成・支援	身分や条件、任務などに違いがある。	5年以内に統一基準を設ける。	経過措置	5年以内
031 080	食生活改善推進協議会活動の支援	活動内容に違いがある。組織の一本化の検討が必要である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 081	ヘルス80の会	鶴岡市、三川町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
031 082	ヘルスサポーターサークル活動支援	鶴岡市、三川町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 083	健康手帳の交付	書式、交付方法に違いがある。	合併時に統一して行う。	合併まで	
031 084	個別健康教育	対象者、実施方法、体制等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 086	健康カレンダーの作成配布	内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 087	健康教育 健康づくり教室	内容に違いがある。講師謝金に違いがある。	講師謝金は統一基準を策定するが、事業は当面従来どおり行う。	当面従来どおり	
031 088	健康教育 健診後学習会	内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 089	各種健康教育	内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 090	61歳健康セミナー実施	鶴岡市、三川町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 091	糖尿病予防教室	鶴岡市、藤島町、三川町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 092	レディース健診後セミナー	鶴岡市、三川町で実施。	3年以内に鶴岡市の例を基本に全域で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 093	50歳総合健診後セミナー	鶴岡市、榑引町で実施。	3年以内に鶴岡市の例を基本に全域で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
031 094	高脂血症予防教室	藤島町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 095	生活習慣予防教室	羽黒町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 096	人間ドック結果相談会	鶴岡市を除く町村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 097	広報啓発活動(健康だよりの作成配布他)	内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 098	いきいき健康プラン事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
031 099	健康づくり強調月間(つどい)、シンポジウム開催	内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 100	女性健康のつどい	藤島町、朝日村、温海町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 101	ぼんぼ健康教室	朝日村のみで実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 102	50歳集団歯科検診	鶴岡市、櫛引町で実施。	5年以内に鶴岡市の例を基本に全域で実施する方向で調整する。	経過措置 5年以内
031 103	節目の個別歯科検診	温海町を除く市町村で実施。	合併時から県の基準に統一して、全域で実施する方向で調整する。	合併まで
031 105	親子歯科検診時成人歯科検診、母親歯科検診	三川町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 106	健康増進システム事業	市町村によりシステムに違いがある。	新市において速やかに統一する方向で調整する。	経過措置 3年以内
031 107	健診対象者の把握	市町村によりシステムに違いがある。	新市において速やかに統一する方向で調整する。	経過措置 3年以内
031 108	健康相談	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 110	65歳からの健康づくり事業	鶴岡市、藤島町、三川町、朝日村で実施。実施内容、対象者に違いがある。	3年以内に内容、対象者の統一実施の可能性について検討する。	経過措置 3年以内
031 110-1	転倒骨折予防事業	櫛引町、温海町で実施。対象者、内容に違いがある。	3年以内に内容、対象者の統一実施の可能性について検討する。	経過措置 3年以内
031 111	生きがいデイサービス健康教育	羽黒町、櫛引町で実施。実施方法に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 111-1	健康づくり高齢者交流事業	藤島町のみ実施。	3年以内に廃止の方向で調整する。	経過措置 3年以内
031 112	訪問指導事業	人員配置に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 113	機能訓練事業	鶴岡市、藤島町、三川町、温海町で実施。実施回数、法的根拠等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 114	各種健康相談	内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
031 114-1	各種健康教育	内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 114-2	高齢者健康教室	藤島町、櫛引町、温海町で実施。対象者、実施内容、方法に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 115	脳卒中支援ネットワーク推進事業	鶴岡市、温海町で実施。	3年以内に県システムにより、新市で一元化する。	経過措置 3年以内
031 116	地域ケアサポート会議	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 118	甞友会(連合会)	鶴岡市、藤島町、三川町で実施。実施体制、活動費に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 119	地区単位の患者会	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 120	脳卒中再発予防教育	鶴岡市のみ実施。	1年以内に新市で一元化して実施する。	経過措置 1年以内
031 121	ほっとする会	鶴岡市、藤島町、朝日村で実施。実施体制に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 122	地域単位の介護者の会	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 123	8020よい歯の長寿賞表彰事業	鶴岡市、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町で実施。実施体制に違いがある。	合併時に新市で一元化して実施する。	合併まで
031 124	在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 125	高齢者インフルエンザ予防接種事業	委託料、減免対象者、手続きに違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
031 130	救急医療対策(在宅当番医制委託料)	特に調整する課題はない。	合併時に新市で一元化する。	合併まで
031 131	休日夜間診療所運営事業	鶴岡地区協議会での運営のほか温海町で独自に温海地区診療所を開設している。	合併時に新市で一元化する。温海町独自開設運営は継続する。	合併まで
031 132	その他の医療対策(診療所)	朝日村、温海町で開設している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
031 133	健康なまちづくり推進協議会の運営	鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町で設置。報酬等に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
031 134	いきいき健康鶴岡 2 1 計画	鶴岡市、羽黒町、三川町、藤島町で策定している。	3年以内に現計画の見直し、新たに策定する。	経過措置	3年以内
031 137	各種補助事業(田川地区被爆者団体)	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 138	各種補助事業(ベーチェット病)	特に調整する課題はない。	合併時に新市で一元化する。	合併まで	
031 139	各種補助事業(地区医師会)	特に調整する課題はない。	合併時に新市で一元化する。	合併まで	
031 140	各種補助事業(衛生協会)	補助金の額に大きな違いがある。	3年以内に衛生協会事業と併せて調整する。	経過措置	3年以内
031 141	各種補助事業(食品衛生協会)	藤島町のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 142	各種補助事業(救急医療対策協議会負担金)	特に調整する課題はない。	合併時に新市で一元化する。	合併まで	
031 143	衛生協会事業	組織の目的、活動内容等に違いがある。	3年以内に新市において調整する。	経過措置	3年以内
031 144	化製場等に関する業務	内部協議が必要であるが、特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
031 145	救急歯科事業	鶴岡市、温海町で実施。実施内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 146	献血推進業務	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 147	狂犬病予防業務	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。	合併まで	
031 148	動物愛護業務	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。	合併まで	
031 150	温泉管理事業	鶴岡市、温海町で実施。内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 151	銭湯運営補助事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
031 152	衛生業務交付金の補助	鶴岡市、三川町で実施。	3年以内に補助のあり方について検討する。	経過措置	3年以内

部会名	健康福祉	分科会名	健康
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
031 153	温泉建替事業	鶴岡市の事業。	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。	当面従来どおり
031 154	一般飲用井戸対策	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
031 155	簡易専用水道の改善・停止命令(平成15年度からの事務委譲分含む)	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
031 169	保健センター運営事業	羽黒町、朝日村の既存施設のネットワーク化と拠点整備の検討が必要。	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。	当面従来どおり
031 171	完杯の会	温海町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
032 000	各種福祉業務窓口相談業務	各種申請、相談方法等について、旧町村役場に窓口を分散設置する必要がある。	合併までに本所と支所の取扱い事業を明確にし、事務分担、事務の流れを整理する。	合併まで	
032 001	地域福祉計画策定事業	鶴岡市で16年度策定予定。他町村策定予定なし。	鶴岡市が広域対応等配慮して先行して策定し、合併後新市として取り組む。	当面従来どおり	
032 002	各種福祉団体支援事業	地元福祉団体(根っ子の杉(藤島町)、草笛の家(羽黒町))等に対する運営補助の取扱いに違いがある。	3年以内に廃止の方向で調整する。	経過措置	3年以内
032 003	社会福祉基金運用益助成事業	鶴岡市と榊引町で実施。各市町村における基金の引継ぎと全市的な基金のあり方の検討が必要である。	鶴岡市分は合併時から全域を対象とする。榊引町分は引き続き社協補助金の特定収入とする。	合併まで	
032 004	福祉バス運行業務委託事業	台数、対象者、利用方法、運営(委託、直営)等に大きな違いがある。	5年以内に鶴岡市の例を基本に規定等について調整する。	経過措置	5年以内
032 005	福祉アドバイザー設置事業	鶴岡市のみ設置。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 006	福祉情報ホームページ開設事業	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 007	社会福祉法人思恩会大規模改修事業	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 008	特別養護老人ホーム建設事業補助金	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 009	老人ホーム建設協力負担金(庄内市町村会決定ソラーナ分)	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 010	デイサービスセンター建設事業費補助金	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 011	軽費老人ホームケアハウス鶴ヶ丘建設事業費補助金	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 012	知的障害者更生援護施設建設事業費補助金	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 013	高齢者生活福祉センター建設事業費補助金(榊引)	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 014	榊引町すこやかセンター建設事業費償還補助金(榊引)	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
032 015	民生児童委員設置活動事業	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
032 016	民生委員推薦会開催事業	合併時に新市全体を管轄する新しい推薦会が開催できる状態になっていなければならない。	合併までに委員14名とし、報酬は鶴岡市の例を基本とする方向で調整する。	合併まで
032 017	民生児童委員活動費	県からの委託金に各市町村で上乗せしているが、金額に違いがある。	額、支払方法については、合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
032 018	民生児童委員協議会補助事業	県からの委託金に上乗せしている市町村があるが、金額に違いがある。	額、支払方法については、合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
032 019	民生児童委員協議会連合会補助事業	現在の連合会がそのまま存続するか、新組織ができるという課題がある。連合会は鶴岡市にのみ組織されている。	鶴岡市の例を基本に実施する。	当面従来どおり
032 020	社会福祉協議会運営費等補助事業	社会福協議会が市町村に一つということとなっているが、補助基準等に違いがある。	現状の補助水準を維持することを前提に、合併時に新社協への基準を策定する。	合併まで
032 021	地域福祉センターなえづ管理運営費等補助事業	鶴岡市のみ実施。社協委託事業	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
032 022	福祉ボランティアのまちづくり事業補助事業	鶴岡市のみ実施。社協補助事業	合併時に各市町村社協の補助事業を一元化する。	合併まで
032 023	ふれあいのまちづくり事業費補助事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町で実施。社協補助事業	合併時に各市町村社協の補助事業を一元化する。	合併まで
032 024	身体障害者更生援護施設入所事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 025	身体障害者更生援護施設入所者更生訓練費給付事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 026	進行性筋萎縮症者療養費等給付事業	鶴岡市、羽黒町、三川町で実施。未実施町村には対象者がいない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 027	知的障害者援護施設入所事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 028	身体障害者授産施設相互利用措置事業	鶴岡市のみ実施。未実施町村には対象者がいない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 029	身体障害者更生医療給付事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
032 030	特別障害者手当支給事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 031	障害児福祉手当支給事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 032	福祉手当支給事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 033	重度障害者介護者激励金支給事業	県補助事業に対して、町村で上乘せしている(藤島町、櫛引町、朝日村、温海町で実施)が、額に違いがある。	県事業廃止に伴い合併までに事業を廃止する。	合併まで	
032 034	重度障害者介護者激励金品支給事業(単独)	市町村単独事業。市町村間の違いが大きい。	廃止される県事業を肩代りする町村は、所得税3万円未満世帯(県事業対象世帯)も対象世帯に加え、経過期間実施する。経過期間中に段階的に調整を行い、最終的に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	5年以内
032 035	せきずい損傷者福祉手当支給事業	鶴岡市、藤島町、櫛引町で実施。支給額、対象者に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	3年以内
032 036	重度心身障害児養育手当支給事業(独自事業)	市町村独自事業(鶴岡市、羽黒町、櫛引町)であるが、違いが大きい。	5年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	5年以内
032 036	重度心身障害児養育手当支給事業(特別児童手当非該当特例)	藤島町、三川町、朝日村、温海町で実施している。	3年以内に事業廃止の方向で調整する。	経過措置	3年以内
032 037	障害者福祉都市宣言	鶴岡市のみ実施。	3年以内に新市において検討する。	経過措置	3年以内
032 038	障害者保健福祉計画	計画期間に違いがある。	1年以内に新市において策定する。	経過措置	1年以内
032 039	身体障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス)	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 040	盲人ガイドヘルパー事業	鶴岡市、温海町で実施。実施方法に違いがある。	5年以内に支援費制度に統一するとともに全市的体制について調整する。	経過措置	5年以内
032 041	身体障害者デイサービス事業	実施方法に違いがある。	5年以内に支援費制度に統一するとともに全市的体制について調整する。	経過措置	5年以内
032 042	身体障害者短期入所事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
032 043	身体障害者補装具給付事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 044	身体障害児補装具給付事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 045	重度身体障害者日常生活用具給付事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 046	重度身体障害児日常生活用具給付事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 047	ラパック購入補助事業	町独自事業で藤島町、羽黒町で実施。額に違いがある。	3年以内に廃止の方向で調整する。	経過措置	3年以内
032 048	障害者生活支援事業	鶴岡市のみ実施。現状の体制では全市展開は困難であるが、ネットワーク構築が課題である。	3年以内に新市において調整する。	経過措置	3年以内
032 049	手話通訳設置事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 050	手話奉仕員派遣事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 051	声の広報等発行事業	鶴岡市のみ実施。	合併時に全市を対象として実施する。	合併まで	
032 052	ミニハンディキャブ運行事業	鶴岡市のみ実施。	当面現行のとおり実施するが、経過措置(5年超)を設け全市展開を検討する。	経過措置	5年超
032 054	福祉体育祭(高)	鶴岡市、榎引町、朝日村で実施。事業体制等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、鶴岡市開催分は、未実施町村への参加を呼びかける。	当面従来どおり	
032 055	身体障害者免許取得助成事業	朝日村を除く市町で実施。朝日村には対象者がいない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 056	身体障害者自動車改造助成事業	朝日村を除く市町で実施。朝日村には対象者がいない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 057	障害者訪問入浴サービス事業	鶴岡市、三川町で実施。委託料等に違いがある。	委託料等は鶴岡市の例を基本とし、未実施町村については、5年以内に基盤整備を行う。	経過措置	5年以内

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
032 058	重度身体障害者介護用車輛改造費等助成事業	櫛引町を除く市町村で実施。櫛引町には対象者がいない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 059	身体障害者小規模作業所授産施設補助事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 060	身体障害者小規模作業所補助事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 061	身体障害者小規模作業所補助(単独分)	櫛引町、三川町で鶴岡市の作業所に補助している。	同一自治体になることから、合併時に廃止する。	合併まで	
032 062	人工透析通院交通費助成	県補助事業。全市町村実施しているが基準に違いがある。	3年以内に鶴岡市等の例を基本に調整する。	経過措置	3年以内
032 063	脳卒中患者リハビリ通院交通費	櫛引町のみ実施。	経過期間措置(3年)後、事業を廃止する。	経過措置	3年以内
032 064	紙おむつ支給事業	県補助事業へ各市町村が上乘せ実施しているが、基準、額に違いがある。	高齢者福祉事業とのバランスをとりながら、新市において新たな基準を策定し、3年以内に実施する。	経過措置	3年以内
032 065	障害者施策推進協議会事業	鶴岡市、羽黒町で実施。障害者基本法の規定により自治体が設置。	3年以内に新市において設置する。	経過措置	3年以内
032 066	支援費制度実施事業	調査、決定、受給者管理等について、集中管理か分散実施するか課題である。	合併までに集中管理のための本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 067	身体・知的・精神障害者通所交通費助成事業	鶴岡市、三川町で実施。内容に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に新たな基準を策定する。	経過措置	3年以内
032 068	身体障害者手帳交付事務事業(進達)	特に調整する課題はない。	合併までに集中管理のための本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 069	身体障害者福祉相談員設置事業	報酬額に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
032 070	福祉タクシー券助成事業	対象者、交付基準等、各市町村に大きな違いがある。	5年以内に鶴岡市の例を基本に段階的に調整する。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等の移動支援策を検討する。	経過措置	5年以内
032 071	福祉ガソリン券助成事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町で実施。対象者、交付基準等、各市町村に大きな違いがある。	5年以内に鶴岡市の例を基本に段階的に調整する。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等の移動支援策を検討する。	経過措置	5年以内

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
032 072	電動三輪車購入助成	藤島町、羽黒町、三川町、朝日村、温海町で実施。対象、基準等に違いがある。	経過措置期間(3年以内)を経て事業を廃止する。	経過措置 3年以内
032 073	高齢者住宅等整備資金融資あっせん利子補給事業(高)	鶴岡市、藤島町、羽黒町、温海町で実施。限度額に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	合併まで
032 074	あたたか住宅改修補助事業(高)(町単)	温海町のみで実施。	高齢者福祉事業とのバランスをとりながら、3年以内に廃止する。	経過措置 3年以内
032 075	老人世帯等除雪費支給事業(高・社児)	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町で実施。内容に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	合併まで
032 076	全国障害者スポーツ大会出場選手激励金	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
032 077	山形県身体障害者スポーツ大会事業補助金	鶴岡市のみ実施。他町村は福祉バスで対応。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
032 078	身体障害者団体育成補助金	額に違いがある。	5年以内に新たな基準を設ける。	経過措置 5年以内
032 079	知的障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス)	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 080	知的障害者デイサービス事業(受付、調査、管理等)	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 080	知的障害者デイサービス事業(提供基盤)	町村にはサービス提供事業所がない。	既存施設の拡充と併せてサービス提供基盤の整備について検討する。	経過措置 5年超
032 081	知的障害者短期入所事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 083	知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 084	職親委託事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 085	知的障害者日常生活用具給付事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
032 086	知的障害者小規模作業所補助事業	鶴岡市、三川町で実施。基準額に違いがある。	合併時に鶴岡市の基準により調整する。	合併まで
032 087	知的障害者小規模作業所補助(単独分)	三川町、朝日村で鶴岡市の作業所に補助している。	同一自治体になることから、合併時に廃止する。	合併まで

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
032 088	知的障害者コミュニティハウス援助事業	鶴岡市、藤島町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 089	山形県心身障害者扶養共済事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 090	療育手帳判定依頼事務	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 091	知的障害者相談員設置事業	報酬額に違いがある。(櫛引町)	合併時に鶴岡市等の例を基本に調整する。	合併まで	
032 092	心身障害者育成事業補助金	朝日村を除く市町で実施。	5年以内に新たな基準を設ける。	経過措置	5年以内
032 093	心身障害児育成事業	朝日村のみ実施。社協委託で実施。	現行のとおり新社協に引き継ぐ。	当面従来どおり	
032 094	児童居宅介護事業(ホームヘルプサービス)	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 095	児童デイサービス事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 096	児童短期入所事業	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 097	国立療養所山形病院施設運営協力会負担金	特に調整する課題はない。	合併後は各市町村の合算額を支払う。	合併まで	
032 098	国立療養所山形病院重度心身障害児施設協力会会費	特に調整する課題はない。	合併後は協会の定める算定方法による負担額を支払う。	合併まで	
032 099	国立療養所米沢病院施設運営協力会負担金	特に調整する課題はない。	合併後は各市町村の合算額を支払う。	合併まで	
032 100	精神障害者保健福祉手帳交付事務(進達)	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 101	通院医療費公費助成制度(進達)	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	
032 102	精神障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス)	鶴岡市、三川町で実施。鶴岡市に事務経費の上乗せがある。	単独分の委託料等は鶴岡市の基準により、合併時に調整する。	合併まで	
032 103	精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで	

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
032 104	精神障害者小規模作業所補助事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
032 105	精神障害者小規模作業所補助(単独分)	三川町で鶴岡市の作業所に補助している。	同一自治体になることから、合併時に廃止する。	合併まで
032 106	山形県精神保健福祉協会	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
032 107	医療保護入院	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
032 108	生活保護	県からケース移管となる。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。電算業務については、鶴岡市のシステムで一括管理する。	合併まで
032 109	生活保護相談窓口業務	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	当面従来どおり
032 110	法外援護対策事業	鶴岡市のみ実施。(生活保護世帯の水道料減免、し尿汲取り料の支給)	生活保護費二類に算入されている経費であり、合併までに廃止する。	合併まで
032 111	行旅病人及び行旅死亡人取り扱い事務	取扱い窓口、埋葬箇所の調整。	窓口は本庁に一本化し、埋葬も一か所で行う。	合併まで
032 112	行旅困窮者取扱い事務	同一自治体となった場合の支給額、窓口の調整。	経過措置期間(3年以内)は、鶴岡市と温海町で取扱うこととし、その後一元化する。	経過措置 3年以内
032 113	障害者世帯水道料金助成	鶴岡市のみ実施。	合併までに新基準を作成し、全市で適応する。	合併まで
033 023	高齢者等ミニデイサービス事業補助事業	社協委託事業であるが、事業内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
033 301	敬老のつどい開催事業	方法等に違いがある。	当面現行のとおり実施するが、新市において内容を検討する。鶴岡市開催分については、合併時より全市を対象とする。	当面従来どおり
033 302	高齢者長寿祝品等伝達事業	対象者、伝達内容、方法等、各市町村に大きな違いがある。	新市において新たな基準で実施する。	合併まで
033 303	敬老事業等補助金交付事業(事業)	各市町村において、それぞれ方法等大きな違いがある。	当面現行のとおり実施するが、新市において単価、年齢、対象等についての調整を検討する。	当面従来どおり

部会名	健康福祉	分科会名	福祉
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
033 303	敬老事業等補助金交付事業(特養ホームへの補助)	櫛引町、三川町、朝日村、温海町で実施。金額等に違いがある。	特別養護老人ホーム等施設行事への補助は合併までに廃止を検討する。	合併まで
033 304	老人クラブ連合会運営費等補助事業	補助金交付額、交付方法に各町村で違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、連合会の動向を見ながら対応を検討する。	当面従来どおり
033 305	単位老人クラブ活動事業補助事業	補助金交付額、交付方法に各町村で違いがある。	鶴岡市の例を基本に3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
033 306	老人福祉センターマッサージ委託事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
033 307	ゲートボールコート等整備事業補助金	鶴岡市、藤島町、温海町で実施。事業実績が乏しい。	合併時に事業廃止する。	合併まで
033 308	シルバー人材センター運営助成事業	運営形態に違いあがるが、法令により統合が必要である。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、統合後のランク付けに基づいて助成する。	当面従来どおり
033 309	高齢者作品展開催事業	鶴岡市のみ実施。老人クラブ連合会委託事業。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、連合会の動向を見ながら対応を検討する。	当面従来どおり
033 310	各種研修会実施事業	鶴岡市のみ実施。老人クラブ連合会委託事業。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、連合会の動向を見ながら対応を検討する。	当面従来どおり
033 311	鶴岡市大山老人福祉センター管理運営委託事業	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
033 312	老人福祉センター運営費助成事業	鶴岡市、羽黒町、櫛引町、三川町で実施。社協の合併とも関連。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、社協補助基準により助成する。	合併まで
033 313	老人ワークルーム委託事業	鶴岡市にのみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
033 314	高齢者の健康と生きがいづくり事業	温海町のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、連合会の動向を見ながら対応を検討する。	当面従来どおり
033 315	金婚祝賀事業	鶴岡市を除く町村で実施。実施方法に違いがある。	3年の経過期間中は現行で実施し、その後廃止する。	経過措置 3年以内
033 316	ふれあい館管理運営事業	三川町のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
033 000	介護保険事務処理システム	事務処理システムに違いがある。オンライン化が必要である。	合併までに処理システムを統一する。	合併まで	
033 001	介護保険事業計画	新市としての新たな計画を策定する必要がある。	17年度に新市の計画を策定する。	経過措置	1年以内
033 002	介護保険運営協議会	設置根拠に違いがある。統一的な進行管理が必要。	合併時に新市において、介護保険条例で設置を定める。	合併まで	
033 011	養護老人ホームの運営	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
033 012	入所者負担金等未納者対策	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
033 013	介護サービス措置	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
033 014	老人福祉施設への入所措置	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
033 021	自立支援型ホームヘルパー派遣(利用上限)	利用上限に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
033 021	自立支援型ホームヘルパー派遣(自己負担金)	自己負担金に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	3年以内
033 021	自立支援型ホームヘルパー派遣(委託先)	委託先に違いがある。	5年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	5年以内
033 022	自立支援型デイサービス	利用施設、利用負担金に違いがある。	各支所ごとに事業実施し、3年以内に利用負担金を調整する。	経過措置	3年以内
033 024	生活管理指導短期宿泊	櫛引町、三川町、温海町で実施。	3年以内に事業廃止の方向で検討する。	経過措置	3年以内
033 025	外出に対する支援サービス	朝日村を除く市町で実施。助成額、実施方法に違いがある。	5年以内に新たな基準を設けて実施する。	経過措置	5年以内
033 026	高齢者福祉タクシーの助成	藤島町のみ実施。	3年以内に廃止の方向で検討する。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等の移動支援策を検討する。	経過措置	3年以内
033 027	訪問理美容サービス助成	鶴岡市、三川町で実施。事業実施方法、助成内容に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
033 028	寝具洗濯乾燥等のサービス	サービス内容、利用負担金等に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
033 029	愛の福祉電話	事業実施方法、利用者負担について検討が必要である。	5年以内に対象者、利用者負担、事業実施方法等の見直しを行なう。	経過措置	5年以内
033 030	老人福祉電話の貸与	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町で実施。対象者、利用者負担に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市を対象にする方向で調整する。	合併まで	
033 031	配食サービス	鶴岡市、榑引町、朝日村、温海町で実施。サービス内容、利用者負担に違いがある。	5年以内に事業のあり方を検討する。	経過措置	5年以内
033 032	軽度生活支援	榑引町、朝日村、温海町で除雪に限定して実施。	3年以内に新たな基準を設けて全市で実施する。	経過措置	3年以内
033 033	介護予防推進専門員派遣	鶴岡市のみ実施。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	合併まで	
033 034	成年後見制度利用支援	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
033 035	高齢者生活福祉センター運営	榑引町、朝日村、温海町で実施。	合併時に全市での活用を検討する。	合併まで	
033 041	寝たきり老人紙おむつ支給	給付基準、給付内容に違いがある。	1年以内に鶴岡市の例を基本に、次期介護保険事業計画において調整する。	経過措置	1年以内
033 042	痴呆性高齢者見守りサービス	鶴岡市のみ実施。	3年以内に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	経過措置	3年以内
033 043	家族介護者交流激励支援	羽黒町、榑引町、朝日村、温海町で他事業と一体化して実施。	3年以内に事業調整を行い、全市で実施する。	経過措置	3年以内
033 044	家族介護者教室の開催	榑引町、温海町で実施。	5年以内に事業調整を行い、全市で実施する。	経過措置	5年以内
033 045	介護慰労金支給	鶴岡市、藤島町、三川町、朝日村、温海町で実施。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	合併まで	
033 046	介護者激励品の支給	鶴岡市のみ実施。	5年以内に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	経過措置	5年以内
033 047	家族介護用品支給	藤島町、三川町で実施。	3年以内に事業を段階的に廃止する。	経過措置	3年以内
033 048	寝たきり老人等介護者激励金支給	藤島町、羽黒町、榑引町、三川町、朝日村で実施。	5年以内に事業を段階的に廃止する。	経過措置	5年以内

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
033 061	在宅福祉サービスネットワークシステム	在宅支援センターとのネットワークの構築、総合利用登録方式の調整が必要である。	5年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	5年以内
033 062	日常生活用具の支給	藤島町を除く市町村で実施。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	合併まで	
033 063	日常生活用具の貸与	藤島町のみ実施。	3年以内に事業を廃止する。	経過措置	3年以内
033 064	電動三輪車等購入補助	羽黒町、朝日村で実施。	3年以内に事業を廃止する。	経過措置	3年以内
033 065	介護保険低所得者利用者負担対策(法施行時)	事務処理システムに違いがある。	合併時から処理システムにより統一実施する。	合併まで	
033 066	介護保険低所得者利用者負担対策(障害者)	事務処理システムに違いがある。	合併時から処理システムにより統一実施する。	合併まで	
033 067	介護保険低所得者利用者負担対策(単独)	藤島町、温海町で実施。	5年以内に事業を廃止する。	経過措置	5年以内
033 068	低所得者利用者負担減免	対象者、サービスに違いがある。	5年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	5年以内
033 069	重度要介護者の在宅生活支援	鶴岡市のみ実施。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	合併まで	
033 070	介護支援専門員住宅改修業務支援	委託料の支払い時期に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
033 071	介護相談員派遣	鶴岡市のみ実施。	1年以内に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	経過措置	1年以内
033 072	ホームヘルパー養成研修	鶴岡市、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町で実施。実施形態に違いがある。	1年以内に朝日村、温海町の例を基本に、全市で実施する。	経過措置	1年以内
033 081	在宅介護支援センターの運営	設置運営方法、委託内容等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において新たな支援体制を構築する。	当面従来どおり	
033 082	地域ケア体制推進	構成員等に違いがある。	3年以内に新たな体制を検討する。地域ケア会議は、支所ごとに実施する。	経過措置	3年以内
033 083	ケアマネジメント支援	鶴岡市、羽黒町、温海町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
033 084	介護予防プラン作成事業	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
033 085	高齢者実態把握	実態把握の方法等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
033 091	高齢者福祉レクリエーション大会開催	鶴岡市、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村で実施。開催方法、規模に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、未実施町での実施も検討する。	当面従来どおり
033 092	高齢者世帯等実態調査	温海町を除く市町村で実施。事業内容に違いがある。	合併時に対象を限定して全市で実施する。	合併まで
033 093	除雪費の支給	鶴岡市、藤島町、羽黒町で実施。	3年以内に事業を廃止する。軽度生活支援で対応。	経過措置 3年以内
033 094	はり、きゅう、マッサージ等施術費助成	鶴岡市、藤島町、羽黒町で実施。対象年齢、交付枚数に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置 3年以内
033 095	愛の一声運動(友愛訪問事業)	鶴岡市、羽黒町で実施。対象年齢、内容に違いがある。	2年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置 2年以内
033 096	高齢者居住環境整備調査研究	鶴岡市のみ実施。	合併時に廃止する。	合併まで
033 097	高齢者住宅整備に対する助成(斡旋)	鶴岡市、温海町で実施。対象者、額等に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	合併まで
033 098	高齢者住宅整備に対する助成(貸付)	藤島町、羽黒町、朝日村、温海町で実施。額等に違いがある。	合併時に貸付事業を廃止し、鶴岡市の例を基本に融資斡旋事業で対応する。	合併まで
033 099	高齢者住宅整備に対する助成(補助)	温海町のみ実施。	3年以内に補助事業を廃止し、鶴岡市の例を基本に融資斡旋事業で対応する。	経過措置 3年以内
033 201	地域懇談会	鶴岡市のみ実施。	1年以内に鶴岡市の例を基本に全市で実施する。	経過措置 1年以内
033 202	事業者指導	指導担当者(窓口)の配置数の検討が必要である。	合併時に鶴岡市の例を基本に集中窓口方式で実施する。	合併まで
033 203	介護保険苦情処理	受付方法、処理方法等の調整が必要である。	合併時に鶴岡市の例を基本に担当窓口を集約して実施する。	合併まで
033 204	審査請求対応	担当窓口の調整が必要である。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
033 205	統計	通信回線の一本化。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元管理する。	合併まで

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
033 206	趣旨普及	手法の調整が必要である。	1年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	1年以内
033 207	資格管理(窓口受付)	被保険者番号が重複している。	合併時から処理システムにより統一実施する。窓口については、本所、支所の担当を明確にする。	合併まで	
033 208	65歳到達処理	処理日に違いがある。	合併時から処理システムにより統一実施する。一括処理を行う。	合併まで	
033 209	保険証更新事務	被保険者証の一斉更新が必要。	合併時から処理システムにより統一実施する。被保険者証を一斉更新する。	合併まで	
033 210	介護保険料賦課・更正	保険料の基準額、納期、事務処理システムに違いがある。	保険料については、新市の介護保険事業計画により、18年度で統一する。事務的なものについては、鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する。	経過措置	1年以内
033 211	介護保険料減免(該当要件)	法定減免は統一されているが、該当要件の詳細に違いがある。	鶴岡市の例を基本に合併までに調整する。	合併まで	
033 211	介護保険料減免(生活困窮者の独自減免)	鶴岡市のみ実施。	1年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	1年以内
033 212	普通徴収保険料収納	処理システム、現金納付できる金融機関等に違いがある。	合併時から処理システムにより統一実施する。鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
033 213	普通徴収保険料口座振替	口座振替手数料に違いがある。	合併時に統一する。	合併まで	
033 214	保険料還付・充当	受取り窓口の調整。	合併時から処理システムにより統一実施する。還付窓口を各支所に置く。	合併まで	
033 215	未納保険料督促	督促手数料に違いがある。	合併時に統一する。	合併まで	
033 216	未納保険料催告、納付指導	訪問範囲の調整。	合併時から処理システムにより統一実施する。徴収、指導は各支所ごとに行う。	合併まで	
033 217	滞納処分	特に調整する課題はない。	合併時から処理システムにより統一実施する。新市において調整する。	合併まで	
033 218	保険料時効処理	処理方法に違いがある。	合併時から処理システムにより統一実施する。鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
033 219	要介護認定等申請受付及び結果通知	事務処理システムに違いがある。	合併時から処理システムにより統一実施する。本所、支所の担当を明確にする。	合併まで
033 220	要介護認定等に係る調査	調査方法、委託料等に違いがある。	1年以内に人的体制を鶴岡市の例を基本に調整する。調査委託料は18年度から鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置 1年以内
033 221	介護保険主治医意見書	特に調整する課題はない。	合併時から処理システムにより統一実施する。	合併まで
033 222	介護認定審査会運営	実施単位に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
033 223	要介護認定等の情報提供	資料の提供範囲に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
033 224	障害者控除対象者認定	特に調整する課題はない。	合併時に本所、支所の担当を明確にし実施する。	合併まで
033 225	介護給付関連	特に調整する課題はない。	合併時から処理システムにより統一実施する。	合併まで
033 226	受給者台帳の管理	特に調整する課題はない。	合併時から処理システムにより統一実施する。	合併まで
033 227	福祉用具購入費給付関連	特に調整する課題はない。	合併時から処理システムにより統一実施する。	合併まで
033 228	住宅改修費給付関連	事務処理方法に違いがある。	合併時から処理システムにより統一実施する。鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
033 229	旧措置入所者に対する経過措置	特に調整する課題はない。	合併時から処理システムにより統一実施する。	合併まで
033 230	標準負担額減免	特に調整する課題はない。	合併時から処理システムにより統一実施する。	合併まで
033 231	高額介護サービス費の給付関連	低所得者減免対象者についての処理に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
033 232	過誤給付関連	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで
033 233	正誤表送付	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
033 234	給付制限	特に調整する課題はない。	合併時に鶴岡市の例を基本に一元化する。	合併まで	
033 235	市町村特別給付(おむつ支給)	羽黒町のみ実施。	新市での介護保険事業計画において、1年以内に調整する。	経過措置	1年以内
033 401	短期入所上乗せ	三川町のみ実施。	1年以内に事業を廃止する。	経過措置	1年以内
033 420	家族介護者交流事業	藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町で実施。	3年以内に全市で実施することとし、開催単位は今後検討する。	経過措置	3年以内
033 421	ふれあいホットメールサービス	藤島町、羽黒町、温海町で実施。内容に違いがある。	合併時に藤島町での事業を廃止する。単位郵便局での取り組み(羽黒町、温海町)は現行のとおりとする。	合併まで	
033 501	高齢者世帯等水道料金助成	鶴岡市のみ実施。	合併時に新たな基準を設けて全市で実施する。	合併まで	

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
034 001	恩給及び特別弔慰金等の支給事務	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 002	戦没者等の遺族支援	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 003	遺族会等補助事業	補助金の算定基準に違いがある。	3年以内に会を統合し運営補助の一本化を図る方向並びに慰霊祭の補助は鶴岡市の例を基本にする方向で調整する。	経過措置 3年以内
034 004	中国からの帰国者援助	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 005	母子寡婦相談	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 006	母子家庭相談協力員活動	温海町のみ実施。事業の見直しが必要。	3年以内に廃止の方向で調整する。	経過措置 3年以内
034 007	母子会の支援	鶴岡市、羽黒町、三川町で実施。補助金の算定基準に違いがある。	3年以内に会を統合し運営補助の一本化を図る方向で調整する。	経過措置 3年以内
034 008	母子寡婦福祉資金貸付	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 009	母子生活支援施設入所	県より事務委譲となる。	合併までに県と調整する。	合併まで
034 010	児童扶養手当支給事業	県より事務委譲となる。	合併までに県と調整する。	合併まで
034 011	D Vによる被害者保護	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 013	認可保育所(公立)管理運営事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、朝日村で実施。保育内容、人員体制等に違いがある。	運営方式、勤務形態など保育園全体について、民間委託等の検討も含め、経過措置(5年超)をもって調整する。	経過措置 5年超
034 014	給食システム	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、朝日村で実施。献立作成から食材発注事務に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置 3年以内
034 015	改修事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
034 016	子育て支援センター	公立、民間実施の違いがあるが、内容に差異はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 017	一時保育促進事業	朝日村を除く市町で実施。受入年齢等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 018	乳児保育促進事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 019	地域活動事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、朝日村で実施。補助メニューの調整が必要。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 020	障害児保育対策事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 021	延長保育促進事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、榊引町、三川町で実施。利用料金に違いがある。	合併までに公立の利用料金を統一する。	合併まで	
034 022	朝日村通園バス運営事務事業	朝日村のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 023	羽黒町子育て支援事業(通園タクシー補助)	羽黒町のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 024	認可保育所(民間)保育委託事業	鶴岡市、榊引町、温海町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 025	民間保育所への各種補助事業	鶴岡市、榊引町、温海町で実施。補助金の算定基準に違いがある。	新市において、経過措置(5年超)をもって調整する。	経過措置	5年超
034 026	保育所施設整備事業補助	鶴岡市、榊引町、温海町で実施。補助金の算定基準に違いがある。	5年以内に鶴岡市の例を基本に調整する。	経過措置	5年以内
034 027	保育所整備資金利子補助金	鶴岡市、温海町で実施。利子補助、償還補助の違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 028	保育所等バス整備事業補助	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 029	保育料	徴収基準に大きな違いがある。	当面は住所地により保育料を算定することとし、5年以内に国の基準を基本に新しい保育料を検討する。	経過措置	5年以内
034 030	入退所事務	周知方法、受付事務等に違いがある。	合併時に統一基準により調整する。	合併まで	

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
034 031	広域入所保育委託・受託事業	周知方法、受付事務等に違いがある。	合併時に統一基準により調整する。	合併まで	
034 033	地域保育所運営費補助事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 034	認可外保育所運営費補助事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 035	保育所整備計画	鶴岡市、朝日村、温海町で検討している。	3年以内に緊急度等により計画策定を行う。	経過措置	3年以内
034 036	鶴岡市保育園研修協議会	鶴岡市のみ実施。	合併まで全ての保育園が加入の方向で調整する。	合併まで	
034 037	鶴岡市保育園経営者連絡協議会	鶴岡市のみ実施。	1年以内に櫛引町、温海町の保育園も加入の方向で調整する。	経過措置	1年以内
034 038	保育園運営委員会	羽黒町、朝日村で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 039	鶴岡市民間保育園協議会	鶴岡市のみ実施。	1年以内に櫛引町、温海町の保育園も加入の方向で調整する。	経過措置	1年以内
034 040	自由来館児童館	鶴岡市、藤島町、温海町で実施。管理運営方法等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 041	集団保育児童館	藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町で実施。負担額、受入年齢に違いがある。	櫛引町の1館を除き、5年以内に廃館の方向で調整する。	経過措置	5年以内
034 043	放課後児童対策事業	朝日村を除く市町で実施。管理運営方法に違いがある。	新市において、経過措置(5年超)をもって調整する。	経過措置	5年超
034 044	留守家庭児童保育事業	鶴岡市のみ実施。	新市において、経過措置(5年超)をもって調整する。	経過措置	5年超
034 045	児童クラブ指導者研修事業	鶴岡市のみ実施。	5年以内に廃止も含めて調整する。	経過措置	5年以内
034 046	助産所入所措置事業	県より事務委譲となる。	合併までに県と調整する。	合併まで	
034 047	双葉荘入所者負担金	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
034 048	家庭養育支援事業	鶴岡市のみ実施。	合併時に全市を対象として実施する。	合併まで	

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
034 049	児童プール運営事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、将来は廃止も検討する。	当面従来どおり
034 050	中央児童遊園管理運営事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 051	家庭児童相談室運営事業	鶴岡市のみ実施。	合併時に全市を対象として実施する。	合併まで
034 052	こどもまつり実施事業	鶴岡市のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 053	母親クラブ活動費補助事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町で実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 054	子育て懇話会事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町で実施。条例等の整備に違いがある。	合併までに組織の統合を行い、条例による設置とする。	合併まで
034 055	ファミリーサポートセンター事業	鶴岡市、櫛引町で実施。制度的に1市1箇所である。委託先に違いがある。	合併までに一本化する方向で調整する。	合併まで
034 055-2	病後児保育事業	鶴岡市のみ実施。	合併時に全市を対象として実施する。	合併まで
034 056	児童虐待防止連絡協議会事業	協議会の組織改編が必要。	合併までに組織の統合を行う。	合併まで
034 057	簡易児童遊園地遊具設置補助事業	鶴岡市、藤島町、温海町で実施。算定根拠に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に全市を対象に調整する。	合併まで
034 058	七つ祝い	三川町のみ実施。	合併までに廃止の方向で調整する。	合併まで
034 059	児童手当支給事業	データ移行、ネットワーク等の整備が必要。	合併までに整備方法について検討する。	合併まで
034 060	遺児教育手当支給事業	鶴岡市、温海町で実施。算定基準に違いがある。	5年以内に新基準を作成し、全市で実施する方向で調整する。	経過措置 5年以内
034 061	特別児童扶養手当支給事務	特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
034 062	誕生祝金	羽黒町、温海町で実施。算定基準に違いがある。	5年以内に廃止も含めて調整する。	経過措置 5年以内
034 063	小規模災害の一時扶助	鶴岡市、藤島町、羽黒町、朝日村、温海町で実施。見舞金の算定基準に違いがある。	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童
-----	------	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
034 064	赤十字事業	日本赤十字社定款により、組織の統合が必要。	合併までに統合する方向で調整する。	合併まで	
034 065	保護司会	補助金の算定基準に違いがある。	3年以内に会を統合し、運営補助の一本化を図る方向で調整する。	経過措置	3年以内
034 066	社会を明るくする運動	事業内容に違いがある。	合併時に事業を一元化する。	合併まで	
034 067	こうのとりの支援事業	温海町のみ実施。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	教育	分科会名	管理・学校教育
-----	----	------	---------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
081 1101	教育委員会の会議関係事務	新委員の選任任命、委員長・同職務代理人・教育長の決定が必要。	法令の規定に基づき合併時に実施する。	合併まで	
081 1102	教育委員会運営事務	教育委員、教育長の各種行事への出席基準、後援共催基準に違いがある。	合併時に基準を統一し事務を行う。	合併まで	
081 1201	事務局管理運営事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はないが、条例規則の整備が必要である。	合併時に条例規則を整備し事務を行う。	合併まで	
081 1202	人事管理事務	各市町村で給与制度、教育施設の職員等の身分に相違がある。	合併時に昇給・手当等の制度を統一し事務を行う。	合併まで	
081 1203	表彰等関係事務	各市町村で表彰制度、褒賞制度に違いがある。	合併後3年以内に制度を統一する。異動と退職(校長除く)に係る褒賞は廃止する。	経過措置	3年以内
081 1204	慶弔関係事務	電報や香典、生花の対応範囲と金額に差異、出席基準に差異がある。	合併時に基準を統一し事務を行う。	合併まで	
081 1205	被服貸与関係事務	各市町村で貸与期間、品目に違いがある。	3年以内に新市で基準を統一し事務を行う。	経過措置	3年以内
081 1206	教育財産の使用許可関係事務	学校開放の運営方法に違いがある。	3年以内に規定を統一し事務を行う。	経過措置	3年以内
081 1207	教育委員会広報・概要の発行関係事務	行政区域の拡大に対応した運用方法を検討する必要がある。	合併までに整理検討し事務を行う。	合併まで	
081 1209	学校の職員配置	県費教職員以外の配置基準に違いがある。	3年以内に新市で学校規模別配置基準を統一し事務を行う。	経過措置	3年以内
081 1210	情報公開関係事務	法令の取り扱い基準に違いがある。	合併時に基準を統一し事務を行う。	合併まで	
081 1211	各種負担金	支払い先団体の一本化に調整が必要である。	各団体と協議し合併時に一本化する。	合併まで	
081 1212	事務局経費経理事務	事務局対応の課の範囲に違いがある。	現行どおりの経理事務とするが関係課ごとの処理とする。	当面従来どおり	
081 1213	物品等購入管理事務	各市町村で登録業者、備品台帳の扱いに違いがある。	市長部局の扱いに従い事務を行う。	当面従来どおり	
081 1214	事務局・学校不用物品廃棄処理事務	各市町村で処理業者の資格確認と処理物品の区分に違いがある。	市長部局の扱いに従い事務を行う。	当面従来どおり	
081 1215	学校林管理事務	鶴岡市、藤島町、朝日村、温海町の事業であり、活用状況に違いがある。	合併時に財産区分を統一し学校林活用事業を支援する。	合併まで	

部会名	教育	分科会名	管理・学校教育
-----	----	------	---------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
081 1216	地方教育費調査事務	教育費調査の継続、学校徴収金の調査の実施の検討が必要である。	現行のとおり実施する。	当面従来どおり
081 1217	学校予算配分事務	学校予算配分要綱等の調整が必要である。	3年以内に新市で調整し事務を行う。	経過措置 3年以内
081 1219	子ども像推進事業	櫛引町と朝日村を除く5市町にあるこども像の新市での策定の検討が必要である。	5年以内に新市こども像の策定業務を行う。	経過措置 5年以内
081 1220	県費負担教職員人事関係業務	内申事務量の増加。	現行のとおり新市で行う。	当面従来どおり
081 1221	教科用図書採択関係事務	採択地区の設定、協議会組織の検討が必要である。	当面現行のとおりとして、新市において調整する。	当面従来どおり
081 1222	指導主事会関係事務	指導主事の配置、指導主事会の運営に調整が必要である。	現行のとおり的人员数を配置する。	当面従来どおり
081 1224	私立高等学校生徒学費補助金(本体事業)	鶴岡市だけの事業である。	合併時から鶴岡市の例を基本に私立高校に限定して全市で行う。	合併まで
081 1224	私立高等学校生徒学費補助金(朝日村の通学費補助)	朝日村のみ通学費補助として県立高校も含め実施している。	当面現行のとおり旧村内にて行う。	当面従来どおり
081 1225	日本体育・学校健康センター災害共済給付	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
081 1226	学校保健会業務(田川、市)	各市町村毎の会の存続の有無、田川学校保健会の組織体制との調整が必要である。	3年以内に旧市町村単位の組織は廃止し、田川学校保健会の事業充実を図る。	経過措置 3年以内
081 1227	学校災害賠償事務	朝日村以外で実施。加入先の統一が必要である。	合併時に全市として加入し、加入先、型式も一つに定める。	合併まで
081 1228	障害児教育	各市町村で就学指導委員会の構成、報酬額、就学相談・指導法に違いがある。	合併時に旧町村毎の委員会を包含する形で新委員会を組織する。特殊学級設置については現状のまま各地区と相談して進める。	合併まで
081 1230	児童・生徒褒賞	羽黒町、朝日村、温海町で実施している。	3年以内を目途に内容の見直しや他の類似事業との整理を行う。	経過措置 3年以内
081 1231	育英奨学金貸付等事業	鶴岡市以外で実施。貸付対象者、額、償還方法に違いがある。	各町村で実施している制度を旧町村単位で継続する。	当面従来どおり
081 1235	教育住宅管理事務	朝日村、温海町で実施。施設の存続と個人負担基準の検討が必要である。	当面存続とし3年以内に個人負担基準を見直す。	経過措置 3年以内

部会名	教育	分科会名	管理・学校教育
-----	----	------	---------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
081 1236	新入学児童ランドセル贈呈事業	藤島町、羽黒町、朝日村で実施している。	3年を目途に廃止する。	経過措置 3年以内
081 2101	学校管理経費経理事務	学校予算配分方法、起票方法の調整が必要である。	3年以内に新市で調整し事務を行う。	経過措置 3年以内
081 2103	学校管理物品等管理事務	台帳等の様式の統一、新規格スクールセットの整備に検討が必要である。	合併時に台帳様式等を統一し、スクールセットの整備計画を作成する。	合併まで
081 2104	学校設備管理業務委託事務	管理業務内容に違いがある。	3年以内に新市で一元化し事務を行う。	経過措置 3年以内
081 2105	教職員のサービス・給与	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
081 2106	学級編制事務	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
081 2107	就学事務	区域外・学区外就学許可基準に違いがある。	3年以内を目途に鶴岡市の例を基本に統一する。それまでは現行どおりとする。	経過措置 3年以内
081 2108	統計調査事務	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
081 2109	学齢簿整理事務	学齢簿様式に違いがある。	3年以内に様式を統一する。	経過措置 3年以内
081 2110	児童生徒健康診断(小・中学校)	検査対象項目及び対象学年の統一、検診用具の配置形態の統一が必要である。	3年以内に項目、学年、配置形態等を統一し実施する。	経過措置 3年以内
081 2111	教職員健康診断(小・中学校)	検査対象項目と費用負担の基準の統一が必要である。	合併時に統一し実施する。	合併まで
081 2112	就学時健康診断	医師の日程調整、帯同者手当の有無、通知方法等の統一が必要である。	3年以内に実施方法、基準を統一し実施する。	経過措置 3年以内
081 2113	学校医等の委嘱(小・中学校)	報酬額と支給基準、帯同者手当の有無に違いがある。	合併時に統一し実施するが、退職時の処遇については3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
081 2114	学校環境衛生事業(小・中学校)	実施事業項目、内容に違いがある。	3年以内に各地区にあった内容を検討し実施する。	経過措置 3年以内
081 2120	児童生徒用教科用図書給与事務	学校担当者への説明会の有無の検討が必要。	合併後は行わないこととする。	合併まで

部会名	教育	分科会名	管理・学校教育
-----	----	------	---------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
081 2121	準要保護児童生徒認定事務	認定基準、提出書類内容、所得把握方法に違いがある。	合併後2年目からの新規認定分、3年目からの継続分は鶴岡市の例を基本に基準を統一する。	経過措置 3年以内
081 2122	要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事務	支給額算定基準に違いがある。	合併後2年目からの新規認定分、3年目からの継続分は鶴岡市の例を基本に基準を統一する。	経過措置 3年以内
081 2123	特殊学級運営事業	送迎費扶助事業の有無(鶴岡市のみ有)、各学級の運営費配分に違いがある。	3年以内に鶴岡市の例を基本に統一する。	経過措置 3年以内
081 2124	特殊教育就学奨励費扶助事業	支給額算定基準に違いがある。	3年以内を目途に鶴岡市の例を基本に統一する。	経過措置 3年以内
081 2125	学校評議員事業	羽黒町のみ設置。	5年以内を目途に制度の実施可否を検討する。	経過措置 5年以内
081 2201	スクールバス運行管理事務	各市町村で乗車対象地域等の設定基準、運行委託方法等に大きな違いがある。	5年以内を目途に、地域性や経過等を踏まえて調整する。	経過措置 5年以内
081 2202	通学対策費補助金交付事務	鶴岡市、三川町、温海町、朝日村で実施。通学事由別対応、補助基準・率に違いがある。	5年以内を目途に、地域性や経過等を踏まえて調整する。	経過措置 5年以内
081 2203	スクールバス校外学習等活用事務	各市町村で活用基準、回数制限に違いがある。	5年以内を目途に、地域性や経過等を踏まえて調整する。	経過措置 5年以内
081 2204	教材等購入管理事務	登録業者、購入方法等の違いのほか、一人あたり金額の調整が必要である。	3年以内に費用格差を調整し、その他は合併時に統一する。	経過措置 3年以内
081 2205	理科備品等購入管理事務	補助事業の導入(鶴岡市、三川町、朝日村で実施)の調整が必要である。	3年を目途に全市で補助事業を取り入れ、整備水準の均一化も図る。	経過措置 3年以内
081 2206	体育文化活動奨励費補助金交付事務	各市町村で交付基準(対象者、補助率)に違いがある。	3年を目途に小・中学生の全国大会まで5分の4の案で調整する。	経過措置 3年以内
081 2207	国際理解教育関係業務(海外派遣)	鶴岡市、藤島町、三川町で実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐが、新市の盟約状況を勘案する。	当面従来どおり
081 2207	国際理解教育関係業務(A L T 配置形態)	A L T の配置に調整が必要である。	現行の配置数を基本とし配置調整する。新市において充実策を検討していく。	合併まで
081 2208	学校支援職員配置・派遣関係業務	派遣計画、勤務条件、賃金等に差異がある。朝日村、温海町以外実施。	必要最低限の人員確保にとどめることとして合併までに人員配置を検討する。	合併まで

部会名	教育	分科会名	管理・学校教育
-----	----	------	---------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
081 2209	校長会等関係事務	招集会議の種類と組織体制の検討が必要である。	3年以内に鶴岡市の形態を基に調整する。	経過措置	3年以内
081 2210	学校訪問指導事業	各市町村で訪問回数、内容等に違いがある。	3年以内に回数、内容等の全体調整を行う。	経過措置	3年以内
081 2211	教育課程編成関係事務	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
081 2212	教科用教科書・指導書・教材の整備関係事務	教科書改訂に伴い整備計画を統一して調整する必要がある。	3年を目途に全体整備計画を作成し整備する。	経過措置	3年以内
081 2213	学力テスト関係業務	検査種類及び教科数、対象学年、個人負担に違いがある。	3年以内に統一した全体計画を作成し実施する。	経過措置	3年以内
081 2214	新教育課程推進事業	各市町村で事業内容に違いがある。	3年以内に統一した事業計画を作成し学校予算と切り離して実施する。	経過措置	3年以内
081 2215	研究委嘱事業	研究指定校の計画の調整が必要である。	3年以内に統一した全体計画を作成し実施する。	経過措置	3年以内
081 2216	教職員研修関係業務	研修内容の相違の調整が必要である。	3年以内に統一した全体計画を作成し実施する。	経過措置	3年以内
081 2217	生徒指導関係業務	事業内容、会議の調整が必要である。	3年以内に統一した全体計画を作成し実施する。	経過措置	3年以内
081 2218	教育相談関係業務	事業内容、会議の調整が必要である。	3年以内に統一した全体計画を作成し実施する。	経過措置	3年以内
081 2220	社会科副読本改定業務	編集方針、内容の調整が必要である。	3年を目途に、1冊にまとめるべく編集方法、内容の検討を行う。	経過措置	3年以内
081 2221	小体連・部活動等関係業務	小学校体育連盟等の組織の見直しが必要である。	3年以内に組織、事業の一本化を図るよう全体計画を作成する。	経過措置	3年以内
081 2222	教育機器(パソコン)整備事業	各市町村で整備水準が異なっている。	3年を目途に整備基準の統一を図り、国の設置基準に合わせ整備を進める。	経過措置	3年以内
081 2223	社会の変化に対応した教育関係事務	関係他課との調整窓口の一本化の検討が必要である。	3年以内に統一した体制で実施する。	経過措置	3年以内
081 2224	芸術・文化関係業務	各市町村で事業内容、補助額が異なる。	3年以内に統一した事業内容、補助額とする。	経過措置	3年以内
081 2225	各種補助金	学校間共同行事の整理が必要である。	3年以内に新市として補助対象事業の精選を図る。	経過措置	3年以内

部会名	教育	分科会名	管理・学校教育
-----	----	------	---------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
081 2227	考案創作展事業	開催範囲の検討、県発明くふう展見学会の継続を検討する必要がある。	合併時に県展見学会は廃止する。創作展は現行どおり開催する。	合併まで	
081 2228	少年少女発明クラブ事務	事務局の配置の検討が必要である。(鶴岡市、三川町で実施)	3年以内に事務局体制や予算のあり方を検討する。	経過措置	3年以内
081 2229	国内交流	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町で実施している。	合併後も旧市町村単位で現行の交流を継続する。	当面従来どおり	
081 2230	学校週5日制推進事業	鶴岡市、藤島町、朝日村で実施している。	3年を目途に事業内容の整理を図る。	経過措置	3年以内
081 2233	子ども会議事業	櫛引町のみのものである。	合併時に、他事業との統合を視野に入れ廃止する。	合併まで	
081 2234	夏休み俳句集発行事業	櫛引町のみのものである。	合併時に廃止する。	合併まで	
081 2301	施設管理(委託)	学校巡視員の委託、業者選定の考え方に違いがある。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
081 2302	新営改良・維持修繕	工事発注、監理体制等の整備の検討が必要である。	3年を目途に整備方法を調整する。	経過措置	3年以内
081 2303	新增改築・大規模改造事業	年次別計画の調整が必要である。	3年以内に全体的な整備計画を検討する。	経過措置	3年以内
081 2304	施設現況調査	施設台帳データベース、図面の統合が必要である。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
081 2305	施設整備計画	各市町村の整備計画の整理調整が必要である。	3年以内に全体的な整備計画を検討する。	経過措置	3年以内
081 2401	施設現況調査	施設台帳データベース、図面の統合が必要である。(鶴岡市、羽黒町、三川町で実施)	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
081 2402	新営改良維持修繕	鶴岡市、羽黒町、三川町共通の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
081 2403	施設管理(委託)	鶴岡市、羽黒町、三川町共通の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
081 2404	管理運営事務(予算配分)	予算配分の調整が必要である。	3年を目途に調整する。	経過措置	3年以内

部会名	教育	分科会名	管理・学校教育
-----	----	------	---------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
081 2404	管理運営事務(役割組織)	保育園と幼稚園の役割、機能等の調整が必要である。	5年を目途に調整する。	経過措置	5年以内
081 2405	就園奨励費補助金交付事務	鶴岡市、藤島町、三川町で実施。補助基準、対象年齢に違いがある。	合併時に国の基準に基づき要綱を整備し、交付時期や方法も統一する。	合併まで	
081 2406	子育て支援事業費補助金交付事務	鶴岡市、藤島町で実施。交付時期、交付方法に違いがある。	合併時に県の基準に基づき要綱を整備し、交付時期や方法を統一する。	合併まで	
081 2407	幼稚園教育関係業務	設置基準の検討が必要である。	合併時に条例規則を整備し事務を行う。	合併まで	
081 2408	幼稚園就園	入園料及び保育料、保育料減免基準に違いがある。(鶴岡市、羽黒町、三川町)	5年以内に新市において調整する。	経過措置	5年以内
081 2409	園児健康診断	検診用具の支給方法に違いがある。	3年以内に支給方法を統一し実施する。	経過措置	3年以内
081 2410	園医等の委嘱	報酬額と支給基準、帯同者手当の有無に違いがある。	合併時に統一し実施するが、退職時の処遇については3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
081 2411	園環境衛生事業	実施事業項目、内容に違いがある。	3年以内に各地区にあった内容を検討し実施する。	経過措置	3年以内
081 2412	預かり保育事業	三川町のみ。の事業。	5年以内に継続・廃止を含め調整する。	経過措置	5年以内
081 2413	一時保育事業	三川町のみ。の事業。	5年以内に継続・廃止を含め調整する。	経過措置	5年以内
081 2501	教育研修施設管理運営事業	各市町村で設置しているが組織、事業内容に違いがある。	合併後は現鶴岡市の施設に一元化し専任指導員を配置する。	合併まで	
081 2502	理科教育センター運営事業	鶴岡市、羽黒町にのみ設置。	合併後は現鶴岡市の施設に一元化し専任指導員を配置する。	合併まで	
081 2601	給食の状況(給食方式)	給食方式、施設改築年度に違いがある。	当面は現行のとおり方式、施設で給食を行う。	当面従来どおり	
081 2601	給食の状況(給食費、搬送方法等)	各市町村で給食費に差がある。搬送方法にも違いがある。	3年を目途に給食費の統一、効率の良い搬送方法を検討する。	経過措置	3年以内
081 2602	給食運営に関すること(条例)	運営委員会の条例規則に違いがある。	合併時に関係条例、規則を整備する。	合併まで	
081 2602	給食運営に関すること(運営委員会)	運営委員会の委員数、選任方法、報酬額に違いがある。	3年を目途に組織を一本化する。	経過措置	3年以内

部会名	教育	分科会名	管理・学校教育
-----	----	------	---------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
081 2603	給食指導に関すること	指導体制、方法に違いがある。	当面は現行のとおりにそれぞれ実施する。	当面従来どおり	
081 2604	献立作成に関すること	献立の統一化、旧市町村の特色の取り入れ方の検討が必要である。	3年を目途に統一するが、学期毎に数回旧市町村の特色を取り入れる。	経過措置	3年以内
081 2605	経理事務(経理事務一本化)	特に違いはないが経理事務の効率化を図る必要がある。	3年を目途に経理事務を一元化する。	経過措置	3年以内
081 2605	経理事務(食材発注)	小規模業者の排除を生まない適正な発注方法の検討を要する。	当面は旧市町村毎に現行どおりに行う。	当面従来どおり	
081 2606	給食費徴収事務	効率的な徴収方法の検討を要する。給食電算システムに相違がある。	3年以内に徴収等事務及びシステムを一元化する。	経過措置	3年以内
081 2607	業者登録事務	鶴岡市、羽黒町、三川町のみ実施。選定方法に違いがある。	3年以内に登録事務を一元化し、要綱を整備する。	経過措置	3年以内
081 2608	安全衛生に関すること	研修会、安全衛生組織の見直しが必要である。	3年以内に研修会及び安全衛生組織を一本化する。	経過措置	3年以内
081 2609	施設整備の管理に関すること	適正な施設設備の維持が必要である。	当面は現行のとおり旧市町村毎に行う。	当面従来どおり	
081 2610	被服貸与に関すること	各市町村で規定に違いがある。	3年以内に規定を統一し事務を行う。	経過措置	3年以内
081 2611	地産地消に関すること	継続、拡充の方向性を検討する必要がある。	現行の取り組みを継続し、献立統一後も学期毎に数回特色を取り入れる。	当面従来どおり	

部会名	教育	分科会名	社会教育
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
082 001	表彰関係推薦事務	櫛引町で独自の表彰規定がある。	3年以内に新市において調整する。	経過措置	3年以内
082 001	職員研修及び会議等参加派遣	各市町村で研修等の実施に差異がある。	合併時から必要に応じ参加、派遣する。	合併まで	
082 001	共催、後援申請受付承認事務	各市町村で承認基準に差異がある。	合併時に統一基準を定め事務を行う。	合併まで	
082 002	P T A 連合会指導育成	補助金交付内容、支援内容に違いがある。 (櫛引町以外事業有)	3年以内に団体への支援策を統一し、連合会の再編への支援も行う。	経過措置	3年以内
082 003	女性団体等育成	各市町村で補助金交付内容、支援内容に違いがある。	3年以内に団体への支援策を統一・強化し、連合組織の再編の支援も行う。	経過措置	3年以内
082 005	その他の団体育成	各市町村で支援先、補助金交付内容、支援内容に違いがある。	3年以内に団体への支援策を統一する。	経過措置	3年以内
082 006	子ども育成会指導育成	櫛引町、三川町、朝日村に組織がある。補助金交付内容、支援内容に違いがある。	3年以内に団体への支援策を統一する。	経過措置	3年以内
082 007	社会教育委員会議運営	各市町村で条例制定しており、委員定数、報酬等に差異がある。	合併時に条例制定し委員定数、報酬等を定める。	合併まで	
082 008	社会教育指導員設置	各市町村で設置しており人員数、勤務形態等に差異がある。	5年以内に組織機構に応じ設置基準を定める。	経過措置	5年以内
082 009	成人式	開催時期や方法に差異がある。(鶴岡市以外は8月開催)	3年以内に新市において開催時期・方法・実施単位を検討し調整する。	経過措置	3年以内
082 010	生涯学習体制の整備	各市町村で推進体制に差異がある。	3年以内に新市の推進体制、生涯学習計画の整備を行う。	経過措置	3年以内
082 011	生涯学習大会・研究所	羽黒町で大会の開催、温海町で研究所を設置している。	3年以内に推進体制、生涯学習計画の整備を図るなかで検討する。	経過措置	3年以内
082 012	生涯学習推進助成制度	温海町で学校での推進施策を行っている。	3年以内に推進体制、生涯学習計画の整備を図るなかで検討する。	経過措置	3年以内
082 013	生涯学習情報提供	各市町村で情報提供手段・方法に差異がある。	情報提供の充実を図るほか、3年以内に情報収集提供のための組織を検討する。	経過措置	3年以内
082 014	学習機会検討	鶴岡市だけの事業である。	3年以内に推進体制、生涯学習計画の整備を図るなかで検討する。	経過措置	3年以内
082 015	学習団体調査	鶴岡市だけの事業である。	3年以内に推進体制、生涯学習計画の整備を図るなかで検討する。	経過措置	3年以内

部会名	教育	分科会名	社会教育
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
082 016	生涯学習推進事業	朝日村、温海町で実施している。	3年以内に推進体制、生涯学習計画の整備を図るなかで検討する。	経過措置	3年以内
082 017	C A T V	櫛引町だけの事業である。生涯学習についても広く情報提供している。	当面現行の区域で事業を継続する。	当面従来どおり	
082 018	成人・一般生涯学習振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	3年以内に既存事業の見直し検討を行い、特色ある事業を展開する。	経過措置	3年以内
082 019	女性教育の振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。(鶴岡市、朝日村、温海町で実施)	3年を目途に男女共同参画社会づくり推進のため全市の事業を展開する。	経過措置	3年以内
082 020	青年教育の振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 021	少年教育の振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 023	家庭教育の振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 024	青少年健全育成(市民会議)	各市町村で健全育成のための組織、指導方法に差異がある。	3年以内に青少年育成市民会議への支援体制を調整する。	経過措置	3年以内
082 024	青少年健全育成(推進員設置)	各市町村で推進員体制に差異がある。	合併時に人数、報酬等を統一する。	合併まで	
082 024	青少年健全育成(推進員協議会)	各市町村で協議会への支援体制に差異がある。	3年以内に推進協議会への支援体制を調整する。	経過措置	3年以内
082 024	青少年健全育成(育成センター設置)	鶴岡市に設置している。人口7万人以上の市に設置される。	合併時に育成センター設置要綱を定める。	合併まで	
082 024	青少年健全育成(育成活動)	各市町村で特色ある育成活動を行っている。	3年以内に活動内容を調整する。	経過措置	3年以内
082 025	学社連携事業	三川町、朝日村、温海町で実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 026	視聴覚教育の振興	各市町村で特色ある育成活動を行っている。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に視聴覚センターを核とし見直しを図る。	経過措置	3年以内

部会名	教育	分科会名	社会教育
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
082 027	地域社会教育活動振興	各市町村で社会教育振興のための体制、施策に差異がある。	3年を目途に各市町村の特徴を踏まえ、生涯学習推進員等の設置基準の統一も合わせ、体制及び補助施策を新市において調整する。	経過措置 3年以内
082 028	博物館支援事業	鶴岡市だけの事業である。	現在の支援内容を継続するが、3年以内に内容の見直しを図る。	経過措置 3年以内
082 029	芸術文化団体支援事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町で実施している。	3年以内に助成対象を先導的的事业に集約整理する。	経過措置 3年以内
082 030	芸術祭・文化祭事業	各市町村で、事業への関わりと補助基準に違いがある。	5年以内に団体間の連携や合同開催などの方向で調整する。	経過措置 5年以内
082 031	芸術文化協会	各市町村で協会支援の度合い、補助内容に違いがある。	5年以内に組織再編による団体の自立強化に向け支援策を講じる。	経過措置 5年以内
082 032	芸術文化振興一般	各市町村で負担金等支援先に違いがある。	地域の特色を踏まえ、3年を目途に整理集約を図る。	経過措置 3年以内
082 033	文化財団への補助金	藤島町だけの組織。財団の存続について検討が必要である。	当面従来通りとし、5年を目途に新市において見直しを行う。	経過措置 5年以内
082 034	音楽祭事業	鶴岡市、藤島町、朝日村で実施している。	3年を目途に事業拡大とレベルアップに取り組む。	経過措置 3年以内
082 035	普及鑑賞事業	鶴岡市、藤島町、朝日村で実施している。	3年を目途に系統的事業展開に向け整理再構築に取り組む。	経過措置 3年以内
082 036	芸術文化活性化推進事業	鶴岡市と朝日村でのみ実施している。地域施設の活用の検討が必要である。	5年以内に全市的な構想や推進方策を検討する。	経過措置 5年以内
082 037	顕彰事業	顕彰すべき事業の選択が必要である。	3年以内に顕彰のあり方を検討し、事業の見直しを図る。	経過措置 3年以内
082 038	芸術文化資源調査事業	鶴岡市、朝日村で実施している。	5年以内に調査収集方針を策定し、以後系統的段階的な事業展開を進める。	経過措置 5年以内
082 040	文化会館管理運営事業	鶴岡市の事業である。利用時間、料金等の見直しが必要である。	3年以内に利用時間や料金について見直しを行う。	経過措置 3年以内
082 041	文化財保護審議会	各市町村で条例制定しており、委員定数、報酬等に差異がある。	合併時に文化財保護条例を制定する中で、委員定数、報酬等を定める。	合併まで
082 042	文化財専門員	鶴岡市、羽黒町に配置している。	継続とし、3年以内に主管分野について調整する。	経過措置 3年以内

部会名	教育	分科会名	社会教育
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
082 043	文化財関係団体	保存伝承団体への補助内容、愛護団体への行政の関わりに違いがある。	3年以内に補助内容を見直し、団体の自立支援を進める。	経過措置	3年以内
082 044	文化財関係資料の発刊	各市町村で独自に実施している。	3年以内に類似刊行物を統合、新市文化財一覧を作成する。	経過措置	3年以内
082 045	歴史・文化財等の照会	各市町村で調査・回答方法に違いがある。	3年以内に調査回答方法と窓口の統一を行う。	経過措置	3年以内
082 046	文化財行政	上部関係団体等への加盟状況に違いがある。	3年以内に加盟の整理見直しを行う。	経過措置	3年以内
082 047	文化財施設管理	施設管理体制の違い、直営施設の料金差、藤島町の財団管理施設のあり方に調整が必要である。	管理体制は当面現行のとおりとするが、5年を目途に効率的な管理、受益者負担等を検討する。	経過措置	5年以内
082 048	文化財施設の保存修理事業	現在は鶴岡市、羽黒町で実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
082 049	文化財管理保存	指定番号・台帳の統合整理、管理委託の検討、補助制度の調整をする必要がある。	合併時に目録、台帳等の統合を行い、3年を目途にその他の施策を見直す。	経過措置	3年以内
082 050	未指定文化財調査	各市町村で状況把握と調査を行っている。	3年以内に新市の調査計画を策定する。	経過措置	3年以内
082 051	天然記念物管理業務	各市町村で支援内容に違いがある。(三川町以外)	管理団体業務は継続するが3年を目途に支援策の統一を図る。	経過措置	3年以内
082 052	民俗芸能支援活動	現状把握と支援内容に差異がある。	団体支援は当面継続するが、3年以内に状況把握し順次見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 053	指定文化財管理費補助	鶴岡市、藤島町、羽黒町で実施している。補助率、額、対象物件に違いがある。	3年以内に対象、補助内容、継続期間について見直しを行う。	経過措置	3年以内
082 054	指定文化財保存等修理事業	補助制度に違いがあり、基準の明確化、優先度の検討が必要である。	3年以内に補助制度を統一し、修繕計画の策定を進める。	経過措置	3年以内
082 055	イバラトミヨ保護	櫛引町だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
082 056	保存研究資料調査	鶴岡市、朝日村、温海町で実施している。調査範囲、体制に違いがある。	5年以内に新市の調査計画を策定、広域的調査体制を構築する。	経過措置	5年以内
082 057	埋文調査体制	鶴岡市以外、調査体制が未整備である。	3年以内に段階的に調査体制を整備する。	経過措置	3年以内

部会名	教育	分科会名	社会教育
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
082 058	開発事業の把握と調査	民間開発に係る費用負担等に差異がある。	3年以内に把握・調査の出来る体制を整備する。	経過措置	3年以内
082 059	分布調査事業	鶴岡市、藤島町、朝日村で実施している。	3年以内に計画的調査を実施し遺跡台帳の整備を図る。	経過措置	3年以内
082 061	普及啓発活動	鶴岡市、藤島町、朝日村で実施している。	3年を目途に、遺物の管理体制及び保管と合わせ、充実を図るとともに普及啓発活動も推進する。	経過措置	3年以内
082 062	遺跡発掘調査事業	現在は鶴岡市、羽黒町、櫛引町で実施している。	3年以内に調査結果を踏まえ検討する。	経過措置	3年以内
082 063	中央公民館管理運営事業(運営審議会等設置基準)	各市町村の中央公民館の位置づけ、運営審議会等の内容に差異がある。	合併時に新市中央公民館の設置及び管理条例を制定し、運営審議会、使用許可基準、使用料等について定める。現鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。	合併まで	
082 063	中央公民館管理運営事業(ネットワーク構築)	施設の空き状況等の情報を管理するネットワークの検討が必要である。	3年を目途に現在の中央公民館を結ぶネットワークシステムの構築を検討する。	経過措置	3年以内
082 064	成人・一般生涯学習事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 065	青年教育事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 066	少年教育事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 067	高齢者教育事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 068	家庭教育事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 069	視聴覚教育事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 070	芸術文化活動振興事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 071	その他の事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内

部会名	教育	分科会名	社会教育
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
082 072	地区公民館管理運営事業	町村において地区公民館体制に差異がある。	現行の体制を維持しながら、体制の整理は5年を目途に新市で行う。	経過措置	5年以内
082 073	地区公民館運営委託事業	藤島町のみ委託事業として実施している。	現行の体制を維持しながら、3年を目途に新市で検討する。	経過措置	3年以内
082 074	成人・一般教育事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 075	女性教育の振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 076	青年教育の振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 077	少年教育の振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 078	家庭教育の振興	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 079	芸術文化事業	各市町村毎に特色ある事業を実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 080	その他事業	羽黒町で実施している。(町民運動会、夏祭り等)	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 081	トライアスロン大会	温海町の地区公民館事業として実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 082	さくらマラソン大会	温海町の地区公民館事業として実施している。	既存の特色ある事業を継続しながら、3年を目途に見直しを図る。	経過措置	3年以内
082 083	自治公民館等	組織単位はほぼ同じだが、建設補助や事業補助などの支援内容に各市町村で差異がある。	5年を目途に新市で補助内容を統一し、公民館活動の支援体制を調整する。	経過措置	5年以内
082 084	図書館管理運営事業(本館分館・図書館協議会)	各市町村で図書館と図書室の違いがあり、図書館協議会の構成に違いがある。	合併時に条例制定し鶴岡市の図書館を新市の本館とし、町村の図書館、図書室は分館と位置づけ、図書館協議会を置く。	合併まで	
082 084	図書館管理運営事業(利用者サービス)	各市町村で電算化等の利用者サービスに違いがある。	電算化されるまでは当面現行どおりとし、分館の整備を年次的に行い、将来は本館所蔵図書は各分館でも速やかに貸出・返却可能となるよう調整する。	経過措置	5年超

部会名	教育	分科会名	社会教育
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
082 085	郷土資料館設置事業	鶴岡市だけの事業である。	当面現行どおりとし、独立館としての設置の検討を進める。	経過措置	5年超
082 086	購入事業・蔵書数	各市町村で購入内容、量、蔵書数に違いがある。	当面現行どおりとし、分館の整備状況に合わせ、図書は本館で一括購入することで調整する。	経過措置	5年超
082 087	古文書資料の収集	鶴岡市、榑引町で実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
082 088	展示・相談事業	鶴岡市、藤島町、榑引町で特色ある事業を実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
082 089	児童・子ども対象事業	鶴岡市、藤島町、榑引町、三川町で特色ある事業を実施している。	一部事業は新市全域で実施し、その他は現行どおり旧地域で実施する。	当面従来どおり	
082 090	一般対象事業	鶴岡市、榑引町、三川町で特色ある事業を実施している。	一部事業は全域で実施し、その他は現行どおり旧地域で実施する。	当面従来どおり	
082 091	ボランティア関連事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、榑引町で特色ある事業を実施している。	図書館とボランティアの役割分担を一部見直し、各々の事業を継続実施する。	当面従来どおり	
082 092	その他の事業	鶴岡市、榑引町で実施している。(絵本紹介・ルット配布事業、民話集等発刊協力事業等)	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
082 093	移動図書館	鶴岡市、榑引町、朝日村で特色ある事業を実施している。	当面現行のとおりとするが、新市において対象地域を見直し継続する。	当面従来どおり	
082 094	社会教育活動施設管理運営(鶴岡市)	楠公館、青年センター、女性センター、視聴覚センター、海浜児童文化センターがある。	楠公館が合併前に廃止予定のほかは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
082 094	社会教育活動施設管理運営(藤島町)	多目的研修センターがある。	合併までに施設のあり方を検討する。	合併まで	
082 094	社会教育活動施設管理運営(羽黒町)	コミュニティセンターがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
082 094	社会教育活動施設管理運営(榑引町)	メディアルームがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
082 094	社会教育活動施設管理運営(朝日村)	老人福祉センター、青少年センター、大鳥少年の家がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	教育	分科会名	社会教育
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
082 094	社会教育活動施設管理運営(温海町)	青少年海洋センターがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	教育	分科会名	スポーツ
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
083 001	スポーツ振興庶務(共催・後援)	各市町村で共催・後援基準に差異がある。	合併時に統一した基準を策定する。	合併まで
083 001	スポーツ振興庶務(その他)	鶴岡市にのみユースホステル協会受付事務がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
083 002	スポーツ関係広報	各市町村で広報の媒体、発行担当部署に違いがある。	3年以内にスポーツ関係広報紙の発行を検討、調整する。	経過措置 3年以内
083 003	スポーツ安全協会保険事務	一部事務内容に違いがある。	合併時に業務内容を統一する。	合併まで
083 004	スポーツ障害見舞金制度	鶴岡市体育協会と榊引町のみ実施している。見舞金等に差異がある。	合併時に教育委員会事業は廃止し、体育協会としての継続は判断を委ねる。	合併まで
083 005	臨時的任用職員	職務内容、勤務条件、賃金等に差異がある。	5年を目途に体育施設管理体制の検討と合わせ調整する。	経過措置 5年以内
083 006	文化スポーツ事業団	トレーニングルーム運営、生涯スポーツの指導等を行っている。	当面従来どおりだが、5年を目途に体育施設管理体制の検討と合わせ調整する。	経過措置 5年以内
083 007	社会体育振興計画	藤島町、羽黒町、榊引町、三川町が策定している。	3年以内にスポーツ振興審議会の設置と合わせ新市振興計画を策定する。	経過措置 3年以内
083 008	スポーツ振興審議会	朝日村、温海町以外に設置している。	合併時に新市スポーツ振興審議会の定数、報酬等を調整し設置する。	合併まで
083 009	体育指導委員	町村によって体指委員会に事業委託や補助を行っている。	合併時に規則・組織等を調整し一本化するとともに、現行行事が出来るよう旧市町村の体指組織を支部とする。	合併まで
083 010	スポーツ振興推進組織(指導員・推進員・謝金)	各市町村で組織の活動の位置づけに違いがある。	合併時に地区スポーツ指導員・生涯スポーツ推進員の要綱、個人謝金は廃止する。	合併まで
083 010	スポーツ振興推進組織(体制)	各市町村で組織の活動の位置づけに違いがある。	5年を目途に地域スポーツ推進の主体として育成し、将来は統合型地域スポーツクラブとして育成していく。	経過措置 5年以内
083 011	生涯スポーツ推進事業	各市町村で地域スポーツクラブの支援、統合型スポーツクラブの育成を行っている。	現行のとおり新市全体で行う。	当面従来どおり
083 012	生涯スポーツ研修事業	鶴岡市の一部と藤島町は体協事業、朝日村は村事業として実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐが、新市、体協ともに全市対象の事業として検討する。	当面従来どおり

部会名	教育	分科会名	スポーツ
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
083 013	トレーニングルーム利用資格講習会	三川町、朝日村、温海町に無く、講習会制度、運営のあり方に差異がある。	3年を目途に運営のあり方や講習制度の統一を検討する。資格証はどの施設も利用可能に調整する。	経過措置	3年以内
083 014	体育功労者表彰	体育協会が実施しているほか、藤島町は町が実施している。	合併までに体協事業として一本化し全市対象とすべく要請する。	合併まで	
083 015	スケート・スキー普及事業	鶴岡市、朝日村でのみ実施している。	現状のまま新市に引き継ぐが、3年を目途に効率的な事業のあり方を検討する。	経過措置	3年以内
083 016	市町村体育協会(体協組織)	町村は教育委員会が事務局である。組織形態、事業内容に差異がある。	合併時までに町村体協が鶴岡市体協に加盟するよう調整を行う。	合併まで	
083 016	市町村体育協会(補助金)	各市町村で補助水準に格差がある。	当面現行どおりの補助・委託内容とするが、3年を目途に効率的な事業のあり方を検討、調整する。	経過措置	3年以内
083 017	市町村スポーツ少年団本部(組織・補助金)	各市町村で登録料、活動助成費、補助金額に差異がある。	合併時に組織を統合し、登録料を統一する。市からの補助金は本部に交付し、各単位団には本部から活動事業費を交付する。	合併まで	
083 017	市町村スポーツ少年団本部(単位団の補助)	各市町村で算定基準に差異がある。	各単位団への活動助成費は当面現行どおりに算定するが、3年を目途に見直して平準化していく。	経過措置	3年以内
083 018	スポーツ強化後援会	鶴岡市、櫛引町のみ実施している。	合併時に全市を対象とした組織とするよう調整する。	合併まで	
083 019	スポーツクラブ	鶴岡市、朝日村で活動支援している。自主的運営の確立が課題である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
083 020	県縦断駅伝鶴岡田川チーム補助金	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市全体で行う。	当面従来どおり	
083 021	庄内地区体育指導委員連絡協議会負担金	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市全体で行う。	当面従来どおり	
083 022	県スポーツ振興21世紀協会負担金	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市全体で行う。	当面従来どおり	
083 023	小学校スポーツ振興事業補助金	鶴岡市のみ実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
083 024	地域スポーツクラブ活動支援	鶴岡市、温海町で実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	教育	分科会名	スポーツ
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
083 025	県ジュニア駅伝競走大会派遣	各市町村で補助内容に差異がある。チームの一本化が必要である。	合併までに強化組織の立ち上げ、補助のあり方を検討調整する。	合併まで	
083 026	大会等参加激励金・助成金	各市町村で交付主体が多様であり、交付基準、額にも差異がある。	合併時にスポーツ強化後援会事業として全市対象で行い、交付基準等は鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
083 027	各種スポーツ教室	各市町村で多様な運営形態、参加対象、内容がある。	既存の特色ある事業を継続しながら、5年を目途に随時見直しを図る。	経過措置	5年以内
083 028	各種スポーツ行事・大会	各市町村で多様な運営形態、参加対象、内容がある。	既存の特色ある事業を継続しながら、5年を目途に随時見直しを図る。	経過措置	5年以内
083 029	行政財産一時使用許可	自動販売機の設置者が各市町村で違いがある。	許可基準等は市長部局の統一基準と同一とする。	合併まで	
083 030	体育施設の利用調整	各市町村で施設の利用調整の基準、優先順位等に違いがある。	現行どおり各施設での対応だが、3年以内に優先順位を統一し予約システム化する。	経過措置	3年以内
083 031	各種負担金	各市町村共通の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市全体で行う。	当面従来どおり	
083 032	施設運営会議	鶴岡市、温海町で実施しているが、委員報酬に違いがある。	現行のとおり実施するが、報酬額は新市で統一する。	当面従来どおり	
083 033	体育館	管理体制、休館日、開閉館時間、使用料納付方法に違いがある。	5年を目途に管理体制等の差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 034	トレーニングルーム	管理体制、指導員配置、休館日、開閉館時間、使用料納付方法に違いがある。	5年を目途に管理体制等の差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 035	陸上競技場	開設期間、開場時刻、使用料納付方法に違いがある。(鶴岡市、櫛引町)	5年を目途に管理体制、差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 036	テニスコート	休場日、開閉場時刻、使用料納付方法に違いがある。	5年を目途に管理体制、差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 037	プール	鶴岡市は専用プール、朝日村は学校プールであり、開館時間、休館日等に違いがある。	5年を目途に管理体制を調整し、休止中の施設の取扱いを検討する。	経過措置	5年以内
083 038	野球場	管理体制、開設期間、使用料納付方法等に違いがある。(鶴岡市、櫛引町、温海町で実施)	5年を目途に管理体制等の差異を調整する。	経過措置	5年以内

部会名	教育	分科会名	スポーツ
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
083 039	武道館	管理体制、休館日、開館時刻に違いがある。(鶴岡市、藤島町、三川町で実施)	5年を目途に管理体制等の差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 040	キャンプ場	管理体制、開設期間、休場日に違いがある。(鶴岡市、藤島町で実施)	5年を目途に管理体制等の差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 041	スキー場	管理体制、閉鎖時期、開閉場時刻に違いがある。(鶴岡市、羽黒町、温海町で実施)	5年を目途に管理体制等の差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 042	ヒュッテ	管理体制、開設期間、開場時刻に違いがある。(鶴岡市、朝日村で実施)	5年を目途に管理体制等の差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 043	多目的グラウンド	管理体制、休場日、開閉時刻、使用料納付方法に違いがある。	5年を目途に管理体制等の差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 044	公園(樹木、遊具等)	鶴岡市、櫛引町で実施している。	5年を目途に管理体制を調整する。	経過措置	5年以内
083 045	学校グラウンド夜間照明施設	終了時刻、居住地制限に違いがある。(鶴岡市、櫛引町で実施)	5年を目途に管理体制、差異を調整する。居住地制限は廃止する。	経過措置	5年以内
083 046	その他のスポーツ施設	休館日、開場時間、使用料納付方法に違いがある。	5年を目途に管理体制、差異を調整する。	経過措置	5年以内
083 047	体育施設使用料(割増対象)	居住地要件による違いがある。	合併時に居住地要件を新市に置き換える。	合併まで	
083 047	体育施設使用料(料金体系)	使用料算定単位、時間帯別料金差、照明料について違いがある。	5年以内に料金体系を見直しの上、統一する。	経過措置	5年以内
083 048	体育施設使用料の減免(対象者)	居住地要件がそれぞれの市町村住民に限られている。	合併時に居住地要件を新市に置き換える。	合併まで	
083 048	体育施設使用料の減免(基準、率)	各市町村で基準に多様な差異がある。	5年以内に見直しの上統一する。	経過措置	5年以内
083 049	県立高校体育館開放	鶴岡市、温海町で実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
083 050	小中学校体育施設開放	各市町村で終了時刻、使用料の有無、窓口に違いがある。	5年以内に見直しの上統一する。	経過措置	5年以内

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 0102	農業振興地域整備計画策定	新市としての新たな計画を速やかに策定する必要がある。	各市町村の計画内容を全て網羅する形で必要最低限の調整をする。	経過措置	3年以内
041 0103	農業振興整備計画変更等管理事務	各市町村で計画変更の取扱いに差異がある。	合併後、速やかに新市の農業振興地域整備計画変更の取扱いを調整する。	経過措置	3年以内
041 0104	都市計画との調整事務	鶴岡市、櫛引町のみのものである。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 0201	農政だより発行事務	鶴岡市のみのものである。	新市のJ A組合員全戸に配布する。	合併まで	
041 0202	ホームページ更新業務	羽黒町、三川町では実施していない。	鶴岡市のホームページに統合する。	合併まで	
041 0203	農業情報収集発信業務	鶴岡市、櫛引町のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 0301	地図情報システム業務	鶴岡市、藤島町、櫛引町及び朝日村のみのものである。	鶴岡市の例を基本に3年以内で調整する。	経過措置	3年以内
041 0302	山形県農林統計協会会費	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 1001	経営基盤の強化に関する基本構想策定業務	各市町村で基本構想指標・目標設定値に差異がある。	鶴岡市の例を基本に速やかに調整する。	経過措置	3年以内
041 1002	山形県アグリベンチャー支援事業	鶴岡市のみのものである。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 1003	地域農業マスタープラン	各市町村で計画内容及び諮問機関の委員構成等に差異がある。	速やかに新たな協議会を組織し、計画を策定する。	経過措置	3年以内
041 1101	経営構造対策事業	温海町で実施していない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 1102	農業構造改善事業	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 1202	先導的農業組織等育成事業	鶴岡市、櫛引町のみのものである。	新市全体で実施する。	合併まで	
041 1204	農業後継者育成対策事業	対象者、事業期間に差異がある。羽黒町は事業を行っていない。	3年以内に対象基準を統一して実施する。	経過措置	3年以内
041 1206	新やまがた新規就農者総合支援対策事業費補助金	鶴岡市のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
041 1207	アグリフォーラム鶴岡支援事業	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 1208	農業農村男女共同参画チャレンジ支援事業	鶴岡市、藤島町及び羽黒町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 1212	(県単)担い手経営効率化緊急支援事業	各市町村で取り組みの有無に差異がある。	必要に応じて今後とも実施する。	当面従来どおり
041 1213	指導農業士・青年農業士の推薦等	各市町村で業務内容に差異があるが特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なうが、櫛引町の補助金は3年以内に廃止する。	経過措置 3年以内
041 1301	集落モデル活動支援	鶴岡市、藤島町及び羽黒町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 1302	地域営農推進事業(市単)	鶴岡市、三川町のみの事業である。	3年以内に新市全体で実施する。	経過措置 3年以内
041 1401	県資金利子補給補助金	各市町村で利子補給対象資金の種類に差異がある。	3年以内に統一基準を策定し事務を行なう。	経過措置 3年以内
041 1402	農作物等被害農業者救済対策事業利子補給助成金(市単)	鶴岡市、藤島町、羽黒町及び三川町のみの事業である。	3年以内に統一基準を策定し事務を行なう。継続中の事業は完了まで実施する。	経過措置 3年以内
041 1403	鶴岡市農業育成資金利子補給補助金(市単)	鶴岡市のみの事業である。	継続中の事業は完了まで実施するが、新規分は3年以内に廃止する。	経過措置 3年以内
041 1404	鶴岡市農業経営近代化資金利子補給金(市単)	鶴岡市のみの事業である。	継続中の事業は完了まで実施するが、新規分は3年以内に廃止する。	経過措置 3年以内
041 1405	(町単)BSE対策資金利子補給補助金	羽黒町のみの事業である。	継続中の事業は完了まで実施するが、新規分は3年以内に廃止する。	経過措置 3年以内
041 1406	(町単)総合支援資金利子補給補助金	羽黒町のみの事業である。	継続中の事業は完了まで実施するが、新規分は3年以内に廃止する。	経過措置 3年以内
041 1501	農事連絡員事務	各市町村で業務内容及び組織体制に差異がある。	3年以内に制度を統一する。	経過措置 3年以内
041 1502	集落生産組合活動推進事務	各市町村で財政、運営面での支援内容に差異がある。	3年以内に支援方法を統一する。	経過措置 3年以内
041 2001	地域水田農業ビジョン事務	各市町村で計画内容に差異がある。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで
041 2002	生産調整集落推進体制整備事務	各市町村で組織体制に差異がある。	合併までに制度を統一する。	合併まで

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 2003	水田農業構造改革対策配分事務	各市町村で配分率及び独自カウントの取扱いに差異がある。	第三者機関の組織の意見を踏まえ5年以内に方向性を決定する。	経過措置	5年以内
041 2004	水田農業構造改革対策現地確認事務	各市町村で業務内容に差異がある。	合併までに統一基準を策定し事務を行なう。	合併まで	
041 2005	水田農業構造改革交付金事務	各市町村で平成16年度以降の事務体制が未確定である。	合併までに関係農協と連携した事務処理体制を検討する。	合併まで	
041 2006	とも補償関連事務	各市町村で平成16年度以降の実施について未確定である。	実施する市町村については新市に引き継ぐ。	合併まで	
041 3001	水田畑地化機材導入支援事業	各市町村で取り組みの有無に差異がある。	合併後も必要に応じて実施する。	当面従来どおり	
041 3002	農地排水対策事業	朝日村のみの事業である。	3年以内に制度を調整する。	経過措置	3年以内
041 3003	水田地力増進等機械施設整備事業(水田保全管理)	鶴岡市のみの事業である。	合併までに廃止する。	合併まで	
041 3101	土壌改良対策(土壌改良資材の散布)	鶴岡市、藤島町、三川町及び朝日村のみの事業である。	現対策は合併までに終了し、新たな施策について3年以内に検討する。	経過措置	3年以内
041 3102	良質米生産対策(庄内米づくり運動、庄内米改良協会)	各市町村で共通であり、特に調整する課題はない。	新市で一元的に対応する。	合併まで	
041 3102	良質米生産対策(独自施策)	鶴岡市、櫛引町及び朝日村で独自の施策を行なっている。	3年以内に新市の支援策を検討する。	経過措置	3年以内
041 3103	低コスト稲作対策	各市町村で取り組みの有無に差異がある。	3年以内に新市の支援策を検討する。	経過措置	3年以内
041 3104	籾乾燥調製施設運営費補助金	朝日村のみの事業である。	3年以内に存続の可否を決定する。	経過措置	3年以内
041 3106	融雪遅延対策事業	羽黒町、朝日村及び温海町のみの事業である。	3年以内に制度を統一する。	経過措置	3年以内
041 3107	庄内水田農業推進事業	鶴岡市のみの事業である。	3年以内に組織を改編する。	経過措置	3年以内
041 3201	大豆栽培拡大対策	各市町村で取り組みの有無に差異がある。	3年以内に新市として推進地区を定め、重点的な支援策を検討する。	経過措置	3年以内
041 3202	そば振興対策	各市町村で取り組みの有無に差異がある。	必要性に応じて今後とも実施する。	当面従来どおり	

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 3301	園芸一般機械施設整備(補助金支出)	各市町村で補助率に差異がある。	合併までに制度を統一する。	合併まで	
041 3302	園芸特産物振興対策(補助金支出等)	各市町村で品目、手法等に差異がある。	必要性に応じて今後とも実施する。	当面従来どおり	
041 3303	園芸展示圃設置委託事業	鶴岡市だけの事業である。	3年以内に新市全体で実施する。	経過措置	3年以内
041 3304	農業指導員設置及びほ場巡回業務	朝日村だけの事業である。	必要性に応じて今後とも実施する。	当面従来どおり	
041 3305	だだちゃ豆生産者組織連絡協議会事務	鶴岡市だけの事業である。	必要性に応じて今後とも実施する。	当面従来どおり	
041 3306	藤島ブランド確立推進事業	藤島町だけの事業である。	必要性に応じて今後とも実施する。	当面従来どおり	
041 3308	農業振興対策補助事業	朝日村だけの事業である。	3年以内に廃止する。	経過措置	3年以内
041 3309	青果物価格安定対策(県基金制度負担)	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 3309	青果物価格安定対策(市町村単独)	鶴岡市、羽黒町、三川町及び朝日村だけの事業で、補助対象、補助率に差異がある。	3年以内に統一基準を策定し事務を行なう。	経過措置	3年以内
041 3401	畜産団体・組織対策(各種公共的団体)	各市町村共通であり特に調整すべき課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 3401	畜産団体・組織対策(市町村独自)	鶴岡市、藤島町及び羽黒町で、それぞれ独自の事務がある。	3年以内に統一基準を策定し事務を行なう。	経過措置	3年以内
041 3402	推進指導業務	各市町村で取り組みの有無に差異がある。	必要性に応じて今後とも実施する。	当面従来どおり	
041 3403	飼養管理指導業務	鶴岡市だけの事業である。	3年以内に新市全体で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
041 3404	各種共励会・共進会事業	各市町村で実施内容に差異がある。	3年以内に統一基準を策定し事務を行なう。	経過措置	3年以内
041 3405	優良種導入(肉牛貸付1)	羽黒町、櫛引町を除く4市町村の事務で、基金造成割合に差異がある。	3年以内に統一基準を策定し事務を行なう。	経過措置	3年以内

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 3406	優良種導入(肉牛貸付2)	鶴岡市、羽黒町及び朝日村のみの事業であり、実施手法等に差異がある。	継続中の貸付は終了まで実施するが、新市で5年以内に統一基準を策定し事務を行なう。	経過措置	5年以内
041 3407	優良種導入(補助制度)	羽黒町、三川町を除く4市町村の事務で、事業対象種目に差異がある。	3年以内に制度の統一を図る。	経過措置	3年以内
041 3408	放牧場利用推進(月山牧場)	管理運営については、羽黒町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 3408	放牧場利用推進(大網放牧場)	朝日村のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 3408	放牧場利用推進(放牧促進対策補助金)	鶴岡市、藤島町、羽黒町及び三川町のみの事業で、補助率の差異がある。	3年以内に制度の統一を図る。	経過措置	3年以内
041 3409	その他家畜飼育促進	藤島町、羽黒町のみの事業である。	3年以内に制度の統一を図る。	経過措置	3年以内
041 3410	畜産一般機械施設整備(国県補助金)	同じ制度に基づくため、特に調整する課題はない。	必要性に応じて今後とも実施する。	当面従来どおり	
041 3410	畜産一般機械施設整備(市単独補助)	鶴岡市のみの事業である。	合併まで廃止する。	合併まで	
041 3411	家畜防疫対策(家畜畜産物衛生指導協会)	各市町村共通であり特に調整する課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 3411	家畜防疫対策(独自補助)	藤島町のみの事業である。	3年以内に制度を調整する。	経過措置	3年以内
041 3413	畜産価格安定対策	各市町村で補助対象項目、補助率に差異がある。	5年以内に統一基準を策定し事務を行なう。	経過措置	5年以内
041 3501	死亡獣畜処理対策	各市町村共通であり特に調整する課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 3502	畜産環境保全対策	鶴岡市、榊引町及び三川町のみの事務で内容に差異がある。	3年以内に制度を調整する。	経過措置	3年以内
041 3503	家畜排せつ物対策	鶴岡市、藤島町、羽黒町及び温海町のみの事業で補助対象項目、補助率に差異がある。	3年以内に新市全体で実施する方向で調整する。	経過措置	3年以内
041 3801	山形県立砂丘地農業試験場関連事務	各市町村共通であり特に調整する課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 3803	技術課題研究委託事業	鶴岡市のみのものである。	新市全体で実施する。	合併まで	
041 3804	農業者研究活動支援	鶴岡市、藤島町及び朝日村のみのもので支援内容に差異がある。	3年以内に制度を調整する。	経過措置	3年以内
041 3901	農作業安全推進事業	各市町村で内容に差異があるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 3902	災害対策	各市町村で体制上の若干の差異がある。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 3903	庄内空港周辺環境調査事業	鶴岡市のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 4001	庄内広域行政協議会分賦金(市場分、食物流通施設分)	各市町村で負担金額に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 4003	農産加工品開発支援	櫛引町、朝日村及び温海町のみのものであり、事業内容に差異がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 4004	販売組織対策	鶴岡市、櫛引町、朝日村及び温海町のみのものであり、事業内容に差異がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 4005	域外販売対策	鶴岡市、羽黒町、櫛引町及び朝日村のみのものであり、事業内容に差異がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 4006	地元直売組織対策	鶴岡市、温海町のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 4007	産直施設支援業務	羽黒町を除く6市町村の事業で、支援内容に差異がある。	5年以内に支援方法を調整する。	経過措置	5年以内
041 4008	ふじの里クーポン事業(農村女性活動)	藤島町のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 4009	直売所・観光果樹園・個人加工所	櫛引町、温海町のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 4103	米消費拡大推進事業	藤島町、櫛引町を除く5市町村の事業で内容に差異がある。	3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
041 4104	米飯学校給食推進事業	各市町村とも事業内容は同じであるが、羽黒町のみ幼稚園児も事業対象としている。	羽黒町の例により3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
041 4201	地産地消推進事業	単独事業は鶴岡市のみのものであるが、県補助金は廃止となる。	3年以内に新市全体で実施する。	経過措置	3年以内

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 4202	新そばまつり推進事業	朝日村のみの事業である。	3年以内に他の事業と統合する。	経過措置	3年以内
041 3414	藤島町畜産まつり(焼肉フェスティバル)事業	藤島町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 5002	堆肥製造施設運営対策	鶴岡市、羽黒町及び榊引町のみの事業である。	3年以内に新市全体での支援体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 5003	堆肥施用推進対策	羽黒町を除く6市町村の事業で、補助対象項目に差異がある。	3年以内に新市全体での支援体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 5005	エコピッグ推進事業	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 5006	有機・減農薬減化学肥料栽培推進(有機・特別栽培・エコファーマー支援)	鶴岡市、藤島町及び羽黒町が有機・特別栽培事業を支援しており、鶴岡市と榊引町がエコファーマー事業に支援している。	3年以内に新市全体での支援体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 5006	有機・減農薬減化学肥料栽培推進(認証事務)	藤島町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 5007	農業用廃プラスチック適正処理対策	温海町を除く6市町村で事業を実施しているが、補助基準に差異がある。	3年以内に新市全体での支援体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 5101	安全安心農作物生産流通対策事業	各市町村で事業内容に差異がある。	3年以内に新市全体での支援体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 5102	農作物病害虫防除対策事業	各市町村で協議会構成、委員報酬等に差異がある。	3年以内に協議会組織を統一する。	経過措置	3年以内
041 5103	無人ヘリコプター防除散布関連事務	鶴岡市、藤島町、榊引町及び朝日村のみの事業であり、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 5104	埋設農薬適正管理事業	鶴岡市、榊引町のみの事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	合併まで	
041 5105	農薬適正使用推進員関連事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 5106	生態系防除関連業務	藤島町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 5201	食農教育実践活動支援事業	鶴岡市のみの事業である。	3年以内に新市全域で実施する。	経過措置	3年以内

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 5203	小学生親子農業体験	鶴岡市だけの事業である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 5301	中学生修学旅行受入事業	朝日村、温海町を除く5市町の事業であるが、事業主体、事業内容に差異がある。	3年以内に新市で組織するグリーンツーリズム協議会で調整する。	経過措置	3年以内
041 5302	山形県グリーンツーリズム推進協議会	朝日村の業務内容に差異があるが特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 5304	櫛引町グリーンツーリズム推進事業	櫛引町だけの事業である。	3年以内に新市全域で実施する。	経過措置	3年以内
041 5305	グリーンツーリズム活動支援事業	櫛引町、三川町だけの事業で事業内容に差異がある。	3年以内に新市全域で実施する。	経過措置	3年以内
041 5313	自然休養村施設管理事業	櫛引町、朝日村だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 5401	市民農園設置支援事業	鶴岡市、櫛引町及び朝日村だけの事業であり、事業主体に差異がある。	3年以内に一元化を図る。	経過措置	3年以内
041 6002	特定農山村総合支援事業	鶴岡市、朝日村及び温海町だけの事業で事業期間に差異があるが特に調整する課題はない。	速やかに新市の振興計画を策定する。	経過措置	3年以内
041 6003	山村振興計画策定業務	鶴岡市、朝日村及び温海町だけの事業で対象区域に差異があるが特に調整する課題はない。	速やかに新市の振興計画を策定する。	経過措置	3年以内
041 6004	新山村振興等農林漁業特別対策事業	鶴岡市、朝日村及び温海町だけの事業で事業期間に差異があるが特に調整する課題はない。	速やかに新市の振興計画を策定する。	経過措置	3年以内
041 6005	全国中山間地域振興対策協議会負担金	羽黒町、櫛引町及び温海町で同額を負担している。	合併まで新市として加入すべきか調整する。	合併まで	
041 6006	中山間地域振興対策協議会東北支部協議会負担金	羽黒町、櫛引町のみ負担金を負担している。	合併まで新市として加入すべきか調整する。	合併まで	
041 6007	雪室施設管理事業	朝日村だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 7001	高速道路関連営農施設等整備事業	鶴岡市、温海町だけの事業で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
041 7002	高速道路関連環境整備事業	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 7101	叙勲褒章事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	3年以内に新市の推薦会議を設置する。	経過措置 3年以内
041 7102	鶴岡田川地域農業改良普及事業推進協議会負担金	各市町村で負担金額に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで
041 7104	アメリカシロヒトリ防除対策事業(機械貸与・薬剤散布)	羽黒町、温海町を除く5市町村の事業で事業内容に差異がある。	3年以内に事業内容を調整する。	経過措置 3年以内
041 7104	アメリカシロヒトリ防除対策事業(市単独補助金)	鶴岡市のみの事業である。	新市に引き継いだ上、適当なあり方を検討する。	当面従来どおり
041 7105	庄内松柏会賛助会員会費	鶴岡市、榊引町及び朝日村のみ負担金を負担しているが、特に調整する課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで
041 7107	田川管内農業振興連絡会議事業	鶴岡市を除く6町村の事業で特に調整する課題はない。	合併まで廃止する。	合併まで
041 7108	各種農協事業補助	藤島町、榊引町のみの事業で特に調整する課題はない。	合併まで廃止する。	合併まで
041 7109	農業発展奨励賞交付事務	鶴岡市のみの事業である。	3年以内に新市全域で実施する。	経過措置 3年以内
041 8001	中山間地域総合整備事業	羽黒町、三川町を除く5市町村の事業で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 8002	ふるさと水と土保全対策事業(基金)	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで
041 8002	ふるさと水と土保全対策事業(活動支援)	各市町村で事業内容に差異がある。	3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
041 8003	県営農地環境整備事業	榊引町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 8101	農村総合整備事業	藤島町、三川町のみの事業で、事業内容及び事業期間に差異がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 8102	県営住環境整備事業	羽黒町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 8103	農村振興総合整備事業	朝日村のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 8201	地域用水環境整備事業	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8202	水田畑地化基盤強化対策事業	鶴岡市、羽黒町、櫛引町及び三川町のみの事業で、事業計画に差異がある。	3年以内に事業計画を調整する。	経過措置	3年以内
041 8203	農業水利施設緊急更新整備事業	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8205	土地改良施設維持管理適正化事業	鶴岡市、羽黒町、櫛引町及び朝日村のみの事業で、事業内容に差異がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8206	山形県土地改良事業団体連合会賦課金	各市町村で負担金額に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 8208	最上川下流沿岸農業水利事業	藤島町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8210	赤川地域農地流動化支援水利用調整事業連絡協議会	関係町村から選出されている委員構成に差異がある。	3年以内に新たな執行体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 8212	県営農業用水再編対策事業	藤島町、羽黒町及び櫛引町のみの事業で、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8213	国営土地改良事業(赤川二期地区)(負担金)	関係市町村で負担金額に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 8213	国営土地改良事業(赤川二期地区)(協議会委員)	関係市町村から選出されている委員構成に差異がある。	3年以内に新たな執行体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 8214	豊かな農業農村整備支援事業	櫛引町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8301	かんがい排水施設維持更新事業(砂丘畑)	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8302	冠水防止対策事業(砂丘畑)	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8303	砂丘地開発事業負担金	鶴岡市のみ負担金を負担している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8401	農免農道整備事業(負担金)	鶴岡市、羽黒町、櫛引町及び三川町で負担金を負担している。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 8401	農免農道整備事業(協議会委員)	関係市町村から選出されている委員構成に差異がある。	3年以内に新たな執行体制を調整する。	経過措置	3年以内

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 8402	広域営農団地農道整備事業(水ばしょうの丘)(負担金)	藤島町、羽黒町、櫛引町及び朝日村で負担金を負担している。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 8402	広域営農団地農道整備事業(水ばしょうの丘)(協議会委員)	関係市町村から選出されている委員構成に差異があるが、特に調整する課題はない。	3年以内に新たな執行体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 8404	県営ふるさと農道緊急整備事業	藤島町、羽黒町、櫛引町及び朝日村のみの事業で、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8405	県営過疎基幹農道整備事業	朝日村のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8501	中山間地域総合防災事業	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8502	湛水防除事業	鶴岡市、三川町のみの事業で、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8503	県営ため池等整備事業(負担金)	藤島町、羽黒町、櫛引町及び朝日村で負担している負担金に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 8503	県営ため池等整備事業	関係市町村から選出されている委員構成に差異がある。	合併後3年以内に新たな執行体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 8504	地すべり対策事業	櫛引町、朝日村のみの事業で、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 8701	団体営事業による換地計画の許可事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	当面従来どおり	
041 8801	国営造成施設管理体制整備促進支援事業(負担金)	温海町を除く6市町村で負担している負担金に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 8801	国営造成施設管理体制整備促進支援事業(協議会委員)	関係市町村から選出されている委員構成に差異がある。	3年以内に新たな執行体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 8803	県営造成施設管理体制整備促進支援事業(負担金)	朝日村、温海町を除く6市町村で負担している負担金に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
041 8803	県営造成施設管理体制整備促進支援事業(協議会委員)	関係市町から選出されている委員構成に差異がある。	3年以内に新たな執行体制を調整する。	経過措置	3年以内
041 8805	国営造成施設県管理費補助事業負担金	温海町を除く6市町村で負担している負担金に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	当面従来どおり	
041 8806	基幹水利施設管理事業負担金	温海町を除く6市町村で負担している負担金に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	当面従来どおり	

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
041 8807	山地排水路等整備事業補助金	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 8808	小黒川排水路維持管理協議会負担金(負担金)	藤島町、羽黒町及び櫛引町で負担している負担金に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで
041 8808	小黒川排水路維持管理協議会負担金(協議会委員)	関係町から選出されている委員構成に差異がある。	3年以内に新たな執行体制を調整する。	経過措置 3年以内
041 8809	最上川土地改良施設利用調整協議会負担金	藤島町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 8902	地域用水機能増進事業・因幡堰地区	藤島町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 9001	市町村単独土地改良事業補助金業務	鶴岡市、羽黒町、櫛引町及び朝日村の事業で補助対象項目、補助率に差異がある。	5年以内に基準を調整する。	経過措置 5年以内
041 9101	管理農道維持管理業務委託(管理体制)	温海町を除く6市町村で加入団体、委託料に差異がある。	委託料は合併後新市として負担するが、管理基準の統一は3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
041 9101	管理農道維持管理業務委託(担当部局)	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで
041 9102	畑地帯(樹園地)農道等維持管理業務(管理体制)	鶴岡市、羽黒町のみの事業である。	3年以内に管理体制、基準を調整する。	経過措置 3年以内
041 9102	畑地帯(樹園地)農道等維持管理業務(担当部局)	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで
041 9103	その他農道敷き砂利等補修業務(管理体制)	三川町、温海町を除く5市町村の事業で補助対象項目、補助率に差異がある。	3年以内に基準を調整する。	経過措置 3年以内
041 9103	その他農道敷き砂利等補修業務(担当部局)	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで
041 9104	老朽ため池(個人、地元管理)維持修繕事業	鶴岡市のみの事業である。	3年以内に管理体制を調整する。	経過措置 3年以内
041 9105	危険箇所転落防止施設等設置修繕業務	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 9106	沖堰排水機場管理業務	鶴岡市、三川町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
041 9107	尾花排水機場管理業務	鶴岡市、三川町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 9108	青龍寺川堤防草刈り補助金	鶴岡市のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 9109	月山高原活性化施設管理業務	羽黒町のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年以内に管理区分を調整する。	経過措置	3年以内
041 9110	手向ため池(天宥堰)管理業務	羽黒町のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 9111	地滑り防止施設管理委託	鶴岡市、朝日村のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 9113	体験農園維持管理事業	朝日村のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年以内に管理区分を調整する。	経過措置	3年以内
041 9114	農作業準備休憩施設維持管理事業	朝日村のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年以内に管理区分を調整する。	経過措置	3年以内
041 9117	高齢者若者活性化センター管理業務	三川町、朝日村のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年以内に管理区分を調整する。	経過措置	3年以内
041 9118	活性化施設管理業務(温海町、しな織りの里ぬくもり館)	櫛引町、温海町のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年以内に管理区分を調整する。	経過措置	3年以内
041 9119	活性化広場管理業務(温海町、友愛の森広場)	温海町のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年以内に管理区分を調整する。	経過措置	3年以内
041 9120	三川町手づくり加工センター管理業務	三川町のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年以内に管理区分を調整する。	経過措置	3年以内
041 9201	高速道路設計協議	鶴岡市、温海町のみのも事業である。	新市で一元化し事務を行なう。	当面従来どおり	
041 9202	高速道路特別用地対策事業	鶴岡市、温海町のみのも事業である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
041 9301	小規模(単独)災害復旧工事補助金業務	鶴岡市、櫛引町及び朝日村の事業で補助対象項目、補助率に差異がある。	5年以内に基準を調整する。	経過措置	5年以内
041 9302	農地・農業用施設災害復旧事業(公共)	各市町村で地元負担割合に差異がある。	合併時まで基準を統一する。	合併まで	
041 9303	小規模災害復旧事業(町が事業主体)	櫛引町、温海町のみのも事業で地元負担割合に差異がある。	3年以内に基準を調整する。	経過措置	3年以内
041 9401	農業農村整備事業管理計画	各市町村で計画内容に差異がある。	3年以内に新たな計画を策定する。	経過措置	3年以内

部会名	農林水産	分科会名	農政
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
041 9402	田園環境マスタープラン	各市町村で計画期間に差異がある。	3年以内に新たな計画を策定する。	経過措置	3年以内
041 9501	県営及び市営土地改良事業分担金徴収条例、規則等の制定	各市町村で例規の取扱いに差異がある。	合併時に一元化する。	合併まで	
041 9601	地籍調査事業(現地調査)	藤島町、温海町の2町で実施している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
041 9601	地籍調査事業(数値情報化)	櫛引町、三川町、朝日村は完了し、羽黒町は事業中で鶴岡市、藤島町、温海町は未着手である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	農林水産	分科会名	林業
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
042 001	県事業等連絡調整業務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 002	各種調査等報告業務	調査業務に差異はないが、集約が必要である。	従来どおり調査し、集約して報告する。	合併まで	
042 003	各種団体調整業務	関係団体に差異があるため、加入団体の調整が必要である。	合併まで加入の検討、調整を行い、新市として加入する。	合併まで	
042 004	火入れ許可業務(従事者数)	許可条件(火入れ従事者数)に差異がある。	合併まで鶴岡市、温海町の例を基本に統一する。	合併まで	
042 004	火入れ許可業務(許可手数料)	温海町のみ許可手数料を徴収している。	合併時に手数料は徴収しないこととする。	合併まで	
042 005	林業庶務及び会計業務	業務自体は差異がないが、執行方法が異なる。	基本的には新市で統一して行う。	合併まで	
042 006	鳥獣飼養許可業務	業務内容に差異はないが、受付窓口の検討が必要である。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 007	普通共用林野業務	藤島町、三川町を除く業務で、朝日村では、入山料徴収、協議会を設置している。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 008	入会林野整備事業	朝日村のみの事業である。	当面従来どおりとする。	当面従来どおり	
042 009	朝日村財産管理委員会	朝日村のみの関係住民の権利保護を前提としたものである。	当面従来どおりとする。	当面従来どおり	
042 010	河川敷地占用許可業務	河川法に基づく占用許可申請であり、差異はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 011	各種団体負担金業務	各市町村で加入団体に差異がある。	合併まで加入の検討、調整を行い、新市として加入する。	合併まで	
042 012	高速道路関連特別用地対策林業施設整備事業	鶴岡市のみの事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 013	ウッドフェスティバル事業	鶴岡市(会場)、温海町の事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 014	木材の地産地消推進業務	森林組合単位に二つの家づくりネットワーク組織がある。	経過措置期間(3年以内)にネットワークの一元化を目指す。	経過措置	3年以内
042 015	住宅等建築資金貸付事業	朝日村のみの事業である。	合併時に廃止し、温海町の例による補助金に移行する。	合併まで	

部会名	農林水産	分科会名	林業
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
042 016	町の木屋内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金	温海町のための制度である。	合併時に温海町、朝日村を対象とした制度とする。	合併まで	
042 019	林業振興協議会業務	鶴岡市、羽黒町、朝日村、温海町で設置している。	新市の協議会を合併後速やかに設置する。	合併まで	
042 020	ふれあいの森林事業	櫛引町のための事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 022	森林施業計画認定業務	森林法に基づく業務で差異はないが、提出先の検討が必要である。	認定申請書の提出先は、新市の事務所とする。	合併まで	
042 023	林地開発及び伐採届出業務	森林法に基づく業務で差異はないが、提出先の検討が必要である。	認定申請書の提出先は、新市の事務所とする。	合併まで	
042 024	森林保護事業	鶴岡市のための事業であるが、現在事業実績はない。	県営治山事業で対応し、合併時に廃止する。	合併まで	
042 025	学びの森づくり推進事業	鶴岡市のための事業である。	当面従来どおりとする。	当面従来どおり	
042 026	魚の森ボランティア事業	鶴岡市のための事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 027	森林整備地域活動支援事業	森林・林業基本法に基づく事業で差異はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 029	間伐実施推進事業	補助対象林齢、適用単価に差異がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。	合併まで	
042 030	間伐促進対策事業	朝日村のための事業である。	経過措置(3年以内)後、温海町、朝日村を対象とした事業とする。	経過措置	3年以内
042 031	森林管理巡視事業	出羽庄内森林組合管内の事業である。	合併時に全市を対象とした事業とする。	合併まで	
042 032	森林環境整備事業	緊急雇用対策事業により鶴岡市、温海町で実施している事業であり、調整の必要なし。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 034	市町村森林整備計画	森林法により新市の森林整備計画を策定する必要がある。	合併後1年以内に新市の森林整備計画を策定する。	経過措置	1年以内
042 035	市町村森林整備事業計画	新市の森林整備計画に基づく事業計画を策定する必要がある。	合併後1年以内に新市の森林整備事業計画を策定する。	経過措置	1年以内

部会名	農林水産	分科会名	林業
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
042 036	緑化推進事業	各市町村により緑の募金の募集方法、還元金の活用方法等に差異がある。	当面従来どおりとし、新市において調整内容を検討する。	経過措置	5年以内
042 037	緑の少年団育成事業	鶴岡市と温海町のみのも事業で、団運営方法等に差異がある。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 038	森林オーナー推進事業	櫛引町のみのも事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
442 001	絆の森整備事業	温海町のみのも事業である。17年度事業終了。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
442 002	地域森林管理システム整備事業	温海町のみのも事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 039	林道三瀬矢引線開設事業	鶴岡市の事業。事業期間15～22年度。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 040	ふるさと林道整備事業	朝日村の事業。事業期間15～19年度。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 042	林道台帳調整業務	市町村間林道の取扱いについて調整の必要がある。	経過措置(3年以内)を設け調整を行うが、市町村間林道については、合併後速やかに台帳整備を行う。	経過措置	3年以内
042 043	林道用地整備事業	朝日村のみのも事業であるが、市町村間で公共用地登記に差異がある。	当面従来どおり行うが、新市において3年以内に公共用地登記の基本的な統一を図る。	経過措置	3年以内
042 044	林道占用許可業務	占用申請・許可手続に差異がある。	合併まで新市の林道管理規程を整備する。	合併まで	
042 045	林道本郷松沢線開設事業推進協力会支援業務	朝日村の業務であるが、温海町の類似組織との調整をする必要がある。	合併後1年以内に類似組織の支援内容と調整をする。	経過措置	1年以内
042 046	林道維持管理事業	市町村費対応の維持管理範囲、受益者負担に差異がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一をする。	合併まで	
042 047	林道防塵舗装事業	朝日村のみのも事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
042 048	小規模作業道開設事業補助金	朝日村、温海町のみのも制度である。	合併時に温海町の例により朝日村、温海町を対象とする。	合併まで	
042 050	林道併用協定更新業務	藤島町、朝日村、温海町において森林管理署と協定書を締結している。	新市において森林管理署と必要な手続きを行う。	経過措置	1年以内

部会名	農林水産	分科会名	林業
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
442 003	林道八方峰線開設事業	温海町の事業。県代行事業。	従来どおり行う。	当面従来どおり
442 004	林道八方峰線開設促進期成同盟会補助金	温海町の業務であるが、朝日村の類似組織との調整をする必要がある。	合併後1年以内に類似組織の支援内容と調整をする。	経過措置 1年以内
042 051	治山施設事業	鶴岡市だけの事業である。	当面従来どおりとする。	当面従来どおり
042 052	林道災害復旧事業	受益者分担金に差異がある。	新市において林道災害復旧事業に係る分担金は徴収しないこととする。	合併まで
042 053	市町村有林管理事業	管理形態、管理方法等に差異がある。	合併時に統一する。	合併まで
042 054	市町村有林整備事業	藤島町、三川町を除く各市町村で保育計画に基づき実施している。	当面従来どおり各市町村の保育計画に基づき整備を進める。	当面従来どおり
042 055	町有林境界整備事業	櫛引町だけの事業である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 056	公有林賃貸料	朝日村だけの事務である。	当面従来どおりとし、新市において早急に検討する。	当面従来どおり
042 057	緑資源公団分収造林事業	鶴岡市、朝日村での緑資源公団との契約による造林事業。	従来どおり行う。	当面従来どおり
042 058	松くい虫等防除対策事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、温海町での事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり
042 059	ナラ枯れ被害対策促進事業	重点的防除区域の検討が必要である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 060	鳥獣保護及び駆除事業	実施内容、方法等に差異がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 061	特用林産物調査業務	調査業務に差異はないが、集約が必要である。	従来どおり調査し、集約して報告する。	合併まで
042 062	山の幸山地育成事業	藤島町、櫛引町の事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり
042 063	特用林産物振興	朝日村だけの事業である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 064	森林組合指導育成事業	2組合間の連携と役割分担が課題である。	組織強化に向けた取組方策と役割分担の明確化を目指す。	合併まで

部会名	農林水産	分科会名	林業
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
042 067	林業後継者育成事業	鶴岡市、朝日村の事業である。温海町に団体育成事業もある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 068	林業担い手育成強化対策補助金	温海町だけの事業である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 069	林業団体育成事業委託料	温海町の事業だが、鶴岡市、朝日村の後継者育成事業との調整が必要である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 070	生産森林組合育成事業	鶴岡市、羽黒町、温海町の事業であるが、支援内容に差異がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 072	ケヤキの森管理事業	鶴岡市の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 073	古の里森林公園管理	朝日村の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 074	森林総合利用施設管理	朝日村の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 075	朝日村産業振興センター管理	朝日村の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 076	ノコトブナ公園管理	朝日村の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 077	林業集会施設業務	朝日村の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 078	小国ふれあい公園管理	温海町の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 079	林業総合センター等管理	温海町の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 080	生き生きべんとう村管理業務	榑引町の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 081	かじかの里管理業務	榑引町の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
042 082	やすらぎの森管理業務	榑引町の施設。類似施設との管理の調整を検討する必要がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり

部会名	農林水産	分科会名	水産
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
043 001	漁業振興資金利子補給(負担割合)	鶴岡市と温海町で負担割合に違いがある。	合併時から新たな負担割合を適用する。	合併まで
043 001	漁業振興資金利子補給(要綱)	鶴岡市は交付要綱、温海町は交付規程により補給している。	合併時に新たな要綱を制定する。	合併まで
043 001	漁業振興資金利子補給(債務負担行為)	鶴岡市で債務負担行為を設定していない。	合併時に新市全体で調整する。	合併まで
043 002	漁業後継者育成資金利子補給(要綱)	鶴岡市は交付要綱、温海町は交付規程により補給している。	合併時から新たな負担割合を適用する。	合併まで
043 002	漁業後継者育成資金利子補給(債務負担行為)	鶴岡市で債務負担行為を設定していない。	合併時に新市全体で調整する。	合併まで
043 003	山形県沿岸漁業整備開発協会負担金	鶴岡市と温海町の事業内容は同一。負担金額に違いがある。	合併後は1市の負担金とする。	当面従来どおり
043 004	漁業共済掛金補助金	鶴岡市と温海町の事業内容、負担割合は同一である。	合併後は1市の補助金とする。	当面従来どおり
043 005	漁村振興整備支援事業(事業内容)	鶴岡市と温海町で事業内容に違いがある。	現行のとおりそれぞれ事業を行う。	当面従来どおり
043 005	漁村振興整備支援事業(予算措置)	温海町で補助金を交付している。	新市において調整する。	合併まで
043 006	特定漁場整備事業	国の補助事業で鶴岡市、温海町とも同一である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
043 007	水難救済事業	鶴岡市と温海町の水難救済会で報酬額、組織体系、定数に違いがある。	合併時に2市町の水難救済会を現体制で統合し、報酬額等は新たに定める。	合併まで
043 007	水難救済事業(表彰規程)	鶴岡市には表彰規程がない。	合併時に新市の表彰規程を制定する。	合併まで
043 007	水難救済事業(担当部署)	事業担当課に違いがある。	合併時に防災担当課に一元化する。	合併まで
043 008	遊漁対策振興事業	鶴岡市の遊魚センター事務である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
043 009	一般事務(水産振興協議会)	鶴岡市は要綱、温海町は条例で規定している。	合併時に新市の水産振興協議会を設置する。	合併まで
043 009	一般事務(事業内容)	7市町村同一の事業内容である。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり

部会名	農林水産	分科会名	水産
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
043 010	漁業共済事業普及基盤整備強化特別対策補助金	鶴岡市と温海町で共済加入率により負担金額に違いがある。	合併後は1市の補助金となり支障がない。	当面従来どおり
043 011	さけ海中飼育事業補助金	鶴岡市と温海町で負担金額に違いがある。	合併後は1市の補助金とする。	当面従来どおり
043 012	クロダイ稚魚放流事業補助金	鶴岡市と温海町で負担金額に違いがある。	合併後は1市の補助金とする。	当面従来どおり
043 013	ふれあい整備推進事業補助金	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
043 014	山形県海と渚環境美化推進協議会	鶴岡市、温海町の事業内容、負担金額は同一である。	合併後は1市の負担金とする。	当面従来どおり
043 015	日本の渚全国協議会	鶴岡市のみが加入している。	合併後は新市としての加入とする。	当面従来どおり
043 016	アワビ原材料支給	温海町だけの事業である	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
043 017	漁港漁場機能高度化補助事業	国の補助事業で鶴岡市、温海町とも同一である。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
043 018	県漁港公衆トイレ等維持管理費	鶴岡市と温海町で管理委託先、委託内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
043 019	漁港管理事業(条例)	鶴岡市と温海町で土砂採取料金、占用料金に違いがある。	合併時に新たな基準を制定する。	合併まで
043 019	漁港管理事業(事業内容)	鶴岡市、温海町の事業内容は同一である。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
043 020	漁港修築事業負担金	県事業の負担で鶴岡市、温海町とも同一である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
043 021	漁港災害復旧事業	鶴岡市と温海町の事業内容は同一である。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
043 022	イワガキ養殖事業化実証事業	国の補助事業で鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
043 023	栽培漁業地域展開促進事業補助金	県漁協への負担であり鶴岡市、温海町とも事業内容、負担金額が同一である	合併後は1市の補助金とする。	当面従来どおり
043 024	アワビ放流事業	鶴岡市と温海町で放流個数、負担金額に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	農林水産	分科会名	水産
-----	------	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
043 025	内水面漁業振興事業費補助金	温海町と6市町村で補助金の交付先、交付金額に違いがあり、内水面事業全体で調整する必要がある。	合併後は1市の補助金とする。	経過措置	5年以内
043 026	内水面漁業活性化事業	鶴岡市と櫛引町のみ事業で内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
043 027	内水面漁業運営支援事業	鶴岡市のみ事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
043 028	内水面ふ化放流事業	温海町のみ事業だが、内水面事業全体で調整する必要がある。	合併後は1市の補助金とする。	経過措置	5年以内
443 001	地域水産物供給基盤整備事業	県事業であり、温海町のみが負担している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
443 002	水難救済各種負担金	鶴岡市と温海町で負担金の額に違いがある。	合併後は1市の負担金とする。	合併まで	
443 003	赤川アユなど資源活用事業	櫛引町のみ事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	農林水産	分科会名	農業委員会
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
044 001	定数・選挙	農業委員会数、農業委員の定数及び任期、選挙区設置の有無		
044 002	報酬	報酬額の相違。鶴岡市月額報酬、町村年額報酬。	新市で一元化する。	合併まで
044 003	条例等	鶴岡市部会の委員定数条例有り。例規の種類(規則、規定)の差異	鶴岡市の例規を基本に合併時に制定する。	合併まで
044 004	業務方針	重点事項、事業計画及び地域特性等の差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
044 005	活動・研修	研修内容、個人負担に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
044 006	あっせん委員会	羽黒町、櫛引町のみの事業である。	新市全域を対象として調整する。	合併まで
044 007	事務局組織	農業委員会の委員及び定数の取扱いによる。	合併時まで業務執行体制等調整する。	合併まで
044 008	総会	町村では毎月総会を開催し審議しているが、鶴岡市は部会で審議。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
044 009	全員協議会	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで
044 010	部会	鶴岡市の農地部会は条例に基づくものであるが、三川町、朝日村及び温海町は条例に基づき設置した部会ではない。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
044 011	運営委員会	協議内容、構成人員等に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで
044 012	全国農業新聞	普及活動方法等に差異がある。	合併時まで業務執行体制等調整する。	合併まで
044 013	広報発行業務	三川町を除く6市町村で発行しているが、発行回数、配布先に差異がある。	J A組合員を配布対象とし、年4回発行する方向で調整する。	合併まで
044 014	農業委員会概要	温海町を除く6市町村で発行している。発行部数等に差異がある。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで
044 015	農業者年金	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで

部会名	農林水産	分科会名	農業委員会
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
044 016	年金協会	会員構成、会費の有無に差異がある。	5年以内に受給者も加入し、全会員から会費を徴集する方向で調整する。	経過措置	5年以内
044 017	農業委員会交付金	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 018	嘱託登記	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 019	税金相談	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 020	制度資金	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。但し、既利子補給者には経過措置を講ずる。	合併まで	
044 021	農業経営研究会	鶴岡市、藤島町及び三川町は事務局を担当しており、朝日村は県経営者協会に負担金を負担している。	合併時まで個人加入に移行し廃止する。	合併まで	
044 022	簿記講習会	櫛引町のみのものである。	新市全域を対象として実施する。	合併まで	
044 023	関係機関事業	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 024	庶務一般	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 025	その他事業	農業委員会OB会に関する業務に差異がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
044 026	権利移動	審議機関(部会・総会)の差異はあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 027	農地転用	審議機関(部会・総会)の差異はあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 028	賃貸借解約等	審議機関(部会・総会)の差異はあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 029	和解仲介	審議機関(部会・総会)の差異はあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 030	標準小作料設定	小作料等に差異がある。	合併時まで協議会を一元化し、3年以内に小作料の調整を行う。	経過措置	3年以内

部会名	農林水産	分科会名	農業委員会
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
044 031	農業生産法人	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 032	国有農地管理	鶴岡市と榊引町のみのものである。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 033	農振計画除外	審議機関(部会・総会)の差異はあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 034	適格者証明	審議機関(部会・総会)の差異はあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 035	非農地証明	非農地判断基準、発行手続きの差異がある。	合併時まで統一基準、手続き方法等決める。	合併まで	
044 036	耕作証明	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 037	各種証明・届出	三川町のみ現況証明手数料を徴収している。	三川町の手数料は廃止する。	合併まで	
044 038	砂利採取対策	鶴岡市以外町村長部局が主管している。三川町では事務事業がない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 039	田床改良事業	榊引町のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
044 040	認定農業者組織支援	榊引町、三川町及び温海町で補助金を交付している。	組織補助は廃止し、活動費補助とし3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
044 041	認定農業者研修	藤島町、榊引町、三川町及び温海町で補助金を交付している。	補助制度を継続する方向で合併まで調整する。	合併まで	
044 042	農用地利用集積計画	調整機能、受け手基準に差異がある。	合併時まで統一基準を定める。	合併まで	
044 043	農業経営改善計画	審査、認定基準の差異がある。	合併時まで統一基準を定める。	合併まで	
044 044	水田農作業受委託促進事業	4市町で実施しているが、補助基準に差異がある。	合併時まで統一基準を定める。	合併まで	
044 045	新規就農者対策	榊引町、朝日村のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。	当面従来どおり	
044 046	水田営農担い手支援事業	朝日村のみのものである。	3年以内に廃止する。	経過措置	3年以内

部会名	農林水産	分科会名	農業委員会
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
044 047	農作業組織育成事業	羽黒町だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。	当面従来どおり	
044 048	認定農業者等育成事業	羽黒町、温海町だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。	当面従来どおり	
044 049	農業経営相談	3町で経営指導マネージャーを設置している。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
044 050	経営実態調査	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 051	ネットサロン運営	鶴岡市だけの事業である。	合併時まで廃止する。	合併まで	
044 053	アクションプログラム策定	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 054	農地銀行	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 056	農地流動化支援事業	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
044 057	あっせん基準・価格策定	羽黒町のみあっせん価格を必要に応じ見直す。	合併時まで統一する。	合併まで	
044 058	農作業賃金策定	各市町村で金額等に差異がある。	合併後3年以内に新市において基準を定める。	経過措置	3年以内
044 059	農業経営意向調査	羽黒町、榊引町、朝日村及び温海町で行っている。	合併時まで統一する。	合併まで	
044 060	県農業公社業務受託等	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 061	遊休農地対策	羽黒町、榊引町及び朝日村だけの事業である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
044 062	農地情報管理	鶴岡市、榊引町だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
044 063	農家台帳システム管理	温海町ではシステムを導入していない。	合併後3年以内にシステムを統一する。	経過措置	3年以内
044 064	土地管理情報	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	

部会名	農林水産	分科会名	農業委員会
-----	------	------	-------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
044 065	農用地利用改善団体委託料	櫛引町だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
044 066	生産組合長連絡協議会負担金	鶴岡市だけの事業である。	合併時まで廃止する。	合併まで
044 067	農業経営基盤強化資金利子助成金	朝日村では事業を行っていない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
044 069	各種負担金等	各市町村で加入団体、負担金額に違いがある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで
044 070	各種会議負担金	各市町村で加入団体、負担金額に違いがある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
071 001	課内調整事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 002	予算管理事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 003	文書管理事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 004	団体・協会負担金事務	各市町村で加入団体、負担金額に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
071 005	入札執行及び契約事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 006	整備促進期成同盟会(道路団体)	全ての市町村が加入する団体と一部市町村のみが加入する団体がある。	合併後は1市としての加入とし、事務局をもつ。合併後構成市町村が新市のみとなる団体は存続の必要性について検討する。	合併まで	
071 007	整備促進等同盟会(河川団体)	全ての市町村が加入する団体と一部市町村のみが加入する団体がある。	合併後は1市としての加入とし、事務局をもつ。合併後構成市町村が新市のみとなる団体は存続の必要性について検討する。	合併まで	
071 008	建設事業事務	鶴岡市、温海町のみ事務で算定額及び補助方法に差異がある。	合併後3年以内に補助基準を調整する。	経過措置	3年以内
071 009	温海・鶴岡建設促進協議会	鶴岡市、温海町のみ事務で補助対象項目に差異がある。	合併後3年以内に補助基準を調整する。	経過措置	3年以内
071 010	東北横断自動車道関連事務	鶴岡市、朝日村のみ事務で、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 011	都市計画法に基づく開発許可	各市町村の業務内容に差異があるが特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 012	土地利用条例に基づく開発協議	鶴岡市、藤島町及び羽黒町のみ事務で技術基準等に差異がある。	鶴岡市の例を基本とし3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
071 013	緑地管理	朝日村、温海町を除く5市町村の事務で管理方法に差異がある。	鶴岡市の例を基本とし3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
071 014	緑地使用許可	鶴岡市のみ使用を許可している。	鶴岡市の例を基本とし3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
071 015	緑地基金管理	鶴岡市のみ使用を許可している。	鶴岡市の例を基本とし3年以内に調整する。	経過措置	3年以内

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
071 016	管理運営事務(駐車場)	鶴岡市のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
071 017	管理運営事務(駐輪場)	鶴岡市、藤島町のみのものである。	有料駐輪場については現行のとおり新市に引き継ぎ、無料駐輪場については管理基準を3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
071 018	放置等秩序対策	鶴岡市、藤島町のみのものである。	5年以内に管理基準を調整する。	経過措置 5年以内
071 019	国道二次改築事業調整	鶴岡市、三川町、朝日村及び温海町のみのものである。	3年以内に一元化し事務を行なう。	経過措置 3年以内
071 020	文書整理・保存	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
071 021	都市計画台帳の整備	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で台帳が未整備である。	3年以内に台帳を整備する。	経過措置 3年以内
071 022	道路台帳の整備	羽黒町、櫛引町、朝日村を除く4市町の事務で台帳が未整備である。	3年以内に台帳を整備する。	経過措置 3年以内
071 023	都市計画図管理	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で地形図が不備である。	3年以内に地形図を整備する。	経過措置 3年以内
071 024	都市計画諸調査	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
071 025	都市計画概要発行	鶴岡市のみのものである。	3年以内に新市全体を対象とし作成する。	経過措置 3年以内
071 026	都市計画基礎調査	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
071 027	都市計画決定	都市計画区域の見直し。	3年以内に新市の都市計画区域の見直しをする。	経過措置 3年以内
071 028	審議会開催運営	審議会条例の改正。	1年以内に新市の審議会及び委員を選定する。	経過措置 1年以内
071 029	都市マス策定	都市計画マスタープランの改定。	5年以内に新市のマスタープランを策定する。	経過措置 5年以内
071 030	ワークショップ等開催運営(都市計画マスタープラン)	鶴岡市、藤島町及び三川町のみのもので、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
071 031	社会実験実施運営(都市計画マスタープラン策定)	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 032	歩いて暮らせるまちづくり	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 033	ワークショップ等開催運営(協同のまちづくり)	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 034	社会実験実施運営(将来都市像)	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 035	まちづくり協議会開催運営	藤島町のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 036	都市景観賞表彰	鶴岡市のみの事業である。	1年以内に新市全体を対象とする。	経過措置	1年以内
071 037	景観形成推進委員会運営	鶴岡市のみの事業である。	1年以内に新市の委員会及び委員を選定する。	経過措置	1年以内
071 039	用地交渉事務	鶴岡市、藤島町及び温海町のみの事務で、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 040	補助金請求事務	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 041	市施行街路事業(設計、監督、検査)	鶴岡市と藤島町の設計積算システムに差異がある。	3年以内にシステムを調整する。	経過措置	3年以内
071 042	まちづくり総合支援事業推進	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 043	県事業負担金	鶴岡市、藤島町及び温海町のみの事務で、特に調整する課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
071 044	県施行街路事業調整	鶴岡市、藤島町及び温海町のみの事務で、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 045	都市計画建築制限	鶴岡市、藤島町、三川町及び温海町のみの事務で、特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 046	地区計画決定	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 047	地区計画届出受理	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
071 048	壁面位置検査	鶴岡市のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 049	公拡法届出受理(進達)	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 050	路外駐車場届出受理	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 051	都市公園設置状況	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で、例規上の取扱いに差異がある。	例規及び告示方法を統一する。	合併まで	
071 052	職員による直営管理	鶴岡市、藤島町及び櫛引町のみのも業務で調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 053	公園管理業務委託	鶴岡市、藤島町、三川町及び温海町のみのも事務で、設計積算システムに差異がある。	3年以内にシステムの共有化を調整する。	経過措置	3年以内
071 054	公園樹木育成事業	鶴岡市のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 055	都市公園使用料	鶴岡市、藤島町、櫛引町及び温海町のみのも事務で、使用料基準に差異があり、免除基準が統一されていない。	使用料及び免除基準を調整する。	合併まで	
071 056	都市公園占用料	鶴岡市、藤島町及び温海町のみのも事務で、占用料基準に差異があり、免除基準が統一されていない。	鶴岡市道路占用料に併せて調整する。	合併まで	
071 057	町内会組織への管理委託	鶴岡市、藤島町及び三川町のみのも事務で、委託内容及び委託料の算定方法に差異がある。	3年以内に委託内容及び算定方法を調整する。	経過措置	3年以内
071 058	都市公園台帳整備	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で、台帳整備状況に差異がある。	1年以内に台帳を整備する。	経過措置	1年以内
071 059	鳥獣飼育業務	鶴岡市のみのも事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 060	農村公園設置状況	櫛引町を除く6市町村の事務で、例規上の取扱い及び管理区分に差異がある。	例規及び管理区分を調整する。	合併まで	
071 061	職員による直営管理	鶴岡市、藤島町、羽黒町及び朝日村のみのも業務で、調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
071 062	町内会組織への管理委託	櫛引町を除く6市町村の事務で、委託内容及び委託料の算定方法に差異がある。	3年以内に委託内容及び算定方法を調整する。	経過措置	3年以内
071 063	農村公園台帳整備	鶴岡市、藤島町、三川町及び朝日村のみの事務で、台帳整備状況に差異がある。	1年以内に台帳を整備する。	経過措置	1年以内
071 064	農村公園使用料	鶴岡市のみ使用料規定がある。	鶴岡市都市公園使用料に併せて調整する。	合併まで	
071 065	農村公園占用料	鶴岡市のみ占用料規定がある。	鶴岡市道路占用料に併せて調整する。	合併まで	
071 066	公園設置状況	各市町村で、例規上の取扱い及び管理区分に差異がある。	例規及び管理区分を調整する。	合併まで	
071 067	職員による直営管理	鶴岡市、藤島町、羽黒町及び朝日村のみの業務で、調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 068	町内会組織等への管理委託	各市町村で、委託内容及び委託料の算定方法に差異がある。	3年以内に委託内容及び算定方法を調整する。	経過措置	3年以内
071 069	公園台帳整備	朝日村、温海町を除く5市町のみの事務で、台帳整備状況に差異がある。	1年以内に台帳を整備する。	経過措置	1年以内
071 070	公園使用料	鶴岡市、藤島町及び羽黒町のみ使用料規定がある。	鶴岡市都市公園使用料に併せて調整する。	合併まで	
071 071	公園占用料	鶴岡市、羽黒町のみ占用料規定がある。	鶴岡市道路占用料に併せて調整する。	合併まで	
071 072	都市公園整備計画	鶴岡市、藤島町及び櫛引町のみ整備計画がある。	5年以内に新市の公園整備計画を策定する。	経過措置	5年以内
071 073	公園整備に係わる懇談会	鶴岡市のみ事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 074	都市公園整備事業	積算システムに差異がある。	3年以内にシステムの共有化を調整する。	経過措置	3年以内
071 075	公園施設改良事業	羽黒町、朝日村を除く5市町で事業を実施しているが、積算システムに差異がある。	3年以内にシステムの共有化を調整する。	経過措置	3年以内
071 076	緑の基本計画策定状況	鶴岡市のみ事業である。	5年以内に新市の基本計画を策定する。	経過措置	5年以内

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
071 077	生け垣設置助成事業	鶴岡市、三川町及び温海町で事業を実施しているが、補助目的及び補助率に差異がある。	5年以内に対象地域、補助率を調整する。	経過措置	5年以内
071 078	都市公園管理連絡協議会	鶴岡市、藤島町のための事業である。	5年以内に協議会の運営形態を調整する。	経過措置	5年以内
071 079	農村公園管理連絡協議会	鶴岡市、藤島町のための事業である。	5年以内に協議会の運営形態を調整する。	経過措置	5年以内
071 080	緑地団体との連絡調整	羽黒町、朝日村を除く5市町の事務で加入団体、負担金額に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
071 081	天神祭実行委員会	鶴岡市のための事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 082	公園使用申請	羽黒町、朝日村を除く5市町で事務を行っているが、受付、許可及び使用料徴収方法に差異がある。	合併までに申請、許可の処理方法を統一し各支所で事務処理ができる体制を調整する。	合併まで	
071 083	占用許可申請	羽黒町、朝日村を除く5市町で事務を行っているが、受付、許可及び占用料徴収方法に差異がある。	合併までに申請、許可の処理方法を統一し各支所で事務処理ができる体制を調整する。	合併まで	
071 084	公園施設設置許可申請	羽黒町、朝日村を除く5市町で事務を行っているが、受付、許可及び使用料徴収方法に差異がある。	合併までに申請、許可の処理方法を統一し各支所で事務処理ができる体制を調整する。	合併まで	
071 089	第3セクター支援事業	鶴岡市のための事業である。	3年以内に支援策を策定する。	経過措置	3年以内
071 091	シビックコア地区整備事業	鶴岡市のための事業である。	3年以内に整備方針を策定する。	経過措置	3年以内
071 094	元気居住都心整備事業	鶴岡市のための事業である。	3年以内に整備方針を策定する。	経過措置	3年以内
071 095	区画整理事業一般業務	鶴岡市、温海町のための事業で、事業計画に差異がある。	3年以内に事業計画を調整する。	経過措置	3年以内
071 096	土地区画整理事業	鶴岡市、温海町のための事業で、事業実施状況に差異がある。	3年以内に事業実施状況を調整する。	経過措置	3年以内
071 097	住宅マスタープラン	鶴岡市のみが策定している。	3年以内に新市の住宅マスタープランを策定する。	経過措置	3年以内

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
071 097	庶務的事項等(県住宅供給公社)	鶴岡市のみの事務である。	新市として構成員となる。	合併まで	
071 097	庶務的事項等(住宅整備協議会)	鶴岡市のみの事務である。	3年以内に廃止する。	経過措置	3年以内
071 098	団体・協会負担金事務(加盟団体・協会)	温海町を除く6市町村の事務で加入団体、負担金額に差異がある。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
071 098	団体・協会負担金事務(火災保険)	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	合併後は新市として加入し、負担する。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(住宅戸数、種類)	櫛引町を除く6市町村の業務で、内容に差異があるが特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(入居資格)	羽黒町、朝日村の収入基準に相違がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(敷金)	藤島町、羽黒町で敷金を3ヶ月分徴収している。	藤島町の例を基本に調整する。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(使用期間)	鶴岡市2年、三川町、温海町3年で、他の町村は期間設定がない。	新規入居者より、三川町及び温海町の例を基本に調整する。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(連帯保証人)	連帯保証人数及び保証人の資格等に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(駐車場)	鶴岡市のみ駐車料金を徴収している。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 099	市町村営住宅の管理(入居者募集)	鶴岡市のみ募集期間を定めている。他の町村は随時募集している。	募集方法は鶴岡市の例による。但し、受付等は従来どおり各支所でも行なう。	当面従来どおり	
071 099	市町村営住宅の管理(入居者選考・決定)	各市町村で入居者選考基準に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(入居選考委員会)	朝日村では入居選考委員会組織がない。	鶴岡市、三川町及び温海町の例を基本に調整する。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(明渡し及び修繕)	明渡し時の手続き及び修繕項目に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 099	市町村営住宅の管理(届出書類・窓口)	櫛引町を除く6市町村の業務で、内容に差異があるが特に調整する課題はない。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 100	市町村営住宅家賃等(家賃算定)	各市町村で住宅使用料算定基準に差異がある。	鶴岡市の例を基本に5年以内に調整する。	経過措置	5年以内

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
071 100	市町村営住宅家賃等(近傍同種家賃算定他)	各市町村で住宅使用料算定に係る損害保険料率算出基準に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 100	市町村営住宅家賃等(家賃納付方法)	各市町村で住宅使用料納付形態に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 100	市町村営住宅家賃等(督促手数料)	鶴岡市50円、温海町100円、他の町村は督促手数料を徴収していない。	督促手数料は新市の督促手数料の例による。	合併まで	
071 100	市町村営住宅家賃等(滞納者対策)	各市町村で事務処理方法に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 100	市町村営住宅家賃等(収入申告時期)	各市町村で事務処理方法に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 100	市町村営住宅家賃等(減免及び不納欠損)	各市町村で事務処理方法に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 100	市町村営住宅家賃等(家賃算定電算システム)	各市町村で事務処理方法に差異がある。	鶴岡市の例を基本に調整する。	合併まで	
071 100	市町村営住宅家賃等(国庫補助申請)	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 101	市町村営住宅維持・営繕管理(公営住宅ストック総合活用計画)	鶴岡市のみ公営住宅ストック総合活用計画を策定している。	3年以内に新市の公営住宅ストック総合活用計画を策定する。	経過措置	3年以内
071 101	市町村営住宅維持・営繕管理(営繕計画)	各市町村の営繕計画に差異がある。	5年以内に新市の営繕計画を策定する。	経過措置	5年以内
071 101	市町村営住宅維持・営繕管理(小修繕等)	各市町村の事業実施方法に差異がある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 102	建築確認関連	鶴岡市以外の6町村は進達事務のみである。	鶴岡市の例による。但し、受付等は各支所でも行なう。	合併まで	
071 103	建設リサイクル届出審査	鶴岡市だけの事務である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 104	電波障害防止指導	鶴岡市だけの事務である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 105	カラオケボックス設置指導	鶴岡市だけの事務である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 106	建築物等福祉環境整備指導	鶴岡市だけの事務である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築
-----	----	------	--------------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
071 107	特定生活関連施設届出関連	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 108	ハートビル法認定申請関連	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 109	建築動態統計調査	鶴岡市だけの事務である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 110	住宅需要実態調査	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 111	建築物等実態調査	鶴岡市だけの事務である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 112	建築確認月報報告	鶴岡市だけの事務である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 113	被災建築物応急危険度判定	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 114	住宅金融公庫設計審査	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 115	高齢者住宅等整備資金融資幹旋設計審査(福祉課)	鶴岡市だけの事務である。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 116	持家住宅建設資金利子補給補助	羽黒町、三川町及び温海町だけの事業であり、補助内容に差異がある。	5年以内に廃止する。	経過措置	5年以内
071 117	山形県住宅フェア鶴岡会場開催	鶴岡市だけの事務である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
071 118	山形県「伝承の匠」表彰該当者推薦	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 119	優良宅地・住宅認定	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 120	がけ地近接等危険住宅移転補助	三川町を除く6市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 121	災害危険区域建築認定申請関連	各市町村同一の事務で特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行なう。	合併まで	
071 123	克雪住宅建築補助金	朝日村だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
072 001	経理事務(業務)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 002	予算事務(業務)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 003	文書管理事務(業務)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 004	台帳整備業務委託(道路)	各市町村で補正時期、委託先に違いがある。	当面現行のとおりとし、新市において調整する。	経過措置	5年以内
072 005	修繕業務委託(道路照明灯)	各市町村同一の業務内容で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 006	台帳整備業務委託(道路照明灯)	各市町村の業務内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 007	国交省所管建設事業決算統計事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 008	市町村公共施設状況調査	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 009	道路施設現況調査	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 010	全国道路交通情勢調査	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 011	交付税に伴う道路調査統計	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 012	入札・契約の執行(事業課分)	各市町村の業務内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 013	駅前広場管理協定	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 014	国・県道管理移管	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 015	区画整理事業施設管理移管	鶴岡市と温海町だけの事業で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 016	農業用水路管理移管	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
072 017	各種施設管理業務	鶴岡市と朝日村のみの事務で内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 018	団体・協会負担金(道路関係)	各市町村で加入団体、負担金額に違いがある。	合併後は1市としての加入、負担金とする。	合併まで	
072 019	団体事務(道路関係)	各市町村で取扱い団体に違いがある。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 020	団体・協会負担金(河川・砂防等)	各市町村で加入団体、負担金額に違いがある。	合併後は1市としての加入、負担金とする。	合併まで	
072 021	団体事務(河川・砂防等)	各市町村で取扱い団体に違いがある。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 022	団体・協会負担金(港湾関係)	鶴岡市と温海町で加入団体、負担金額に違いがある。	合併後は1市としての加入、負担金とする。	合併まで	
072 023	団体事務(港湾関係)	鶴岡市と温海町で取扱い団体に違いがある。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 024	国道バイパス建設促進連絡協議会	鶴岡市と朝日村のみの事業で内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 025	県事業負担金	各市町村で対象事業、負担金額に違いがある。	合併後は1市としての負担金とする。	合併まで	
072 026	県事業に対する地域住民との調整	各市町村同一の業務内容で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 027	共同下水溝整備事業補助	鶴岡市、藤島町、三川町の事業で補助対象項目、補助率に違いがある。	鶴岡市の例を基本に3年以内で調整する。	経過措置	3年以内
072 028	道路舗装新設事業補助	温海町を除く6市町村の事務で、補助対象項目、補助率に違いがある。	鶴岡市の例を基本に3年以内で調整する。	経過措置	3年以内
072 029	竣工検査事務(補助関係)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 030	道路占用許可	国、県の基準により占用料に市と町村では違いがある。	国の基準により市としての占用料に、3年以内で調整する。	経過措置	3年以内
072 031	法定外公共物占用許可	占用料は道路占用料に準じているので、市と町村では違いがある。	道路占用料に併せて、3年以内で調整する。	経過措置	3年以内
072 032	準用河川占用許可	鶴岡市と朝日村のみの事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
072 033	竣工検査事務(占用関係)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 034	24条承認工事(道路関係)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 035	法定外公共物工事施工許可	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 036	竣工検査事務(24条、法定外工事関係)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 037	道路河川占用	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 038	土地改良施設多目的使用申請	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 039	通行制限	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 040	特殊車両通行許可	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 041	一般乗合旅客自動車運送経路等変更	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 042	祭関係交通規制	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
072 043	道路幅員証明	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 044	国・県道路改良に伴う市道に関する協議	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで
072 045	雨水幹線接続協議	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
072 046	地下埋設物連絡協議会	鶴岡市のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり
072 047	土木施設に関する市民要望への対応事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
072 048	予算事務(工務)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
072 049	起債申請等事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 050	補助金申請等事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 051	道路側溝台帳整備	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 052	道路整備に関する調査	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 053	道路整備計画	各市町村それぞれの総合(振興)計画で道路の整備計画を定めている。	新市の道路整備計画を、3年以内に策定する。	経過措置	3年以内
072 054	道路側溝・下水路整備計画	朝日村、温海町をのぞく5市町それぞれで整備計画を定めている。	新市の道路側溝、下水路整備計画を、3年以内に策定する。	経過措置	3年以内
072 055	橋梁整備計画	各市町村それぞれで橋梁整備計画を定めている。	新市の橋梁整備計画を、3年以内に策定する。	経過措置	3年以内
072 056	国道管理者協議	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 057	県道管理者協議	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 058	河川管理者協議	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 059	公安委員会等協議	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 060	土地改良区等協議	温海町を除く6市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 061	日沿道事業調整事務	鶴岡市、温海町の同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 062	労働災害防止対策	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 063	道路規格等に関する研究会開催事務	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 064	交通安全総点検	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
072 065	市単独事業	各市町村それぞれ市町村単独事業を実施している。	継続中の事業は完了まで実施する。	経過措置	3年以内
072 066	国庫補助事業	各市町村それぞれ国庫補助事業による事業を実施している。	継続中の事業は完了まで実施する。	経過措置	3年以内
072 067	地方特定道路事業	各市町村それぞれ地方特定事業を実施している。	継続中の事業は完了まで実施する。	経過措置	3年以内
072 068	橋梁新設改良事業	各市町村それぞれ橋梁新設改良事業を実施している。	継続中の事業は完了まで実施する。	経過措置	3年以内
072 069	市管理河川改良事業	藤島町と三川町を除く5市町村でそれぞれ河川改良事業を実施している。	継続中の事業は完了まで実施する。	経過措置	3年以内
072 070	公共災害復旧事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	継続中の事業は完了まで行い、新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 071	他課からの委託事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 072	事業説明会	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 073	設計積算事務	各市町村で利用している積算システムに違いがある。	当面は現行どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
072 074	竣工検査等事務(工務)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 075	文書管理事務(道路維持)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 076	予算事務(道路維持)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 077	要望事項への回答事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 078	作業分室管理事務	鶴岡市と朝日村のみの事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 079	検査等事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 080	契約事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
072 081	道路維持に関する各種調査事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 082	道路維持車輛整備維持管理事務	櫛引町、三川町、温海町を除く4市町村の事務であるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 083	除雪車輛整備維持管理事務	温海町を除く6市町村の事務であるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 084	市内一斉清掃事業	鶴岡市と藤島町のみのもので、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 085	舗装補修事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 086	小規模道路維持管理事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 087	道路清掃事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 088	側溝・下水路浚渫運搬事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 089	道路溝渠の草刈事業	各市町村で実施方法、報償金算定等に違いがある。	当面現行のとおりとし、新市において調整する。	経過措置	5年以内
072 090	緑地街路樹植栽管理事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 091	側溝蓋掛事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 092	防護柵設置事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 093	区画線設置事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 094	自転車道維持管理事業	鶴岡市のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 095	駅前広場・地下道維持管理事業	鶴岡市のみのものである。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 096	残土処分場・資材置場管理事業	温海町を除く6市町村の事務であるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
072 097	橋梁維持管理事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 098	除雪計画	各市町村で除雪計画等に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 099	車道除雪事業	各市町村で車道除雪事業の内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 100	歩道除雪事業	温海町を除く6市町村の事務で歩道除雪事業の内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 101	施設除雪事業	各市町村で施設除雪事業の内容に違いがある。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 102	除雪精算事務	各市町村の事務内容に違いがあるが、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 103	除雪協力会事業	羽黒町、櫛引町、朝日村を除く4市町の事業で、支援制度等に違いがある。	当面現行のとおりとし、新市において調整する。	経過措置	5年以内
072 104	防雪柵設置撤去事業	朝日村を除く6市町の事業で、実施方法・土地使用内容に違いがある。	当面現行のとおりとし、新市において調整する。	当面従来どおり	
072 105	消雪施設事業	藤島町を除く6市町村の事業で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 106	雪囲設置撤去事業	鶴岡市、藤島町、櫛引町の事業で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 107	降雪予報業務委託	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 108	除雪車出動判断業務委託事務	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 109	除雪車借上事業	藤島町、櫛引町、温海町を除く4市町村の事業で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 110	除雪車購入事業	温海町を除く6市町村ごとに計画がある。	新市において調整する。	当面従来どおり	
072 111	河川一斉清掃事業	各市町村同一の事務であるが、羽黒町と三川町で謝金等を支払っている。	当面現行のとおりとし、新市において調整する。	当面従来どおり	
072 112	各種施設管理報償金事業	鶴岡市と三川町の事業で報償金に違いがある。	当面現行のとおりとし、新市において調整する。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
072 113	河川草刈事業	朝日村と温海町を除く5市町の事業で委託内容、謝金等に違いがある。	当面現行のとおりとし、新市において調整する。	経過措置	5年以内
072 114	河川植栽管理事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町の事業で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 115	河川浚渫事業	朝日村を除く6市町の事業で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 116	藻刈事業	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 117	河川構造物等維持管理補修事業	藤島町と榎引町を除く5市町村の事業で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 118	災害復旧事業	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 119	受託工事等事務	鶴岡市だけの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
072 120	文書管理事務(用地)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 121	予算事務(用地)	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 122	県用地対策連絡協議会連絡調整事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 123	地価公示・県地価調査関係事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 124	用地業務に関する調査事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	合併まで	
072 125	土地使用貸借契約事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり	
072 126	市町村道認定基準及び認定、廃止事務	各市町村で認定基準に違いがある。	現在の市町村道はすべて新市に引き継ぐ。新たな市道の認定は鶴岡市の例を基本に3年以内で調整する。	経過措置	3年以内
072 127	法定外公共物譲与申請業務	各市町村同一の事務で、管理システムに違いがある。	当面現行のとおりとし、新市において調整する。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	土木
-----	----	------	----

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
072 128	市道境界立会	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
072 129	法定外境界立会	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
072 130	公有水面埋立関係事務	鶴岡市と温海町の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
072 131	都市計画法32条関係意見書交付事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
072 132	国有地用途廃止等意見書交付事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
072 133	寄付・未登記処理	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
072 134	現年度事業に伴う登記異動処理	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
072 135	事業に伴う用地取得、物件補償事務	各市町村同一の事務で、特に調整する課題はない。	新市で一元化し事務を行う。	当面従来どおり
772 028	克雪対策生活道支援事業	朝日村のみの事業である。	現行のとおり新市に引き継ぐ。	当面従来どおり

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 001	水道事業の行政組織	各水道事業体で組織が異なる。藤島町、三川町では一部事務組合で運営している。			
073 002	水道事業の事務分掌	各水道事業体で事務分掌が異なる。	合併時に統一する。	合併まで	
073 005	行政区域外給配水の状況	温海町で山北町の一部に給水している。	現行のまま新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
073 006	水道事業の条例及び規程の制定、改廃事務	各事業体で事務を行っている。	合併時に地方公営企業法の規定に基づき処理する。	合併まで	
073 007	水道事業の告示、訓令事務	各事業体で事務を行っている。	合併時に地方公営企業法の規定に基づき処理する。	合併まで	
073 008	水道事業での文書等の収発及び保管事務	業務自体は差異がないが、執行方法が異なる。	基本的には新市で統一して行う。	合併まで	
073 009	水道事業での文書等の整理(破棄)事務	業務自体は差異がないが、執行方法が異なる。	基本的には新市で統一して行う。	合併まで	
073 010	水道事業での公印の管守事務	各事業体で異なる。	合併時に統一する。	合併まで	
073 011	水道事業の庁舎の管理事務	鶴岡市、月山水道企業団は独自庁舎、他町村は役場内に設置している。	独自庁舎は新市に引き継ぐ。他町村は一般行政と調整する。	合併まで	
073 012	水道事業での宿日直事務	鶴岡市のみ宿日直体制を採っている。	鶴岡市の宿日直は合併まで民間委託を検討する。	合併まで	
073 013	水道事業での表彰事務	日本水道協会表彰のほか、各市町村、団体で表彰している。	各市町村での表彰は、一般行政の調整に準拠する。	合併まで	
073 014	水道事業の広報事務	鶴岡市、月山水道企業団で独自広報を発行している。	新市以降後も独自広報を発行する。水道事業独自のホームページを作成する。	経過措置	3年以内
073 015	水道資料館管理運営事務	鶴岡市で資料館を設置している。	現行のまま引き継ぎ、新市で展示内容を検討する。	経過措置	3年以内
073 016	水道週間啓発事業	各事業体で事業内容が異なる。	現行のまま引き継ぎ、新市で実施内容を検討する。	経過措置	3年以内
073 017	水道使用者との懇談会事務	鶴岡市、朝日村、月山水道企業団で設置している。	新市で新たな組織の設置を検討する。	経過措置	3年以内
073 018	日本水道協会事務	各事業体で加入している。	新市として加入する。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 019	庄内市町村水道連絡協議会事務	各事業体で加入している。	新市として加入する。	合併まで	
073 020	庄内南部地域広域水道受水団体連絡協議会事務	温海町を除く市町村が加入している。	新市として加入する。	合併まで	
073 021	鶴岡地区暴力団対策協議会等他団体事務	鶴岡市のみが加入している。	新市として加入する。	合併まで	
073 022	全国水道企業団協議会	月山水道企業団で加入している。	合併前に退会する。	合併まで	
073 023	指定給水装置工事事業者登録等事務	登録手数料に差異がある。	合併時に鶴岡市、朝日村、温海町、月山水道企業団の例により統一する。	合併まで	
073 024	月山水道企業団議会運営事務	月山水道企業団のみの事務である。	月山水道企業団の解散により、事務も廃止となる。	合併まで	
073 027	水道事業での行政改革の推進	取組、課題に差異がある。	新市に移行後検討する。	経過措置	3年以内
073 028	水道事業の職員の任免、分限、懲戒その他職員の身分に関する事務	それぞれの市町村で規定している。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで	
073 029	水道事業の職員の服務、勤務時間その他勤務条件に関する事務	それぞれの市町村で規定している。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで	
073 030	水道事業の職員の公務災害事務	それぞれの市町村で行っている。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 031	水道事業の職員の研修事務	単独の研修を行っているのは鶴岡市のみである。	水道事業の独自研修は、新市に移行後研修計画を作成して実施する。	経過措置	3年以内
073 032	水道事業の臨時職員に関する事務	雇用条件に差異がある。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで	
073 033	水道事業の級別職務分類表	鶴岡市のみ9級までである。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで	
073 034	水道事業の給料表	鶴岡市、温海町、月山水道企業団は企業職給料表がある。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで	
073 035	水道事業の初任給基準	月山水道企業団のみ格付けが異なっている。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで	
073 036	水道事業の扶養手当	差異はない。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
073 037	水道事業の住居手当	支給額に差異はないが、櫛引町は対象者が一部異なる。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 038	水道事業の管理職手当	鶴岡市のみ部長級がある。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 039	水道事業の時間外勤務手当	1時間単価の計算根拠が異なる。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 040	水道事業の期末手当	差異はない。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 041	水道事業の勤勉手当	差異はない。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 042	水道事業の寒冷地手当	差異はない。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 043	水道事業の宿日直手当	鶴岡市のみである。	宿日直制度の廃止に合わせて、手当も廃止する。	合併まで
073 044	水道事業の管理職員特別勤務手当	櫛引町、月山水道企業団には制度がない。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 045	水道事業の特殊勤務手当	手当の種類、支給額に差異がある。	合併時に一般行政の調整内容を勘案して定める。	合併まで
073 046	水道事業の通勤手当	計算方法、支給額に差異がある。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 047	水道事業の退職手当	負担金、支給額等差異はないが、特別昇給が異なる。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 048	水道事業の児童手当	差異はない。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 050	水道事業の単身赴任手当	鶴岡市、羽黒町、櫛引町、温海町で制度がある。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 051	水道事業の旅費	旅費規程に差異がある。	合併時に一般行政に準拠して定める。	合併まで
073 052	水道事業の職員の給与支払事務	月山水道企業団を除き、市町村長部局と事務を分担している。	合併まで人事担当部門と調整して統一する。	合併まで
073 053	水道事業の旅費支給事務	支給事務自体には差異はない。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 054	水道事業の職員の福利厚生事業	鶴岡市、温海町、月山水道企業団で行っている。	新市に移行後事業内容を検討する。	経過措置	3年以内
073 055	水道事業の職員厚生会の運営事務	鶴岡市のみである。	合併まで新市での厚生会の存否を決定する。	合併まで	
073 056	水道事業の市町村共済組合等に関する事務	差異はない。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 057	水道事業の職員の被服等の貸与事務	被服貸与基準に差異がある。	現行のまま引継ぎ、3年以内に統一する。	経過措置	3年以内
073 058	水道事業の職員定期健康診断事務	各市町村で実施している。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 059	水道事業の職員の安全、衛生管理事務	水道事業単独で行っているのは鶴岡市のみである。	現行のとおり労働安全衛生法等に従い対応する。	当面従来どおり	
073 060	水道事業の職員の安全運転管理事務	水道事業単独で行っているのは鶴岡市のみである。	現行のとおり道路交通法等に従い対応する。	当面従来どおり	
073 061	水道事業の業務報告に関する事務	調査業務に差異はないが、集約が必要である。	従来どおり調査し、集約して報告する。	合併まで	
073 062	水道事業概要作成等事務	鶴岡市のみ毎年度報告書を作成している。	毎年発行する。内容については合併後検討する。	合併まで	
073 063	水道事業計画	各事業体で策定している。	現行の計画を引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。	経過措置	3年以内
073 064	広域水道用水受水計画(給水協定)事務	各事業体で県と協定している。	各事業体の協定を新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
073 065	水道事業会計の設置状況(会計処理)	会計処理、科目・区分に差異がある。	合併時に上水道、簡易水道を1会計とし、科目・区分についても統一する。	合併まで	
073 065	水道事業会計の設置状況(羽黒町飲料水供給施設)	羽黒町で飲料水供給施設の特別会計を設けている。	合併まで羽黒町で調整する。	合併まで	
073 067	水道事業の予算の編成事務	各市町村で編成している。	合併時に統一する。	合併まで	
073 068	水道事業の予算の執行事務	鶴岡市を除き、企業会計システムを導入している。	執行事務は合併時に統一するが、企業会計システムは現行のまま引継ぎ、5年以内に統一する。	経過措置	5年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 069	水道事業の支出命令事務	鶴岡市を除き、企業会計システムを導入している。	支出命令事務は合併時に統一するが、企業会計システムは現行のまま引継ぎ、5年以内に統一する。	経過措置	5年以内
073 070	水道事業の国・県補助及び企業債の申請事務	各事業体で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 071	水道事業の一時借入金に関する事務	各事業体で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 072	水道事業の一般会計繰入金(補助金、負担金、出資金)等に関する事務	市町村により一般会計繰入金の状況に差異がある。	現在の基準で繰入れされるよう、一般会計と調整を図る。	合併まで	
073 073	水道事業の各種負担金	各事業体共通の団体と独自の団体への負担金がある。	共通の団体は新市として加入し、独自の団体は合併まで調整する。	合併まで	
073 074	簡易水道の高料金対策事務	朝日村のみである。	現行のまま引き継ぎ、該当する場合活用する。	当面従来どおり	
073 075	水道事業の資産の取得及び処分事務	各事業体で行っている。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 076	水道事業の資産の維持管理事務	調整が必要な課題はない。	現行のまま新市に引き継ぐ。	当面従来どおり	
073 077	水道事業の庁用車輛等の取得及び管理(保険・事故)事務	取得方法に差異がある。	合併時に統一する。	合併まで	
073 078	水道事業の企業債台帳の管理事務	各事業体で行っている。	現行のまま新市に引き継ぎ、新市において台帳を一元化する。	経過措置	3年以内
073 079	水道事業の売買契約事務	各事業体で行っている。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 080	水道事業の貸借契約事務	各事業体でO A 機器等多数の契約がある。	現行のまま新市に引き継ぎ、新市において3年以内に調整を図る。	経過措置	3年以内
073 081	水道事業の工事請負契約事務	各事業体で行っている。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 082	水道事業のその他の契約事務	各事業体で行っている。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 083	水道事業の契約保証事務	各事業体で行っている。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 084	水道事業の前払保証事務	前払金支払対象工事金額、工期、支払割合、支払上限額に差異がある。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 085	水道事業の工事指名競争入札参加者審査委員会の庶務に関する事務	審議基準額等に差異がある。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 086	水道事業の工事等入札事務	抵入札審査委員会の設置に差異がある。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 087	水道事業の消耗品等の購入及び管理事務	各事業体で行っている。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 088	水道事業の印刷物の発注事務	各事業体で行っている。	合併時に一般行政に準拠して行う。	合併まで	
073 091	水道事業の企業出納員・現金取扱員の配置状況	配置状況、支払準備金・つり銭準備金、現金取扱員の取扱限度額等に差異がある。	合併時に調整する。	合併まで	
073 092	水道事業の金融機関に関する事務	取扱金融機関、取扱手数料等に差異がある。	合併時まで一般行政の調整内容を受けて調整する。	合併まで	
073 093	水道事業の電算〔会計システム〕の管理事務	鶴岡市のみ導入していない。導入町村においても、システム、契約先、業務内容に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、新市において5年以内に統一する。	経過措置	5年以内
073 094	水道事業の収入に関する事務	各種伝票・帳票処理における日次・月次処理に差異がある。	会計処理は合併時に統一するが、企業会計システムは現行のまま引き継ぎ、5年以内に統一する。	経過措置	5年以内
073 095	水道事業の支払い(還付金処理を含む)事務	定例支払日、口座振込による方法に差異がある。	定例支払日は合併時に統一するが、口座振込方法は現行のまま引き継ぎ、新たな企業会計システムの導入時に統一する。	経過措置	5年以内
073 096	水道事業の支払いに係る資金計画事務	出納口座が鶴岡市のみ別段預金で、他は普通預金である。	合併時に統一する。	合併まで	
073 097	水道事業の仕訳日計表に関する事務	櫛引町のみ作成していない。	現行のまま引き継ぎ、新たな企業会計システムの導入時に統一する。	経過措置	5年以内
073 098	水道事業の補助簿(未払金、営業費用を除く)の整理事務	各事業体ともほぼ共通している。	現行のまま引き継ぎ、新たな企業会計システムの導入時に統一する。	経過措置	5年以内
073 099	水道事業の総勘定元帳の記帳事務	各事業体ともほぼ共通している。	現行のまま引き継ぎ、新たな企業会計システムの導入時に統一する。	経過措置	5年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 100	水道事業の振替伝票(未払金、営業費用)の整理、保管事務	各事業体ともほぼ共通している。	現行のまま引き継ぎ、新たな企業会計システムの導入時に統一する。	経過措置	5年以内
073 101	水道事業の試算表に関する事務	各事業体ともほぼ共通している。	現行のまま引き継ぎ、新たな企業会計システムの導入時に統一する。	経過措置	5年以内
073 102	水道事業の資産台帳の整理事務	台帳からの除却を行う年度に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、新市で統一する。	経過措置	3年以内
073 103	水道事業の各種支出命令審査事務	各事業体ともほぼ共通している。	現行のまま引き継ぎ、新市で統一する。	経過措置	3年以内
073 104	水道事業の決算調整事務	決算附属書類の記載事項に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、新市で統一する。	経過措置	3年以内
073 105	水道事業の剰余金の処分及び積立金に関する事務	各事業体で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 106	水道事業の半期業務状況報告事務	記載事項に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、新市で統一する。	経過措置	3年以内
073 107	水道事業の決算統計事務	各事業体で行っている。	現行のまま引き継ぎ、新市で統一する。	経過措置	1年以内
073 108	水道事業の例月出納検査事務	監査への提出物に差異がある。	合併までに調整する。	合併まで	
073 109	水道事業の料金表(料金体系)	口径別・用途別の料金体系に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、5年以内に料金の統一と合わせ、口径別料金体系を基本に統一する。	経過措置	5年以内
073 109	水道事業の料金表(料金)	料金に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、新市での水道事業計画を策定の上検討を行い、5年以内に統一料金とする。	経過措置	5年以内
073 110	水道事業の開閉栓事務(開閉栓対応)	開閉栓作業を鶴岡市では委託、他では直営で行っている。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。	合併まで	
073 110	水道事業の開閉栓事務(受付手数料)	羽黒町、朝日村のみ受付手数料を徴収している。	合併時に受付手数料は徴収しないこととする。	合併まで	
073 111	水道事業の検針業務に関する事務(実施方法等)	実施方法、委託先、委託単価に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 111	水道事業の検針業務に関する事務(検針システム等)	検針機種、機種の所有に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 111	水道事業の検針業務に関する事務(データ処理方法)	検針データの処理方法に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に検針システムと並行して調整する。	経過措置	3年以内
073 112	水道事業の検針水量点検事務	異常水量判定基準値に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 113	水道事業の誤検針の訂正等事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 114	水道料金の精算事務	精算の基準、方法等に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、5年以内に調整する。	経過措置	5年以内
073 115	水道料金の漏水減免に関する事務	減免基準、申請様式に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に鶴岡市の例を基本に統一する。	経過措置	3年以内
073 118	水道料金の特例料金に関する事務	軽減施策の有無、適用対象、軽減措置に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 119	水道料金の口座振替による方法(振替回数、データ処理)	口座振替回数、振替日、振替データ作成方法、データ交換処理方法に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、データ作成・交換処理等については水道料金収納システムの見直しと合わせ5年以内に調整する。	経過措置	5年以内
073 119	水道料金の口座振替による方法(手数料)	手数料単価が月山水道(20円)のほかの市町村は10円である。	合併時に5市町村の例により統一する。	合併まで	
073 120	水道料金の自主納付による方法(収納窓口)	収納窓口に差異がある。	合併までに統一する。	合併まで	
073 120	水道料金の自主納付による方法(収納処理)	収納処理に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、データ作成・交換処理等については水道料金収納システムの見直しと合わせ5年以内に調整する。	経過措置	5年以内
073 120	水道料金の自主納付による方法(納付組合)	納付組合の有無、交付金額等に差異がある。	新市に移行後3年以内に廃止の方向で検討する。	経過措置	3年以内
073 121	上下水道料金等収納事務	収納処理事務方法、運用システム機種、収納消込データ処理方法に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、データ作成・交換処理等については水道料金収納システムの見直しと合わせ5年以内に調整する。	経過措置	5年以内
073 122	水道料金の督促、催告事務(処理方法)	事務処理方法に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、データ作成・交換処理等については水道料金収納システムの見直しと合わせ5年以内に調整する。	経過措置	5年以内
073 122	水道料金の督促、催告事務(督促手数料)	督促手数料が鶴岡市は50円で他は100円である。	合併時に住民税等の督促手数料に準拠する。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 123	給水停止事務	給水停止基準に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に統一する。	経過措置	3年以内
073 124	水道料金の追徴及び還付事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 125	水道料金の滞納整理事務	滞納者に対する訪問集金に差異がある。	当面従来どおり行い、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 126	水道料金徴収に係る出力帳票等の整理保管事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 127	水道料金の欠損処分事務	欠損処分取扱事務に差異がある。	3年以内に統一する。	経過措置	3年以内
073 128	水道料金協議会設置事務	委員構成、任期、報酬等に差異がある。	新市において委員構成、任期等について検討する。報酬額は一般行政の額に準拠する。	経過措置	3年以内
073 129	水道料金改定事務	調整を要する課題はない。	新市において検討する。	経過措置	5年以内
073 130	水道加入金の状況(名称、金額)	名称、金額、算定基準に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、料金の統一に合わせて5年以内に調整する。	経過措置	5年以内
073 130	水道加入金、手数料等の状況(手数料)	給水工事にかかる手数料の種類、金額及び各種証明手数料等に差異がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。	合併まで	
073 130	水道加入金、手数料等の状況(配水管布設負担金等)	鶴岡市に配水管布設負担金、温海町に簡易水道等施設負担金がある。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 131	給水工事、修繕工事、その他の収入調定事務	収入調停方法等に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、新市において統一する。	経過措置	3年以内
073 132	給水工事手数料等の精算事務	鶴岡市、羽黒町でのみ行っている。	合併時に鶴岡市、羽黒町の例により統一する。	合併まで	
073 133	水道加入金、手数料等に関する帳票の整理・保管事務	適用規程に差異がある。	合併時に統一する。	合併まで	
073 134	水道事業の施設の設置状況(現行施設)	広域水道以外の水源施設が鶴岡市、櫛引町、朝日村、温海町にある。	現行の施設を新市に引き継ぎ、新たな整備計画を3年以内に作成し整備する。	経過措置	3年以内
073 134	水道事業の施設の設置状況(飲料水供給施設等)	羽黒町と朝日村には飲料水供給施設があり、羽黒町では飲用井戸についても管理している。	両町村において合併まで調整する。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 135	水道事業の指定材料	資材検討委員会を設置し、使用する資材を指定しているのは鶴岡市のみである。	現行のまま引き継ぎ、新市において鶴岡市の例を基本に統一し、指定する。	経過措置	3年以内
073 136	水道事業のたな卸資産の購入、出納、及び保管事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 137	水道事業の工事用器具の整備、保管事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 138	公衆水呑栓の管理事務	水道事業体で設置、管理しているのは鶴岡市のみである。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 139	水道給水管の移設及び漏水修理等の管理事務(施工方法)	直営と業者施工を併用しているのは鶴岡市のみである。	現行のまま引き継ぎ、新市において3年以内に直営施工廃止の方向で検討する。	経過措置	3年以内
073 139	水道給水管の移設及び漏水修理等の管理事務(維持管理区分)	維持管理区分、修繕費負担に差異がある。	合併時に新規給水装置工事箇所の維持管理区分は、鶴岡市の例を基本に統一する。ただし、既設箇所は現行のままとする。	合併まで	
073 140	水道配水管の移設及び漏水修理等の管理事務(施工方法)	直営と業者施工を併用しているのは鶴岡市のみである。	現行のまま引き継ぎ、新市において3年以内に直営施工廃止の方向で検討する。	経過措置	3年以内
073 140	水道配水管の移設及び漏水修理等の管理事務(断水手数料)	断水手数料の有無、金額等に差異がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。	合併まで	
073 141	水道配水管清掃作業事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 142	消火栓再生整備、転倒修繕事務	再生整備は鶴岡市のみ、設置、維持管理は藤島町、櫛引町、三川町、温海町は一般部局で行っている。	現行のまま引き継ぎ、設置、維持管理は水道事業で行ない、再生整備は廃止する方向で検討する。	経過措置	3年以内
073 143	消火栓の移設及び漏水修理等の管理事務	藤島町、櫛引町、三川町、温海町は一般部局で行っている。	現行のまま引き継ぎ、設置、維持管理は水道事業で行ない、直営施工は廃止する方向で検討する。	経過措置	3年以内
073 144	水道の減圧弁、仕切弁、空気弁、添架管等の保守点検事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 145	水道配水区域の管理事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 146	水道配管網図整備事務	縮尺等に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、マッピングシステムの導入を検討する。	経過措置	3年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 147	水道の仕切弁、空気弁、添架管、消火栓等の台帳管理事務	台帳整備の有無、整備台帳に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、マッピングシステムの導入に合わせ管理する。	経過措置	3年以内
073 148	水道給水管、配水管等に係る苦情処理事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 149	水道の仕切弁オフセット調査事務	櫛引町、朝日村は未整備、羽黒町は整備中である。	現行のまま引き継ぎ、マッピングシステムの導入に合わせ管理する。	経過措置	3年以内
073 150	マッピングシステムの検討事務	月山水道のみ導入している。	新市において早期導入に向けて検討する。	経過措置	3年以内
073 151	水道管等の埋設物の確認事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 152	水道事業での道路等占用許可申請事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 153	水道事業での道路等占用更新事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 154	水道事業での道路等掘削許可申請事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 155	水道事業での道路等使用許可申請事務	直営工事を行っている鶴岡市のみである。	新市において直営工事を廃止することに伴い、申請事務も廃止される。	経過措置	3年以内
073 156	給水装置連合幹線改良事業補助金の交付事務	鶴岡市と羽黒町で行っているが、補助内容、補助条件等に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に統一する。	経過措置	3年以内
073 157	浄水施設従事職員の健康診断(水道法)	調整を要する課題はない。	水道法に基づき従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 158	水道の水質検査事務	調整を要する課題はない。	水道法に基づき従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 159	水道の取・浄・配水施設の点検、維持管理事務	調整を要する課題はない。	水道法に基づき従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 160	水道原水の消毒設備の維持管理事務	調整を要する課題はない。	水道法に基づき従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 161	取水及び広域水道受水に関する事務	温海町は広域水道受水事務はない。羽黒町と月山水道は取水設備はない。	水道法に基づき従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 162	水道施設の電気設備の維持管理事務	調整を要する課題はない。	水道法に基づき従来どおり行う。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 163	水道浄・配水監視システムの維持管理事務	システムの機種、監視項目に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、統一に向けて検討する。	経過措置	5年超
073 164	水道の漏水調査事務	調査の有無、実施内容に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に実施方法、内容を検討する。	経過措置	3年以内
073 165	水道の宅地内漏水調査事務	調査方法に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に実施方法、内容を検討する。	経過措置	3年以内
073 166	水道の水圧調査事務	羽黒町と月山水道では実施していない。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に実施方法、内容を検討する。	経過措置	3年以内
073 167	給水装置工事の設計審査事務(審査事務)	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 167	給水装置工事の設計審査事務(施工基準)	給水装置工事施工基準に差異がある。	合併時に鶴岡市の基準に統一する。	合併まで	
073 168	指定給水装置工事事業者の指導事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 169	給水装置工事の検査事務	中間検査を行っているのは鶴岡市のみ、また検査方法に差異がある。	合併時に統一する。	合併まで	
073 170	水道事業での民間の開発協議及び寄附事務	朝日村はない。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に統一に向けて検討する。	経過措置	3年以内
073 171	給水装置台帳の管理事務	管理方法に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に統一に向けて検討する。	経過措置	3年以内
073 172	貯水槽水道台帳の管理事務(台帳管理)	管理方法に差異がある。	合併時に鶴岡市の基準に統一する。	合併まで	
073 172	貯水槽水道台帳の管理事務(簡易専用水道)	鶴岡市、藤島町、三川町以外は水道事業で権限委譲を受けている。	合併時に鶴岡市、藤島町、三川町の例により統一する。	合併まで	
073 173	給水取締事務	取締基準に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に基準を統一する。	経過措置	3年以内
073 174	水栓台帳及び給水装置台帳の管理事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 175	水道の検満メーター取替事務	取替単価、契約内容等に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 176	集合住宅の水道メーターに関する事務	鶴岡市、月山水道のみである。	従来どおり行う。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 177	水道メーター購入、在庫管理事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 178	水道メーター設置状況の管理事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 179	異常水道メーターの検査事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 180	私設消火栓に関する事務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 181	水道施設の新設、拡張、改良工事の計画、立案事務	市町村により改良を要する石綿セメント管や鉛管がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に新たな整備計画を策定する。	経過措置	3年以内
073 182	水道施設の新設、拡張、改良、移設工事等の設計、監理事務(設計・施行基準)	設計・施工基準に差異がある。	現行のまま引き継ぎ、3年以内に鶴岡市の例を基本に統一する。	経過措置	3年以内
073 182	水道施設の新設、拡張、改良、移設工事等の設計、監理事務(設計料、管理料)	受託、依頼工事の設計料、管理料に差異がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。	合併まで	
073 182	水道施設の新設、拡張、改良、移設工事等の設計、監理事務(断水手数料)	受託、依頼工事に伴う断水手数料に差異がある。	合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。	合併まで	
073 183	水道工事の電算(積算システム)の管理事務	鶴岡市のみ行っている。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 184	地下水販売所の維持管理事務	鶴岡市のみ行っている。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 185	下水道構想エリアマップ策定(公共下水道)	各市町村で策定している。	新市において3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 187	公共下水道管渠整備計画	各市町村の長期計画の調整が必要である。	新市において3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 188	公共下水道終末処理場整備計画	各市町村の長期計画の調整が必要である。	新市において3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 189	公共下水道汚泥処理の基本計画	各市町村の基本計画の調整が必要である。	新市において3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 190	公共下水道受益者負担金決定業務	負担金算定方法、単価等に差異がある。	従来どおりとする。	当面従来どおり	
073 191	公共下水道受益者負担金賦課業務	賦課区域の決定方法、執行方法に差異がある。	当面従来どおりとし、3年以内に統一する。	経過措置	3年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 192	公共下水道受益者負担金徴収・滞納整理事務	徴収、収納、滞納整理の方法に差異がある。	当面従来どおりとし、3年以内に統一するが、指定金融機関については合併時に統一する。	経過措置	3年以内
073 193	公共下水道の予算に関する事務	事業単位で会計を統一する必要がある。	合併時に公共下水道事業会計を統一する。	合併まで	
073 194	公共下水道の決算統計に関する事務	事業単位で会計を統一するとともに、決算内容及びデータの集積方法を統一する必要がある。	1年以内に統一する。	経過措置	1年以内
073 195	公共下水道の消費税申告事務	特定収入、元利償還金の考え方を統一する必要がある。	1年以内に統一する。	経過措置	1年以内
073 196	公共下水道の国庫補助金申請に関する事務	各市町村で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 197	公共下水道の起債申請事務	新市の収支計画を策定する必要がある。	合併時に各市町村の整備計画を基に策定する。	合併まで	
073 198	公共下水道使用料の決定事務	使用料体系、用途区分、算定期間、消費税の取扱いに差異がある。			
073 199	公共下水道使用料の賦課、徴収、滞納及び調定事務	賦課、徴収、滞納整理の方法に差異がある。	3年を目途に統一するが、指定金融機関については合併時に統一する。	経過措置	3年以内
073 200	公共下水道の入札執行(担当課)	各市町村で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 201	公共下水道の契約(担当課)	各市町村で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 202	公共下水道の用地買収等の事務	基準、算定方法に差異がある。	用地買収、土地の貸借については、当面従来どおりとする。	当面従来どおり	
073 203	公共下水道の家屋損害の補償事務	算定基準、取扱方法に差異がある。	近年町村で実績がないため、当面従来どおりとする。	当面従来どおり	
073 204	公共下水道の経理・庶務一般及び調査・照会事務	各市町村で行っている。	基本的には新市で統一して行う。	合併まで	
073 205	公共下水道の各種負担金	各市町村共通の団体と独自の団体への負担金がある。	共通の団体は新市として加入し、独自の団体は合併まで調整する。	合併まで	
073 206	流域維持管理連絡会・流域促進協議会・下水道公社関連事務	藤島町、三川町で加入している。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
073 207	一部区域、他町村からの流入に伴う公共下水道の事務委託に関する事務	朝日村から櫛引町へ、山北町から温海町へ事務委託が行われている。	櫛引町と朝日村の事務委託は合併により消滅する。温海町と山北町の手務委託は従来どおりとする。	当面従来どおり
073 208	公共下水道の供用開始公示に関する事務	供用開始公示の時期、回数に差異がある。	当面従来どおりとし、3年以内に統一する。	経過措置 3年以内
073 209	水洗化普及促進活動業務	活動方法に差異がある。専門員体制の検討が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に業務を統一するとともに専門員体制を検討する。	経過措置 3年以内
073 210	下水道の日広報宣伝活動業務	活動内容に差異がある。	当面従来どおりとし、3年以内に検討する。	経過措置 3年以内
073 211	公共下水道の広報誌作成業務	各市町村で冊子、パンフレット等を作成している。	当面従来どおりとし、新市において内容を検討する。	経過措置 3年以内
073 212	公共下水道の整備状況及び普及状況作成業務	集計方法の調整が必要である。	当面従来どおりとし、新市において調整する。	経過措置 3年以内
073 213	公共下水道排水設備等改造補助金交付業務	鶴岡市と朝日村のみで制度の内容に差異がある。	新市を対象とし、合併時に統一する。	合併まで
073 214	公共下水道排水設備等改造利子補給業務	貸付限度額、貸付期間、利子補給の算定方法等に差異がある。	合併時に統一する。	合併まで
073 215	公共下水道排水設備工事の受付、審査、完了検査	審査基準は同一であるが、書式等に差異がある。	当面従来どおりとし、新市において書式の統一を含め検討する。	経過措置 3年以内
073 216	公共下水道排水設備指定工事店登録業務	登録手数料の有無に差異がある。	合併時に統一する。	合併まで
073 217	公共下水道排水設備工事責任技術者登録業務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり
073 218	公共下水道管渠等補修工事業務	調整を要する課題はない。	緊急性を重視し、当面従来どおり行う。	当面従来どおり
073 219	公共下水道管渠等清掃業務	清掃実施基準に差異がある。	当面従来どおりとし、新市において基準を統一する。	当面従来どおり
073 220	公共下水道管渠及び人孔目視調査業務	調査実施基準に差異がある。	当面従来どおりとし、新市において基準を統一する。	当面従来どおり
073 221	公共下水道台帳整備業務	電算処理と紙ベースの市町村がある。	当面従来どおりとし、段階的に電算処理を整備する。	経過措置 5年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 222	公共下水道排水設備設置義務免除申請受付・審査・決定	義務免除に該当する下水の種類に差異がある。	当面従来どおりとし、5年以内に調整する。	経過措置	5年以内
073 223	公共下水道補助管申請受付・審査	鶴岡市、藤島町、温海町のみである。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 224	公共下水道単独管路補助要綱に関する業務	区域外流入に対する公私費、補助について検討が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 225	公共下水道排水施設への物件設置申請受付・審査・許可	例規等の整備が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 226	公共下水道除害施設設置申請受付・審査・完了検査	例規等の整備が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 227	公共下水道事業認可計画の作成	各市町村の計画の調整が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 228	公共下水道実施計画の作成、事業計画の策定	各市町村の年度ごとの計画の調整が必要である。	新市において速やかに調整する。	経過措置	1年以内
073 229	公共下水道工事の施工業務(設計・監督・検査)	実施方法、発注方法の検討が必要である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 230	公共下水道での占用申請・更新業務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 231	施設増設及び改築更新計画の作成(公共下水道・終末処理場等)	終末処理場整備計画と施設台帳の一元化を図る必要がある。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 232	実施計画の作成(公共下水道・終末処理場等)	年度ごとの増設、改築更新計画の調整が必要である。	新市において速やかに調整する。	経過措置	1年以内
073 233	施工業務(設計・監督・検査)(公共下水道・終末処理場等)	施工業務の委託先に差異がある。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 234	公共下水道終末処理場・污泥処理場運転維持管理	一元集中管理体制の構築が必要である。	段階的に一元集中管理体制を構築する。	経過措置	5年以内
073 235	公共下水道中継ポンプ場及びマンホールポンプ維持管理	一元集中管理体制の構築が必要である。	段階的に一元集中管理体制を構築する。	経過措置	5年以内
073 236	水質検査業務(公共下水道)	検査項目、回数の調整及び一元集中管理体制の構築が必要である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 237	特定施設関係事務(公共下水道)	検査項目、回数、検査箇所等実施方法の統一の検討が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
073 238	施設の機械・電気設備維持管理及び修繕(公共下水道・終末処理場等)	一元集中管理体制の構築が必要である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
073 239	汚泥有効利用に関する共同実験業務	鶴岡市のみの事業である。	従来どおり行う。	当面従来どおり
073 240	産業廃棄物処理業務及びコンポストの分析業務	汚泥処理方法の見直し、一元化が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
073 241	コンポスト生産	鶴岡市のみの事業である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
073 242	コンポスト販売促進	鶴岡市のみの事業である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
073 243	経理・庶務一般(公共下水道・終末処理場等)	各市町村で行っている。	基本的には新市で統一して行う。	合併まで
073 244	広報活動業務(見学会等)(公共下水道・終末処理場等)	調整を要する課題はない。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり
073 245	下水道構想エリアマップ策定(集落排水)	各市町村で策定している。	新市において3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
073 247	農業集落排水整備計画	各市町村の実施事業種別と整備状況を把握し、見直しが必要である。	新市において3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
073 248	農業集落排水資源循環促進計画	資源循環型処理計画の策定が必要である。	新市において3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
073 249	集落排水新規地区採択調査設計業務	整備順位、時期を決定するための統一の基準が必要である。	新市において3年以内に調整する。	経過措置 3年以内
073 250	集落排水分担金賦課徴収業務	分担金算出、賦課・徴収方法の調整が必要である。	分担金算出方法は従来どおりとする。賦課・徴収方法は3年以内に統一する。	当面従来どおり
073 251	集落排水加入金賦課業務	加入金制度の有無、金額等に差異がある。	当面従来どおりとし、3年以内に統一する。	経過措置 3年以内
073 252	集落排水の予算に関する事務	事業単位で会計を統一する必要がある。	合併時に集落排水事業会計を統一する。	合併まで
073 253	集落排水の決算統計事務	事業単位で会計を統一するとともに、決算内容及びデータの集積方法を統一する必要がある。	1年以内に統一する。	経過措置 1年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 254	集落排水の消費税申告事務	特定収入、元利償還金の考え方を統一する必要がある。	1年以内に統一する。	経過措置	1年以内
073 255	集落排水の補助金交付申請等業務(申請、概算要求、実績報告等)	各市町村で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 256	集落排水の起債申請事務	新市の収支計画を策定する必要がある。	合併時に各市町村の整備計画を基に策定する。	合併まで	
073 257	集落排水使用料の決定事務	使用料体系、用途区分、算定期間、消費税の取扱いに差異がある。			
073 258	集落排水使用料の賦課、徴収、滞納整理及び調定事務	賦課、徴収、滞納整理の方法に差異がある。	3年を目途に統一するが、指定金融機関については合併時に統一する。	経過措置	3年以内
073 259	集落排水の入札執行(担当課)	各市町村で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 260	集落排水の契約(担当課)	各市町村で行っている。	合併時に統一する。	合併まで	
073 261	集落排水の経理・庶務一般及び調査・照会事務	各市町村で行っている。	基本的には新市で統一して行う。	合併まで	
073 262	集落排水の各種負担金	各市町村共通の団体と独自の団体への負担金がある。	共通の団体は新市として加入し、独自の団体は合併まで調整する。	合併まで	
073 263	集落排水の残事業量改訂業務	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 264	集落排水の事業計画変更業務	各市町村の計画を調整する必要がある。	新市において3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 265	集落排水の地元維持管理組合関連業務	交付金等の金額、算出方法に差異がある。	新市において3年以内に統一する。	経過措置	3年以内
073 266	集落排水の管路施設台帳作成	高度情報処理システムの一元化が必要である。	当面従来どおりとし、段階的に電算処理を整備する。	経過措置	5年以内
073 267	集落排水の処理施設台帳作成	高度情報処理システムの一元化が必要である。	当面従来どおりとし、段階的に電算処理を整備する。	経過措置	5年以内
073 268	集落排水の供用開始準備	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 269	集落排水の排水設備等改造補助金交付業務	鶴岡市と朝日村のみで制度の内容に差異がある。	新市を対象とし、合併時に統一する。	合併まで	

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期	
073 270	集落排水の排水設備等改造利子補給業務	貸付限度額、貸付期間、利子補給の算定方法等に差異がある。	合併時に統一する。	合併まで	
073 271	集落排水の未加入者対策(普及・啓蒙活動)事業	活動方法に差異がある。専門員体制の検討が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に業務を統一するとともに専門員体制を検討する。	経過措置	3年以内
073 272	集落排水の排水設備・物件設置申請認可業務	審査基準は同一であるが、書式等に差異がある。	当面従来どおりとし、新市において書式の統一を含め検討する。	経過措置	3年以内
073 273	集落排水事業実施計画書作成業務	各市町村の年度ごとの計画の調整が必要である。	新市において速やかに調整する。	経過措置	1年以内
073 274	集落排水事業施設の機能強化計画業務	計画的な更新事業が必要である。	新市において3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 275	集落排水の管路布設工事(設計・監督・検査)	各市町村で行っている。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 276	集落排水の処理場建設工事(設計・監督・検査)	各市町村で行っている。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 277	集落排水単独管路補助要綱に関する業務	区域外流入に対する公私費、補助について検討が必要である。	当面従来どおりとし、3年以内に調整する。	経過措置	3年以内
073 278	集落排水の県営事業に関する業務	羽黒町のみのものである。	従来どおり行う。	当面従来どおり	
073 279	集落排水の処理場・真空ステーション運転管理業務	公共下水道との一元集中管理体制の構築が必要である。	段階的に一元集中管理体制を構築する。	経過措置	5年以内
073 280	集落排水施設の電気・機械設備維持管理業務	公共下水道との一元集中管理体制の構築が必要である。	当面従来どおり行い、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 281	集落排水の真空弁、マンホールポンプ等維持管理業務	公共下水道との一元集中管理体制の構築が必要である。	段階的に一元集中管理体制を構築する。	経過措置	5年以内
073 282	集落排水の管路施設維持管理業務	公共下水道との一元集中管理体制の構築が必要であるとともに、調査実施基準の策定が必要である。	緊急性を重視し、当面従来どおり行い、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 283	集落排水の水質検査業務	検査項目、回数の調整及び一元集中管理体制の構築が必要である。	当面従来どおりとし、新市において検討する。	当面従来どおり	
073 284	集落排水の汚泥運搬、処分委託業務	処理方法の見直し、一元化が必要である。	新市において3年以内に調整する。	経過措置	3年以内

部会名	建設	分科会名	上下水道
-----	----	------	------

管理番号	事務事業名	調整課題	調整内容	時期
073 285	高速道路関連設計協議(集落排水)	調整を要する課題はない。	従来どおり行う。	当面従来どおり